

平成 18 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 18 年 6 月 9 日

閉会：平成 18 年 6 月 27 日

柳川市議会

第2回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6月9日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	考 案 日	
6月13日	火	本 会 議	議 案 質 疑
6月14日	水	考 案 日	
6月15日	木	本 会 議	一 般 質 問
6月16日	金	本 会 議	一 般 質 問
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	考 案 日	
6月20日	火	委 員 会	
6月21日	水	委 員 会	
6月22日	木	委 員 会	
6月23日	金	事務整理日	
6月24日	土	休 会	
6月25日	日	休 会	
6月26日	月	事務整理日	
6月27日	火	本 会 議	採決・閉会

第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

議 案	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 1 号	専決処分の承認について 専決第 4 号 柳川市職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例	18.06.13	原案承認
議 案 第 4 2 号	専決処分の承認について 専決第 5 号 柳川市税条例の一部を改正する条例	18.06.13	原案承認
議 案 第 4 3 号	専決処分の承認について 専決第 6 号 平成17年度柳川市一般会計補正予算 (第 8 号)	18.06.13	原案承認
議 案 第 4 4 号	専決処分の承認について 専決第 7 号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例	18.06.13	原案承認
議 案 第 4 5 号	専決処分の承認について 専決第 8 号 平成18年度柳川市一般会計補正予算 (第 1 号)	18.06.13	原案承認
議 案 第 4 6 号	専決処分の承認について 専決第10号 平成18年度柳川市老人保健特別会計補 正予算(第 1 号)	18.06.13	原案承認
議 案 第 4 7 号	平成18年度柳川市一般会計補正予算(第 2 号)につい て	18.06.27	原案可決
議 案 第 4 8 号	平成18年度柳川市水道事業会計補正予算(第 1 号)につ いて	18.06.27	原案可決
議 案 第 4 9 号	柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定 める条例の制定について	18.06.27	原案可決
議 案 第 5 0 号	柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について	18.06.27	継続審査
議 案 第 5 1 号	柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督 促及び滞納処分に関する条例の制定について	18.06.27	継続審査
議 案 第 5 2 号	柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.06.13	原案可決

議案 第53号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.06.13	原案可決
議案 第54号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	18.06.13	原案可決
議案 第55号	柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.06.13	原案可決
議案 第56号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	18.06.13	原案可決
議案 第57号	柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.06.13	原案可決
議案 第58号	市道路線の認定について	18.06.27	原案可決
議案 第59号	工事委託契約の締結について	18.06.27	原案可決
議案 第60号	福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について	18.06.13	原案可決
議案 第61号	福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について	18.06.13	原案可決
議案 第62号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	18.06.13	原案可決
議案 第63号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	18.06.13	原案可決
議案 第64号	柳川市監査委員の選任について	18.06.13	同意
議案 第65号	柳川市教育委員会委員の任命について	18.06.13	同意
議案 第66号	人権擁護委員候補者の推薦について	18.06.13	同意
議案 第67号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書につい	18.06.27	原案可決

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 2 号	専決処分の報告について 専決第 3 号 損害賠償額の決定	18.06.09	報 告
報 告 第 3 号	専決処分の報告について 専決第 9 号 損害賠償額の決定	18.06.09	報 告
報 告 第 4 号	柳川市土地開発公社の経営状況について	18.06.09	報 告
報 告 第 5 号	繰越明許費繰越計算書について	18.06.09	報 告
報 告 第 6 号	繰越明許費繰越計算書について	18.06.09	報 告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 6 号	公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）	18.06.27	継続審査
請 願 第 7 号	良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書（継続分）	18.06.27	継続審査
請 願 第 12 号	男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる 「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書（継続分）	18.06.27	継続審査
請 願 第 13 号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律の改正」を求める請願書	18.06.27	採 択

柳川市議会第2回定例会会議録

平成18年6月9日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	8番	藤丸剛正
9番	江崎一恵	10番	井上一實
11番	澤野雅夫	12番	古賀澄雄
13番	緒方寿光	14番	藤丸正勝
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎 實
20番	梅崎和弘	21番	足達征次
22番	山下千鶴子	23番	島添 勝
24番	白谷榮治	26番	龍 益男
27番	塩塚博愛	28番	三小田一美
29番	竹井澄子	30番	山田奉文
31番	横山忠行	32番	大橋淳一
33番	吉田勝也	34番	藤木利美子
35番	津村政道	36番	河村好浩
37番	佐々木創主	38番	森田文次
39番	諸藤哲男	40番	荒木 憲
41番	谷川通澄	42番	伊藤法博
43番	島添達也	44番	椛島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦 博宣	48番	大橋茂樹
50番	金子久男	51番	木下芳二郎
53番	田中雅美		

2. 欠席議員

18番 龍 国 男
52番 隈 川 直 樹

25番 平 川 秋 吉

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（平成18年2月分、3月分、4月分）
- (2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について
- (3) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第41号 専決処分の承認について（専決第４号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第42号 専決処分の承認について（専決第５号 柳川市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第43号 専決処分の承認について（専決第６号 平成17年度柳川市一般会計補正予算（第８号））
- 議案第44号 専決処分の承認について（専決第７号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 議案第45号 専決処分の承認について（専決第８号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第１号））
- 議案第46号 専決処分の承認について（専決第10号 平成18年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第１号））
- 日程（４） 議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について
- 議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第１号）について
- 日程（５） 議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について
- 議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について
- 日程（６） 議案第52号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程（ 7 ） 議案第58号 市道路線の認定について
議案第59号 工事委託契約の締結について
議案第60号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について
議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程（ 8 ） 議案第64号 柳川市監査委員の選任について
議案第65号 柳川市教育委員会委員の任命について
議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程（ 9 ） 報告について
- 1 報告第 2 号 専決処分の報告について（専決第 3 号 損害賠償額の決定）
 - 2 報告第 3 号 専決処分の報告について（専決第 9 号 損害賠償額の決定）
 - 3 報告第 4 号 柳川市土地開発公社の経営状況について
 - 4 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
 - 5 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程（ 10 ） 請願について
- 1 請願第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員48名、定足数であります。よって、ただいまから平成18年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、謹んで報告をいたします。柳川市議会議員新谷真澄氏には、6月1日、薬石の功もなく逝去されました。まことに哀悼痛惜に絶えません。

故新谷真澄議員は、議会議員に当選されること2期7年に及び、この間、地方自治の進展に尽くされた功績は周知のとおりであります。今後の御活躍に大なるものがあるとき、再び

相まみえることができないことを悲しむものでございます。

ここに故新谷真澄議員の御冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。黙祷。

〔黙 祷〕

議長（田中雅美君）

お直りください。御着席願います。

これより本会議に入ります。

諸般の報告について。

これから諸般の報告をいたします。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、去る5月25日、東京日比谷公会堂において開催されました第82回全国市議会議長会定期総会において、斉藤磨須雄議員、太田種生議員、藤木利美子議員が15年勤続議員表彰を受けられておりますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

斉 藤 磨 須 雄 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月25日

全国市議会議長会

会 長 国 松 誠

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

太 田 種 雄 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月25日

全国市議会議長会

会 長 国 松 誠

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

藤 木 利 美 子 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年 5月25日

全国市議会議長会

会 長 国 松 誠

〔拍手〕

議長（田中雅美君）

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝藏君）

皆さんおはようございます。本日は、平成18年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、3月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

初めに、4月26日、北九州市で福岡県市長会総会が開催されました。本市からは、有明海再生に向けての総合的対策の早期実施について外17議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において関係機関へ要望されることになりました。また、同じく本市から提案しておりました国民健康保険制度の抜本的改革につきましては、5月17日、鹿児島県霧島市で開催されました九州市長会総会と、6月7日に東京都で開催されました全国市長会議におきましても、それぞれ承認、決定され、全国、九州それぞれの市長会名で関係機関へ要望されることになりました。また、この間、筑後川下流域農業開発事業促進協議会、九州新幹線福岡県建設促進期成会、県南総合開発促進会議、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会等の総会が相次いで開催をされ、今年度の事業計画などが承認、決定されましたので、御報告をいたします。

次に、5月22日に福岡県有明海ノリ共販漁業協同組合連合会の発足式が行われました。今回の共販組織の結成は、県関係の皆様と旧大和高田漁業協同組合連合会の黒田会長、旧柳川大川漁業共同組合連合会の古賀会長を初めとした多くの方々の御尽力のたまものでございま

す。

私は、有明海漁業振興対策協議会会長として、常々県に対し、安価な外国産ノリが大量に輸入されるとノリ養殖業者の方々は致命的な被害をこうむることになると訴えてまいりましたし、全国有数の有明ノリの共販制度の組織化を願っております。したがって、このたび共販組織が設立されましたことは、ノリ養殖業者の方々にとって明るい希望をもたらすものと確信をいたします。

また、この共販組織の設立によって、福岡県産有明ノリも統一したブランド名福岡ノリとして正式に決定をされました。今後は新ブランド名の全国的な普及とより品質の高いノリの生産に官民一体となった運動を展開してまいりたいと考えております。

また、同日、県事業の沖端川舟溜り環境整備事業の竣工式も行われ、この事業のシンボルとなる巨大なモザイク画、干潟の恵みが披露されました。このモザイク画は、矢留小学校1年生が書いた有明海の幸をモチーフに、北原悌二郎先生が小石15万個を使って表現されたものでありまして、約5カ月かけての大作でございます。あわせて、この事業の中で、一体的に整備されました水辺の散策路、あずまや、また、なまこ壁は新たな観光資源として観光柳川の新名所となることを期待するものでございます。この場をおかりいたしまして、御尽力いただきました北原先生を初め、関係各位に深く感謝を申し上げます。

次に、福岡県介護保険広域連合の問題でございます。このことにつきましては、5月22日に、連合長であります山本会長に柳川市として脱退の意向を直接お伝えしたところでございます。このような経過を経まして、6月1日には、その準備組織として、保健福祉部、福祉事務所に介護保険準備室を設置いたしました。今後は多くの課題をクリアしなければなりません。広域連合と鋭意協議を重ねまして、脱退に向けた事務作業を進めてまいりたいと思います。

次に、5月29日、柳川市と柳川郵便局、江浦郵便局との間で道路情報の提供、ごみの不法投棄等の情報提供、災害時における柳川市と市内郵便局の相互協力、安全・安心まちづくりの4項目について覚書を締結いたしました。この覚書締結によって日々市内隅々まで行き来される郵便局員からさまざまな情報がもたらされ、よりスピーディーな行政の対応が可能となります。また、何よりも市民の皆様の安全で安心できる柳川市を創造する一助となることを期待するものでございます。

最後に、先日、佐賀空港に着陸する深夜貨物便の騒音解消について佐賀県に対し申し入れを行いました。

御承知のとおり、本年度に入り柳川市上空を通過した回数が急増し、4月、5月の2カ月間で既に昨年度1年間の半数に相当する19回を数え、市民生活に重大な影響を及ぼす事態となっております。したがって、なし崩し的に飛行回数がふえないこと、強風や濃霧等の定義及び実際の運用基準を明確にすることなどを趣旨とした申込書を古川佐賀県知事あてに

提出し、真摯に早急な取り組みを求めたところでございます。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（椋島隼人君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、早速でございますが、平成18年第2回柳川市議会定例会の会期日程について、6月6日議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日9日から27日までの19日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。10日、11日を休日で休会。12日は考案日。13日を議案質疑といたしております。14日は考案日。15、16日を一般質問。17、18日は休日で休会となっております。19日を一般質問。20日、21日、22日を委員会。23日は事務整理日として、24日、25日は休日で休会。26日は事務整理日。27日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第41号から議案第46号までの6議案の一括上程であります。

日程4が、議案第47号及び議案第48号の2議案の一括上程であります。

日程5が、議案第49号から議案第51号までの3議案の一括上程であります。

日程6が、議案第52号から議案第57号までの6議案を一括上程であります。

次に、日程7が、議案第58号から議案第63号までの6議案の一括上程であります。

日程8が、議案第64号から議案第66号までの3議案の一括上程であります。

日程9が、報告についてであります。

なお、この報告に対する質疑は、本日、本議会終了後の全員協議会でお願いすることにしたしております。

日程10が、請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第13号は、産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしており

ます。

議案第41号から議案第46号までの6議案を一括上程とし、質疑終了後、6議案とも即決といたしております。

次に、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第47号は総務委員会にこれを付託、議案第48号は建設委員会に審査を付託しております。

次に、議案第49号から議案第51号までの3議案を一括上程し、質疑終了後、議案第49号は総務委員会に審査を付託、議案第50号及び議案第51号は教育民生委員会に審査を付託しております。

次に、議案第52号から議案第57号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、6議案とも即決といたしております。

次に、議案第58号から議案第63号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第58号及び議案第59号は建設委員会に審査を付託、議案第60号から議案第63号まで4議案は即決といたしております。

次に、議案第64号から議案第66号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会において決定を見ておりますので、報告を申し上げます。

以上です。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番藤丸剛正議員及び45番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第3 議案第41号～議案第46号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第41号から議案第46号までの6議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第41号から議案第46号までの専決処分6議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第41号 専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

本案は、「柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本市職員の給与制度を国家公務員の制度に準じまして平成18年4月1日から一部改正しましたが、育児休業から復職した職員の給与の取り扱いについても、国家公務員の制度に準じて改正する必要がありましたので、専決処分したものでございます。

次に、議案第42号 専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

本案は、「柳川市税条例の一部を改正する条例」について、平成18年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容を申し上げますと、個人の市民税につきましては、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を行うための税率の見直し、定率減税の廃止や地震保険料控除の創設と、固定資産税については、負担水準が低い土地についての負担調整措置の見直しと、たばこ税につきましては7月からの税率の引き上げ等所要の改正を行い、あわせて条文の整備を行ったものでございます。

次に、議案第43号 専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

本案は、「平成17年度柳川市一般会計補正予算(第8号)」について、歳入における財源の変更が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成16年度から平成18年度の3カ年で実施しております漁場環境保全事業の財源として、市債を活用しておりますが、その年度末の最終調整において、市債の借入予定額が8,300千円となり、議決予算額8,200千円に対し100千円の限度額の不足となりましたので、歳入財源を更正するため専決処分を行ったものでございます。

予算の内容といたしましては、歳入の20款・市債に100千円を追加する一方、19款・諸収入を100千円減額しておりますため、予算総額には変更はございません。

次に、議案第44号 専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

本案は、「柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、平成18

年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が、平成18年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容を申し上げますと、非常勤の消防団員の損害補償について、補償基礎額、扶養加算額及び介護補償額を引き下げているものでございます。

次に、議案第45号 専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

本案は、北原白秋先生を初めとする文人の顕彰と周知、及び天然温泉を利用した足湯を備えた小規模休憩施設の建設のための予算を計上いたしました「平成18年度柳川市一般会計補正予算(第1号)」について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

厳しい財政の中でありますので、県に対しまして財政支援を要望しておりましたところ、去る4月11日に宝くじ助成金の決定通知があり、そこで、できるだけ早期の建物の完成を目指すためにも建物の設計を行う必要がありましたので、地方自治法第179条の第1項の規定により、平成18年4月21日付で専決処分を行ったものでございます。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ4,200千円を追加し、予算総額を27,999,200千円としたものでございます。

予算の内容としましては、歳出では7款・商工費に設計監理業務委託料4,200千円を計上し、歳入ではその財源として、19款・諸収入に宝くじ助成金4,200千円を計上したものでございます。

次に、議案第46号 専決処分の承認について、御説明を申し上げます。

本件は、「平成18年度柳川市老人保健特別会計補正予算(第1号)」について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年5月30日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本案は、平成17年度の決算見込みにおいて134,846,025円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、この不足額を平成18年度から繰り上げ充用し、歳入歳出それぞれ146,233千円を追加し、補正後の予算総額を9,210,233千円といたしたものでございます。

これは、歳入面で老人医療費を賄う支払基金交付金及び国・県支出金が、過去の医療費の実績等に基づく推計により概算交付されたのに対し、歳出面での医療給付費等の支出額が、概算交付の対象となった医療給付費等を上回ることとなったためでありまして、これらの不足額については、平成18年度に精算交付されることになっております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第47号及び議案第48号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第47号及び議案第48号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第47号及び議案第48号の補正予算関係2議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、柳川消防署東部出張所に配置いたします水槽付き消防ポンプ自動車購入費、郷土の文人の紹介や天然温泉の足湯を備えた小規模休憩施設整備事業費、いわゆる「からたち文人の足湯整備費」及び介護保険の単独導入のための準備経費などの予算措置が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額27,999,200千円に167,400千円を追加し、歳入歳出それぞれ28,166,600千円としようとするものでございます。

予算の内容を歳出から御説明をいたします。

3款．民生費は、介護保険導入に要する経費60,050千円と蒲池小学校学童保育所の児童の増加により空き教室を利用するため、空調設備費及び運営委託料として1,600千円を追加しております。

4款．衛生費は、戸別浄化槽の整備に向けた住民説明用パンフレットの印刷経費など1,495千円を追加しております。

7款．商工費は、旧白秋北団地跡地を駐車場として整備するため、隣接する沖端漁協水産物荷捌施設の物件調査費など1,480千円、及び小規模休憩施設整備事業費66,049千円を追加しております。

9款．消防費は、消防団員の退団の増加に伴う退職報償費1,970千円及び水槽付き消防ポンプ自動車購入費31,500千円を追加しております。

10款．教育費は、藤吉小学校の訴訟費用として弁護士委託料1,260千円、県から委託を受け実施する子供と親の相談員活用調査研究費700千円を追加しております。

また、社会教育費として、携帯電話基地局鉄塔建設工事に伴う徳益八枝遺跡発掘調査費1,296千円を追加しております。

次に、歳入について御説明します。

11款．分担金及び負担金は、足湯に温泉を利用するための温泉加入負担金420千円を追加しております。

12款．使用料及び手数料は、小規模休憩施設の温泉使用料340千円を追加しております。

13款．国庫支出金は、消防防災設備整備費補助金9,032千円を追加しております。

14款．県支出金は、放課後児童健全育成事業費638千円及び子供と親の相談員等活用調査研究委託金700千円を追加しております。

18款．繰越金66,394千円を追加しております。

19款．諸収入68,576千円を追加しておりますが、主なものは、消防団員退職報償費1,970千円及び宝くじ助成金64,050千円を追加しております。

20款．市債は、合併特例債を活用した消防施設整備事業21,300千円を追加しております。

次に、議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度の公営企業借換債に係る要件により、過去に公営企業金融公庫から高利率で借り入れた企業債について、低利率での借りがえが可能となったことから将来の財政負担軽減のため補正を行おうとするものでございます。

予算の内容を御説明申し上げますと、既決の資本的収入及び支出予算の収入額に新たに借りがえによる企業債収入として8,400千円を追加し、収入総額を492,084千円とし、同予算の支出額に企業債の繰り上げ償還元金分として8,442千円を追加し、支出総額を817,688千円としようとするものでございます。

また、これまでの企業債の借入に係る起債の目的等を定めた第5条予算に、公営企業借換債として8,400千円を追加しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第49号～議案第51号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第49号から議案第51号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第49号から議案第51号までの条例3議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定

について、御説明を申し上げます。

従前の地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約、つまり債務負担行為によることなく複数年度にわたり締結できる契約の範囲は、電気、ガスもしくは水の供給及び不動産を借り受ける契約に限られておりましたが、平成16年の地方自治法の改正により、その範囲が、物品の借り入れ及び役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務に支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものまで拡大をされました。

このため、本市においても、この地方自治法の改正に基づいた長期継続契約の締結が可能となるよう今回、条例の制定を行うものでございます。

条例の内容について申し上げますと、事務用機器や車両等の借り入れや保守に関する契約、役務の提供を受ける必要があります公共施設の維持管理業務に関する契約など長期継続契約ができる契約の内容と、借り入れ契約の場合は5年以内、役務提供の場合は3年以内とその契約ができる期間を定めるものでございます。

次に、議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、本市の汚水処理人口普及率が非常に低く、水環境の整備がおこなわれているため、生活排水対策として戸別浄化槽の早急な整備を推進するものでございます。

内容については、公共下水道全体計画区域外を対象に、現在、個人が設置した浄化槽に対して補助金を交付する方法から、市が公共工事として浄化槽を設置し維持管理を行い、個人からは設置時の一時分担金と月々の使用料を徴収する方法で、浄化槽の整備普及を図っていくものでございます。このため、浄化槽設置の個人負担がかなり軽減されますので、浄化槽整備が推進されるものと考えております。

浄化槽整備に係る財源につきましては、国が推進しております浄化槽市町村整備推進事業による国庫補助金、設置費用の一部を負担してもらう分担金、下水道事業債による市債などを充てることにいたしております。なお、市民への周知期間等をしんしゃくすれば、本年度において事業に着手するためには、本議会での条例可決が必要であり、事業実施の緊急性につきましても御配慮の上、御審議をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、市が公共工事として浄化槽を設置し維持管理を行い、個人からは設置時の一部分担金と月々の使用料を徴収する戸別浄化槽整備事業で、分担金及び使用料を期限までに納付しない者に対する督促及び遅延金の徴収並びに滞納処分に関する事項を規定するものでございます。

以上、御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますよう

お願いを申し上げます。

日程第6 議案第52号～議案第57号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第52号から議案第57号までの6議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第52号から議案第57号までの条例案6議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第52号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から施行されております「通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律」や平成18年5月24日施行されました「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」などにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容を申し上げますと、公務災害における通勤の範囲に関する条文の整理や「監獄」から「刑事施設」への名称変更など条文の整備を図るものでございます。

次に、議案第53号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成17年10月に制定されました「障害者自立支援法」により、市の附属機関として設置する「障害程度区分認定審査会」の委員報酬額を新たに定めるものでございます。

報酬額については、医師など専門性を重視して選任してあります近隣市や福岡県介護保険広域連合の介護保険認定審査会の委員報酬を参考に、委員長を日額15,500円、その他委員を日額13,300円といたしております。

次に、議案第54号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険の保険税について、介護納付金賦課額の限度額が80千円から90千円に引き上げられるとともに、平成16年度税制改正におきます年金課税の見直しにより、国民健康保険税の負担が増加する被保険者について急激な負担を緩和し、段階的に本来負担すべき保険税に移行できるよう平成18年及び平成19年の2年間経過措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第55号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、御説明を申し上げます。

本案は、福岡県の補助事業として行っております乳幼児医療費補助制度について、県の補助金交付要綱改正に伴い、従来支給対象外でありました3歳未満の乳幼児の初診、往診料を平成19年1月1日から支給対象とするため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第56号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年5月24日から施行されております「非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令の一部を改正する省令」により、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容を申し上げますと、法令の改正に基づき「監獄」を「刑事施設」に改めるよう条文の整備を図るものでございます。

次に、議案第57号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から施行されております「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容を申し上げますと、勤務年数10年以上25年未満の正副分団長や部長及び班長に係る消防団員退職報償金の支払額を引き上げるもので、平成18年4月1日から適用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第58号～議案第63号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第58号から議案第63号までの6議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第58号から議案第63号までの6議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第58号 市道路線の認定について、御説明を申し上げます。

本案は、1路線を新規に認定しようとするものでございます。

この路線は、都市計画決定道路（外堀線）の1区間で、まちづくり交付金事業で整備する

予定でございますが、この補助事業は、整備前に道路認定の手続を必要とするため、事業着手に先立ち、道路法の規定により新たに認定するものでございます。

次に、議案第59号 工事委託契約の締結について、御説明を申し上げます。

本工事は、柳川市公共下水道事業の終末処理場である柳川浄化センターに、ポンプ棟施設とその附属施設を新たに建設するものでございます。

下水道の処理場等の建設につきましては、多種の専門的かつ複雑な技術を要しており、数多くの受託した経験を生かし、豊富な経験を持つ技術スタッフで確実に安定した機能性とともにより低コストな施設を建設することができること、建設に当たる市側の技術職員の増員が抑えられ、経済的に事業が進められること、また、主要施設建設を委託する場合は、計画どおりに建設ができ、これと並行して管渠整備に専念できるなど、全体として下水道の計画的な建設と早期完成を図ることができるなど市の利益増進につながると考え、工事の委託を行うものでございます。

本案の工事の契約金額は、消費税5%を含み、980,000千円で、東京都港区赤坂六丁目1番20号、日本下水道事業団、理事長板倉英則と工事委託契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリート造りの地下2階、地上2階建て、延べ床面積833.54平方メートルのポンプ棟とその附属する沈砂池施設、水処理運転操作施設、水処理計装施設を建設するもので、完成は平成21年3月の予定でございます。

次に、議案第60号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年1月10日の築上郡築上町、同年2月11日の宮若市、同年3月6日の田川郡福智町、同年3月20日の朝倉市と京都郡みやこ町、同年3月26日の飯塚市及び同年3月27日の嘉麻市と、平成18年1月から3月までにありました市町村合併に伴い、福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について、市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について、御説明を申し上げます。

本案は、議案第60号と同様に、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村の合併による数の増減について、市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、御説明を申し上げます。

本案は、退職手当支給事務の共同処理を行っている福岡県市町村職員退職手当組合に、平成18年8月1日から飯塚市・桂川町衛生施設組合が加入することにより、同組合を組織する

団体数の増加と同組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき関係市町村として協議を行うものでございます。

次に、議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、御説明を申し上げます。

本案は、福岡県市町村職員退職手当組合に、平成18年10月1日から八女市に編入合併する八女郡上陽町が同組合から脱退し、八女市が新たに加入することにより、同組合を組織する団体数の増減と同組合規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき関係市町村として協議を行うものであります。

以上、6議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第64号～議案第66号

議長（田中雅美君）

日程8．議案第64号から議案第66号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第64号から議案第66号までの人事案件3議案について、御説明をいたします。

まず、議案第64号 柳川市監査委員の選任について、御説明をいたします。

本案は、柳川市監査委員のうち、識見を有する委員に松藤博明氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第65号 柳川市教育委員会委員の任命について、御説明をいたします。

本案は、柳川市教育委員会委員の小宮一範委員が平成18年7月7日付をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

本案は、人権擁護委員の大津勉委員が平成18年2月28日をもって辞任されたため、後任の委員候補者に大坪良平氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、3名につきましては、お手元に配付しております資料のそれぞれの略歴に示されますように、識見を有し、当該委員に最適と考え、提案に及んだ次第でございます。

どうぞ、御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第9 報告について

議長（田中雅美君）

日程9 . 報告について。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第3号 損害賠償額の決定）、報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償額の決定）、報告第4号 柳川市土地開発公社の経営状況について、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第2号から報告第6号までの5件について、御説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

本件は、自動車事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成18年3月30日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成17年12月20日午前9時55分ごろ、生活環境課所属職員が浄化槽の完了検査を実施するため、市の公用車で移動中、国道208号線大和中学校北交差点で信号待ちのために停車した際、助手席に置いていた書類が落下したので、その書類を拾い上げようとしたときにブレーキから足が滑り、同じく前で信号待ちしていたJA柳川大和支所の社用車に追突したもので、この事故に係る損害賠償額を759,452円と決定したところでございます。

なお、この損害賠償額は、全額、自動車損害賠償責任保険の保険金で補てんをいたしております。

次に、報告第3号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

本件は、市道における事故に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成18年5月9日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、平成17年11月14日、柳川市大和町鷹ノ尾1292番地2地先、市道築山北浦線において、市内在住者が原付バイクで走行中、路肩のアスファルト舗装がはがれた部分に前輪が落ちてバランスを崩し、転倒して負傷したというもので、この事故に係る損害賠償額を392,799円と決定いたしましたところでございます。

次に、報告第4号 柳川市土地開発公社の経営状況について、御説明を申し上げます。

本件は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項及び地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を、当該公社の決算書等に基づき、報告するものでございます。

平成17年度の経営実績につきましては、損益計算書に示しておりますとおり、事業収益、

事業外収益をあわせた収益は、122,017,113円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用をあわせた費用は、118,823,401円となっており、収入支出差し引き3,193,712円の純利益を生じております。

したがいまして、平成17年度における剰余金は、前年10,960,740円と平成17年度3,193,712円の純利益との合計額14,154,452円でありまして、これを平成18年度に繰り越しております。

財政状態につきましては、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は、現金預金及び公有用地を、固定資産は、パソコンを保有しております。

また、固定負債には、銀行からの長期借入金がございます。

平成18年度事業につきましては、公共用地管理費として3,422千円を計上しております。

次に、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、本年3月定例会において議決いただきました、平成17年度柳川市一般会計補正予算に計上しておりましたPFI事業導入支援業務委託料外6件の繰越明許費について、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり139,519,700円を平成18年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

本件は、本年3月定例会において議決いただきました、平成17年度柳川市下水道事業特別会計補正予算に計上しておりました繰越明許費について、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり78,801千円を平成18年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上をもちまして、報告といたします。

議長（田中雅美君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第10 請願について

議長（田中雅美君）

日程10. 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり、1件の請願を受理いたしております。

お諮りいたします。請願第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成18年6月13日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	江口	文博	2番	太田	武文
3番	椛島	隼人	4番	藤吉	昌徳
5番	樽見	哲也	6番	大橋	恭三
7番	太田	種生	8番	藤丸	剛正
9番	江崎	一恵	10番	井上	一實
11番	澤野	雅夫	12番	古賀	澄雄
13番	緒方	寿光	14番	藤丸	正勝
15番	斉藤	磨須雄	16番	藤丸	富男
17番	上村	信男	19番	江崎	實
20番	梅崎	和弘	21番	足達	征次
22番	山下	千鶴子	23番	島添	勝
24番	白谷	榮治	25番	平川	秋吉
26番	龍	益男	27番	塩塚	博愛
28番	三小田	一美	29番	竹井	澄子
30番	山田	奉文	31番	横山	忠行
32番	大橋	淳一	33番	吉田	勝也
34番	藤木	利美子	35番	津村	政道
36番	河村	好浩	37番	佐々木	創主
38番	森田	文次	39番	諸藤	哲男
40番	荒木	憲	41番	谷川	通澄
42番	伊藤	法博	43番	島添	達也
44番	椛島	貞博	45番	高田	千壽輝
46番	上妻	勝吉	47番	浦	博宣
48番	大橋	茂樹	50番	金子	久男
51番	木下	芳二郎	53番	田中	雅美

2. 欠席議員

18番 龍 国 男

52番 隈 川 直 樹

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第41号 専決処分の承認について(専決第4号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

議案第42号 専決処分の承認について(専決第5号 柳川市税条例の一部を改正する条例)

- 議案第43号 専決処分の承認について（専決第6号 平成17年度柳川市一般会計補正予算（第8号））
- 議案第44号 専決処分の承認について（専決第7号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 議案第45号 専決処分の承認について（専決第8号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第1号））
- 議案第46号 専決処分の承認について（専決第10号 平成18年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））
- 議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について
- 議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について
- 議案第52号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 市道路線の認定について
- 議案第59号 工事委託契約の締結について
- 議案第60号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について
- 議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について
- 議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の

- 増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の
増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第64号 柳川市監査委員の選任について
議案第65号 柳川市教育委員会委員の任命について
議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員50名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようにお願いをしておきます。

議案第41号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第42号 専決処分の承認について（専決第5号 柳川市税条例の一部を改正する条例）

議案第43号 専決処分の承認について（専決第6号 平成17年度柳川市一般会計補正予算（第8号））

議案第44号 専決処分の承認について（専決第7号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

議案第45号 専決処分の承認について（専決第8号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第1号））

及び議案第46号 専決処分の承認について（専決第10号 平成18年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））

についての6議題を一括議案といたします。

6議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第41号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第42号 専決処分の承認について（専決第5号 柳川市税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第43号 専決処分の承認について（専決第6号 平成17年度柳川市一般会計補正予算（第8号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第44号 専決処分の承認について（専決第7号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第45号 専決処分の承認について（専決第8号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第1号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号 専決処分の承認について（専決第10号 平成18年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

23番（島添 勝君）

23番島添です。21ページの介護保険事業の60,050千円の内訳を詳しくお願いします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

保健福祉部長です。島添勝議員の質問にお答えします。

今回の補正予算につきましては、来年1月28日に広域連合を脱退して、1月29日から柳川市単独で介護保険事業運営を行うための準備経費としての必要な補正予算でございます。

その具体的な内容については、1月29日から単独で実施するための新しい電算システム開発のための委託料が45,000千円。また、現在広域連合が持っていますデータを、単独実施の場合、柳川市にデータ移行をしなければなりません。そのデータ移行処理のための電算の処理経費として10,000千円。次に、介護保険の事務処理に必要なサーバーやパソコン機器等の借上料として、当面、来年1月から3月までの3カ月分の借上料1,500千円となっております。

また、単独実施の場合、介護保険事業計画を柳川市独自で策定しなければなりません。その策定のための業務委託料が3,000千円となっております。

そのほか、6月1日付で福祉事務所内に新設しました介護保険準備系の旅費等の経費でございます。

以上が主な予算支出の内容でございます。

23番（島添 勝君）

はい、ありがとうございます。

今、60,050千円の内訳を聞きましたけれども、単独でやるということになりますと、あと、今44市町村が連合に入っておりますけれども、もし、一つの自治体が不賛成に回った場合は、その金はどうなりますか。

保健福祉部長（本木芳夫君）

柳川市の場合、合併に伴う脱退と違いまして、9月にも予想されず広域連合を構成します市町村議会におきまして、一市町村でも反対がございましたら連合脱退ができないというふうな状況になってきます。そこまでのリスクを覚悟しての連合脱退というふうなことになります。そのため、構成する広域連合の議会で決まりますまでの間は、できるだけリスクを少なくするために、移行のための事務のうちに、予算の支出が伴わない準備事務、例えば、みやま市と同時に脱退するとすれば、12月議会で提案しなければならない関係条例を整備するための準備事務とか、介護保険事業計画についても単独で、先ほど申しましたように、実施しなければなりませんので、そのための実態調査とか、査定審議会設置の準備事務を先行しなければならないというふうに考えております。

しかしながら、どうしても予算支出が伴う分につきましては、一定のめどが立つまでは最小限にとどめる必要があるんじゃないかというふうに思っております。特に、電算関係の費用につきましては、どのようにしたらリスクを少なくすることができるのか、タイムリミットもございますので、できる限りリスクを最小限に抑えることができるようなさま

ざまな方法を慎重に検討していきたいというふうに思っております。

23番（島添 勝君）

最後のお願いなんですけれども、議会の方も、私たちも単独で運営できるように頑張らなければならぬと思いますけれども、市長の方も一生懸命頑張ってもらおうようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

及び議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について

の3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

16番（藤丸富男君）

16番です。今回、私は議案50号の件ですが、今回提案されております市町村型の事業についてでございます。この件につきましては、教育民生委員会に付託ということでございますので、この場で1件だけお尋ねしたいと思います。

私は水の里、これもまた全国的に環境問題については大変一般的に重視されておりますし、水問題の水整備についても、この整備ですね、これはもう必要だと私も思っております。したがって、今回市町村型ということで提案されておりますし、私ももう当初からこの件についてはぜひ市町村型で大いにやっただと申し上げておったんですけれども、その中で、今回条例案の中身で、特に環境問題等含めて早目に既存の設置

された方々、この件についての条文なり明記がされておられませんですけども、先陣を切ってやられよった、恐らく平成元年ころから設置されたと思いますけれども、この方々についてはどうされるのか、この件について執行部はまたどのようなお考えをもっておられるのか、将来的にいずれの時期かやりますよというその見通しなり、また規則等でこの件について改めて制定されるのか、その辺をお願いいたします。

市民部長（大曲豊喜君）

議員御指摘のように、今回提案いたしております条例案につきましては、既存の浄化槽を寄附採納して維持管理するという条文はございませんが、寄附採納及び維持管理につきましては、法的には必須規定でございませんので、今回の提案には入れておりません。

以上でございます。

16番（藤丸富男君）

いや、だから、今回のは入れていないということですので、その見通しなり、例えば、なぜ入れてないかということもお願いしたいわけなんです。例えば、業務量が増加せんかとか、過去も、耐用年数等を含めて、十七、八年なつた方々もいらっしゃるけれども、この方々についての補修、そしてまた、改めて設置せにゃいかんような形が出てくる可能性の、そういう予測も含めてかなんか知りませんですけども、それとか、まあ業務量が増加するし、職員の増加も考えられるだろうし、恐らく何千基かあると思います。その辺を含めてなんですけれども、私は、当面はということですので、ぜひ、例えば2年以内にやりますとかですね。

全国に250市町村がこの市町村型で取り組んでおられるということを知っておりますけれども、その中でも、福岡県内におきましても、新規じゃなくて既存の合併浄化槽に設置された方々については、特例で何年までに申し込めば何年間、例えば、2年なり3年なりを使用料を半額にするとか、そういう特例を設けておる自治体もあるわけなんです。だから、こういう面を考えると、何かこう見切り発車とまでは申しませんですけども、そういう面を含めて、少しばかり公平性に欠けているような気がしてならんわけなんです。だから、この件については、とにかく今回はということをもう少し具体的をお願いしたいと思います。

市民部長（大曲豊喜君）

議員御指摘のとおりでございます。確かに、近隣等の浄化槽の設置状況を見ますと、古い浄化槽とか管理の悪い浄化槽が多数ございまして、そういう中で今後修理等を含めまして十分に検討しないといけない部分がございます。それで、市直営の市町村整備推進事業の推進を見まして、軌道に乗り、市民に定着した時点で、既存の浄化槽につきましては十分対応を検討していきたいと考えております。

16番（藤丸富男君）

まあ、1回にぱつとやるのは、また事務的にも大変ということも原因あったらうかと思ひ

ますけれども、これにつきましては、私は、今回は計画区域外ですけれども、私は恐らく平成21年度で公共事業についての下水道なんかも見直しの機会が、国の削減方針が今、今月中に出すということ聞いておりますし、莫大な公共下水道についての費用がかかると思いますので、私本来なら、もう、いわゆる見直される計画区域外でも、その方についてでも、この既存の方にはそういう特例措置をお願いしたいという気持ちを持っておりますけれども、ぜひこの件については、当面は、ぜひここは1年以内にやっていただくことを私は願って、終わります。

市長（石田宝藏君）

今の藤丸議員からの御指摘は、これはもう全員協議会の中でも随分議論がなされて、昨年の6月からこのPFI方式、あるいは市町村型かという議論の中でもさまざまな御意見を私どももいただいてまいりました。もちろん、国の財政状況、あるいは地方の財政状況等も御説明申し上げてきているわけですが、今議員がおっしゃったように、まもなく国の方としても公営企業金融公庫、こういった低利で地方公共団体に貸し付けていた、こういった公庫も解体をするということになってきておりますし、私どもとしては、こういった財政も十分視野に入れながらやらなければ、それは何にでもサービス高い方がいいでしょうけれども、身の丈に合ったスタートを切らせていただいて、もちろん、これまでもこの市町村型に切りかえるにいたしましても、それだけの市町村の負担はふえるわけです。職員の増加も当然やらなきゃいけない。人件費等もふえてまいります。したがって、これは法律的に明文化する時期というのは規定がございませんので、義務規定がございませんから、一定の市民にこの制度が定着した時点で提案をさせていただこうと思います。

何よりも見切り発車というよりも、これは5年間で5,000基という、こういったヒアリング等も申請もしてきているわけでありまして、当然、現段階で最大の知恵を出し合って、そして、この市民の皆さん方に御理解をいただいて、本当に柳川のためになる事業として定着させたいということで御理解をいただくものであります。したがって、時期が参りますと、改めてこの問題については真剣なる議論を重ね、そしてまた、議会の御理解をいただいて、市民の皆さんの御理解をいただいて導入をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第52号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第57号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）

20番梅崎です。議案第54号 国民健康保険法の一部改正により、介護納付金賦課額の限度額が80千円から90千円に引き上げるとあります。いわゆる、これの経過についての説明をお願いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

保健福祉部長です。梅崎和弘議員の介護納付金賦課額の限度額引き上げの経過についてお答えします。

今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を引き上げるものですが、介護給付費が伸び続ける中、介護限度額を引き上げないまま税率だけを上げますと、低所得者や中間所得者層の人たちに負担が偏っていくものと思われま

そのため、今回、国の改正に合わせまして、一部の高額所得者の方に応分の負担を願うものであります。

20番（梅崎和弘君）

確かに、国の法改正に合わせる、このことはまあ理解できるわけでありまして。私たちは、今回、今度の市議会議員選挙に対してのアンケートを実施しましたけれども、そのアンケートの調査結果では、やはり国保税とか介護税を下げたい、こういう要望が一番多くあるわけです。いわゆる、今回この限度額を10千円に引き上げる必要性はどこにあるのか、以上お尋ねします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

お答えいたします。

アンケートの調査結果につきましては当然のこととは思われますが、この賦課限度額を国の基準に合わせていかないと、国の方からさまざまなペナルティーが課されまして、国から別枠でいただいています特別調整交付金等がいただけなくなるところでございます。

現在、国の方でも、さまざまな社会保障制度の改正が議論されていますが、それぞれ高額所得者に応分の負担をお願いしているところでございます。ぜひ、改正の趣旨を御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

20番（梅崎和弘君）

この問題は、介護保険制度とか医療保険制度、このような大きな枠の中で取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思っております。その時期が来ましたら、また再度取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします、これで終わります。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第53号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第54号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第55号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第56号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第57号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第58号 市道路線の認定について

議案第59号 工事委託契約の締結について

議案第60号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について

議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について

議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

及び議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

の6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 市道路線の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第59号 工事委託契約の締結については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第60号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第61号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第62号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第63号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、委員会付託及び討

論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第64号 柳川市監査委員の選任について

議案第65号 柳川市教育委員会委員の任命について

及び議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦についての3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。3議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第64号 柳川市監査委員の選任について採決いたします。本案は原案どおり松藤博明氏の監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は松藤博明氏の監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第65号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。本案は原案どおり小宮一範氏の教育委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は小宮一範氏の教育委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。本案は原案どお

り大坪良平氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は大坪良平氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成18年6月15日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	8番	藤丸剛正
9番	江崎一恵	10番	井上一實
11番	澤野雅夫	12番	古賀澄雄
13番	緒方寿光	14番	藤丸正勝
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎 實
20番	梅崎和弘	21番	足達征次
22番	山下千鶴子	23番	島添 勝
24番	白谷榮治	25番	平川秋吉
26番	龍 益男	27番	塩塚博愛
28番	三小田一美	29番	竹井澄子
30番	山田奉文	31番	横山忠行
33番	吉田勝也	34番	藤木利美子
35番	津村政道	36番	河村好浩
37番	佐々木創主	38番	森田文次
39番	諸藤哲男	40番	荒木 憲
41番	谷川通澄	42番	伊藤法博
44番	椛島貞博	45番	高田千壽輝
46番	上妻勝吉	47番	浦 博宣
48番	大橋茂樹	50番	金子久男
51番	木下芳二郎	53番	田中雅美

2. 欠席議員

18番 龍 国 男
43番 島 添 達 也

32番 大 橋 淳 一
52番 隈 川 直 樹

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	38番	1. 市政一般	市 長

	森 田 文 次	(1) 新・柳川市の今後の歩みについて (2) 柳川市の今後の経済の見通しについて (3) 柳川市が補助している各補助は、全部合わせていくらか	
2	20番 梅 崎 和 弘	1. 地域イントラ議会中継について (1) 地区公民館へ拡充する計画は 2. におい公害対策について (1) 進捗状況は 3. 在宅寝たきり高齢者介護手当の削減について 4. 給食センター生ゴミ処理について	市 長 市 長 市 長 市 長
3	37番 佐々木 創 主	1. 行財政改革における課題と対策 2. 今後のまちづくり（都市基盤整備）	市 長 市 長
4	12番 古 賀 澄 雄	1. 市政一般 (1) 協働による市民主体のまちづくり 市民協働推進係の新設について まちづくり協議会について 校区コミュニティ拠点整備について 2. 環境 (1) 地球温暖化 市の防止策について 環境教育について	市 長 市 長
5	45番 高 田 千 壽 輝	1. 矢部川河川改修工事について (1) 進捗状況と今後のスケジュール (2) 立ち退きをせざるをえない物件数 (3) 移転先を確保できない人たちに対する対策は	市 長 部 長

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員47名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程 1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。
なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡単、明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第 1 順位、38番森田文次議員の発言を許します。

38番（森田文次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をいたします。3点ほどまとめておりますが、3点、一言にまとめれば経済的な問題だと思います。

第 1 に、柳川市の今後の歩みについてお尋ねします。

2 番目に、柳川市の今後の経済の見通しについてお尋ねします。

3 番目に、助成金の各補助全部を公開してもらいます。よろしくお願いします。

あとの質問は自席にてさせていただきます。

議長（田中雅美君）

森田議員、これに対して答弁をだれからもらいますでしょうか。（「答弁の内容については打ち合わせは済んだ」と呼ぶ者あり）もうちょっと詳細な質問はないですかね。

38番（森田文次君）続

1 番の柳川市の今後の歩みについての件でございますが、地方分権という言葉が出てもう久しいことでございます。何ら私の感じるところによりましては、地方分権になったときどうするのかということが思いやられます。皆さんもそのとおりだと思います。それについて、柳川市の市長として4年間の務めの中に、もう1年半なりますが、何らの歩みもありません。一番私たちがこれから先、何のために合併したのか、何のための合併なのかということをよく認識した上での市政じゃなからんと私は納得はいかんわけです。しかし、いまだにもってただ市長が公約、張ったことだけ行っただけであって、市民のためになることは何もしておりません。何らまだ提案もされてありません。そのような形の中に、柳川市が新市としてどのような歩き方をするのか、見かじめ一つすらできません。だから、私がこの柳川市の今後の歩みについてをお尋ねするわけです。

2 番目については、経済的なことをこの前、全協の中で椛島議員がちょっとお尋ねしたことがございますが、その中で市長の答弁について、私はやや不信感を持つわけです。国補がどのくらいあるから、どのくらいおりてくるかがわからんから経済の立てようがないと言われた。要するに私は今市長は、大学時代からまだ抜け切っとなんと思っております。大学時代であったならば、要するにうちから金を送付してもらって金が届かんと計画は立てようがなかったわけです。しかし、今は市長としてトップですから、提案権も持っておられますから、歩み方一つによっては発展もしようし、また、発展しない場合もあるわけです。そう

いうふうな施策については、一つもまだ審議すらしたことがありません。皆さん、しましたか。一つとして、その件については審議していないと思います。ただ、問題点として、今我々が考えにやならんことは、1年7カ月の在任特例のうち、ただ一歩すら歩いておりません。前へ進んでおりません。半歩も2歩も3歩もバックはしております。要するに大和町のピアスの問題、柳川のホテルの問題、そういうふうな昔の問題は出てきております。しかし、今後のことについては一歩も前へ進んでおりません。そういう中で、柳川市はどうなっていくのか、市長はどう導いていくのかという不安がございます。

これは自席の方から詳しく聞こうと思っておりましたが、言えということがございますので申し上げますが、それについて、経済力がない、金がないと言いながら補助金だけは多額の金を出しておられる。これはまた幾ら出しておるといことは執行部の方から答弁があると思いますので言いませんが、そういう中で我々が歩くべき道、要するに私の考えとしては雇用促進、廃棄物でもただ燃やすだけで、今は燃やすだけじゃないですか。廃棄物一つにしても、あれも使いようによっては電気をつくられるわけです。沸かした湯は温水プールになります。要するに固形をつくって発電所をつくり、その下に紙工場とか廃棄物資料処理場とか、いろんなものをつくって流れ作業としてつくらるるわけです。電気代は要らん、雇用促進はできる、そういうふうなことをすることが私は一番大切なことだと思っております。よそから企業を引っ張ってくるとか、企業誘致をすとかちいう問題よりも、まず、自分方にあるものを粗末にしないで、要するにそういうものを活用していってこそ、初めて活性化にもなっていくと思うわけです。今、皆さんたちもじかに感じておられることは、子供の問題も変わらんです。私が冗談のように言えば、ああ、それはそげんじゃろうばってんと言って受け流して聞いておられると思いますが、女の人に子供を3人持てば、柳川市の職員として使いますよという宣伝ばしてみんですか、すぐできます、子供は。そういうふうな突拍子な考えも持たず、ただ安穩と日々を送るだけでは、私は活性化の道はないと思うわけです。ですから、その点について、今から自席においてじっくり話し合いたいと思うので、よろしく願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

今、森田議員から三つの項目、1点目の柳川市の今後の歩み、それから2点目は柳川市の今後の経済の見通し、3点目は柳川市が補助している各補助金はどれだけなのかということでございますが、最初の要旨といたしますが、質問事項では私も何をお尋ねになってどう答えたいのか随分悩んで、議員に失礼な答弁をするわけいきませんので、ただ、今聞いておりますと、地方分権、この問題が、地方分権一括法ができた後、柳川市はどんなふうになるのか、国全体がどうなるのか、これは大局的な問題だろうと思いますが、地方分権一括法は平成12年に国の方で3,200余の自治体を1,000の自治体にしようという片山総務大臣が提唱をしたことから端を発しているわけですが、特にこの3,200、小さな、小規模な市町村において

はこれから先の自治体は住民のニーズに、要望にこたえていくことができない、脆弱な基盤の中でほとんどの自治体が3割自治でありまして、自主財源を持たない自治体では、これからの高齢化、あるいは超少子化の時代に住民の福祉の向上の施策は当然打っていけないというようなことからスタートしているわけですが、具体的には小泉総理が誕生なさいまして、三位一体の改革、税源の移譲、こういったものが特に地方自治体として大きな問題になっておるわけです。

また、補助金の削減、交付税の削減、こういうものを次々と出されております。したがって、今年の三位一体の改革の中で一昨年から議論がなされておるのは、地方分権一括法に伴う税源の3兆円の移譲、もちろん国の義務教育費を除きます2兆4,000億円は決着をしましたけれども、約6,000億円が決着を見なかったと、秋になってようやくそのことが地方六団体、知事会、あるいは町村会、こういうところが抵抗いたしまして、最終的には生活保護の問題、あるいは義務教育費の問題が決着を見て最終的には3兆円の税源移譲ができたわけです。

こういった不透明な中で、やはり各自治体も合併をしなければやっていけないということは、それぞれ議員も首長も職員も住民の皆さんもわかっていらっしゃるわけです。そういった中で、私どもも県の構想の中にありました1市5町を目指してきた。しかしながら、議員も御案内のとおり1市5町の合併は成就できなかった。適正規模からすると、やはり政令指定都市、中核都市、また10万以上の標準的な都市ですね、こういうものができ上がっていくことによって極めて効率的な行政のコストを落とせるというふうなことで、むだを省こうということがこの三位一体改革の中では大事なところなんです。私どもも合併をしました。じゃあ、それぞれお家の事情は違う。柳川についても基金、あるいは負債の状況ですね、債務の状況。これは全く違うんです。また、大和、三橋においても違います。これをやはり地ならしをする、合併協議会の中で議員も協議会の委員でしたから、このことはよくわかりだと思いますが、約49項目についてはある程度の合意ができました。しかし、協議しなければならない項目というのは1,800項目あるのです。その1,800項目の大義的なもの、大局的なものをどうするかということがまだまだ、その調整に時間がかかっていると。それぞれにそれはあるでしょう。自分にとって不利になるようなことはだれでもが手放したくありません。しかし、削られる身になるもの、あるいは当然、ああいったものについては削ってもいいんじゃないかと、こういう御議論がある中で、私どもは新市建設計画、あるいは合併協議会の中で議論が重ねられたことをベースといたしまして、マスタープランを今、昨年から予算をつくっていただいて、その新市建設計画の総合計画、19年から向こう10年間の計画今出そうとしているわけです。もちろん、田んぼに例えるならば、全く荒れ地の畑と一緒になんですよ。草が生えている、その草を取って土を耕して、そして、これから種を植えて芽を出させなきゃいけない、そういう時期にあるのがこの1年だったと私は思います。しかし、私ながらに

は、長い間私も大和町を預かっておりましたので、それぞれの行政課題、合併協議会の中で議論されてきたこと、重要なテーマ、こういうものについてはいち早く期限を定めて、そして市民の皆さんの理解をいただいて、そして、市民の皆さんに説明を申し上げまして、そして御推挙いただいた、それはきっちり私は施政方針の中でも出していると思います。そして、市民の皆さんにガラス張りで、スピード感のある行政をやっていきますということを私は申し上げて、何も進んでないことはないと思う。ただ、出していることが、問題になっているのはマニフェストに出したものがピアスの問題だとか、さまざまなものが議論されて、いたずらに時間を費やしているということが私は残念でならないわけであります。

したがって、前向きな議論を、建設的な議論をやっていくとするならば、必ずや柳川は1次産業、農業のまち、漁業のまちであり観光のまちなんです。しかも文化都市なんです。こういうことを目指していくとするならば、柳川に人が集まる、住んでみたくなる、そんなまちを目指すという柱は、私は遠くを見据えております。決して見えないものじゃありません。しかし、このマスタープランの答申が出て、この9月に出ると思いますけれども、そういう中で市民の皆さんにきっちりとお示しをする、そして、ワーキングショップという住民の皆さんの意見を聞きながら、コンサルがつくったような全国的な、金太郎あめ的なマスタープランじゃなくて、市の職員が自発的に参加して、そして、市民の皆さん方の意見も十分聞いた上での総合計画を打ち出す。物が見えないと言っているのは国の方なんです。国の財政状況がまだまだ見えない、刻々と変わっていつている。もちろん私もはそういったものが見えるならば、きっちりとやりますけれども、猫の目のように変わっているじゃないですか、農政にしても。

きのうも経営安定品目、横断的なものから担い手の進歩ができています。きょうの新聞をごらんになってわかると思いますけれども、また、後ほど大橋議員からも出てくると思いますが、そういうふうな行政、しかも、医療費にしても療養型、介護から入院施設等は、もう自宅でできるような人は自宅でやりなさいよと、そういう医療改革も出てくるんです。そうなってくると、なかなかものが見えないんです。

地方自治の自主財源が100%ある柳川市であるならば、これは自由裁量権があります。金もどんなに使えます。自由に使えます。しかし、それは使えない。そういう状況を加味してみると、十分国の動き等を眺めながら柳川市の方向性を定めないと、市民の皆さんにうそをついたことになります。やはり信頼ということは、約束したことはきっちり守っていくこと、このことだろうと私は思いますので、市民のためになる市政を進めてまいりたい、このように思っております。また、決して揺らぐことはございません。お約束したことはきっちりなし遂げていく、それが私の課せられた使命であり責任であろうと思います。

それから、2番目の経済的なこと、国、県、大学時代のことが忘れられない、これは何か、やっぱり依存財源のことだと思いますけれども、議員ですね。このことについても、やはり

自主財源に乏しい、財政力指数が0.4、100円のお金が要するのに40円しかつけれない柳川ですから、やはり自主財源は自分の力で埋めるようにすることも大事です。当然のことです。しかしながら、自立するために一步一步踏み出すためにはそれなりの施策を立てなきゃいけない。今、道路網の整備が進んでおります。インフラの整備が進んでいるんです、国道443号のバイパス、有明海沿岸道路、こういうものがしっかりできてくると、やはり柳川はその道路をいかに利用して、いかに企業を引っ張ってくるか。しかし、ピアスのような問題がいつまでも続きますと、市のイメージはダウンですよ。だれも来てくれません。紛争があるような市において、どんな企業が来ますか。柳川というイメージは文化人を輩出したまち、そして、素晴らしい水の都、こういうものを考えますと、イメージ的には全国的にはいいんです。だから、この4月1日には企業誘致、あるいはベンチャー企業を支援する係も設置をさせていただきました。そして、その中で私どもは企業誘致セミナーだとか、積極的に出かけて行って企業を引っ張ってくる、このことも考えなきゃいけない。また、もちろん議会の皆さん、市民の皆さんの理解をいただいて、誘致をするときの優遇措置、こういうものも他の市町に超越するような、そういう優遇措置も考えていかなきゃならないと私は思います。したがって、そのことについてはひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、3番目の補助金の問題でございますけれども、この問題については数字的な、客観的なものでありますので、部長の方から答弁させたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

総務部長（山田政徳君）

3点目の補助金を幾ら出しておるかというお尋ねでございますが、平成18年度の予算で申し上げますと、186件ございます。金額にしますと、1,230,000千円程度ということで、この総額は予算総額に占める割合としてはおよそ4%ということになります。12億円という大変な数字で、これをそのまま申し上げますと誤解を生みますので、少し詳しく説明をさせていただきますと、補助金は団体運営の補助金、それと事業費補助金、それと建設の補助金、それともう一つは利子補給の補助金と、大きく分けて四つございます。そして、団体補助金と申しますのは、行政区の活動補助金とか社会福祉協議会の補助金、あるいはシルバー人材センターの補助金とか、こういったものでございまして96件ございます。それはおよそ4億円支出をいたしております、予算化いたしております。

次に、事業費補助金と申しますのは、旧大和町エリアで行っております環境整備事業補助金とか、土地改良の償還の補助金、こういったものがございまして、合わせて70件ございまして、金額にしますと、およそ540,000千円でございます

次に、建設補助金、これは今個人型の合併浄化槽をやっておりますが、小型合併浄化槽の設置補助金等々の補助金でございまして、13件ございます。金額にしますと、280,000千円ほどございます。

利子補給の補助金は、農業とか漁業の近代化の利子補給の分でございますが、7件ございまして、金額にしまして15,000千円ほどでございます。

以上です。

38番（森田文次君）

今、市長の答弁は活性化するために合併したんじゃというような言い方でございますが、ただ、人数がそろえばよくなるということにはならんわけです。人数がふえればふえるほど、職業的に雇用促進というものは重大な問題にかかってきます。その点について、私が今後の見通しについて尋ねよるわけです。今のところ1年半になるが、何らの雇用促進についての話し合いもないし、ただバツ的なイメージの悪くなるような話し合いはしておりますが、前進するような話し合いはまだ一回もしておりません。私たちが希望するのは、働く場所です。これは国、県、市町村、働く場所を提供する義務がございます。納税の義務があるように働かせる、職場をつくる義務があるわけです。これは憲法の27条にちゃんと書いてあります。納税の義務だけが先走りして職場の提供が遅くなっておる。そうすると、そこにずれができて苦しむのは住民です。

ですから、私は納税の義務を否定するものではないわけです。税金を取りたければ働く場所を提供すれということですよ。働く場所を提供さえしてもらえば、できるだけ税金は皆払うつもりです。だけど、職場がない人、今もう何%か、職場もなく仕事がないというようなことでうろうろしておられますが、60年ごろまではそういう人はいなかったわけですね。最近になって要するに職場を持たない人、そういう人がふえてきております。なぜそういう人がふえるかということは、要するに市長初め執行部として納税の義務だけは課せておりますが、職場を提供することを怠っておるということですよ。怠っておるから税金はなかなか満足に納められない。要するに、早く言えば差し押さえまで受けるというような事態になってくるわけですよ。

ですから、納税の義務を言うて税金を取られるならば、やっぱり職場の提供も義務として、住民を預かっておる義務として職場の提供の方も考えてもらいたい。今、私がちょっと述べましたが、要するにむだなことを、市長も言われたが、むだなことをいかに省くかということでございますが、むだなことというものは人件費のむだなことはいないわけです。人件費がむだなことはいないわけです。皆さん一人一人働いておられますから、人件費を削減することは余りよいことではないわけです。皆さんが働いてくれてこそ税収は上がってくるわけですから。いかに職場を提供するかということが第1番の目的です。

私が今ちょっと述べましたが、私方はごみ処理場で廃棄物を燃やしよるが、ただ燃やすだけじゃないですか。それがむだなことですよ。そういうことのむだを省くことがいかにも活性化になっていくことです。あれも燃やすだけじゃない、固形をつくり発電所をつくれば電気ができます。電気ができれば、電気の後ろに紙工場でも設置されます。ただ、捨てる、

燃やすだけの廃棄物であっても使いようによっては雇用促進に図っていかれるわけですよ。活性化に向けてされるわけです。

ですから、そういうふうな面も市長として、柳川市の7万7,000の市長として、トップとしていかに柳川市民が豊かな生活を送られるかということは常に考えてあるとは思いますが、思いますけれど、もう一つ踏み込んで、議会の人たちもそういう面については力になれると思います。ですから、議会にでん出して、議会で話し合っ、私は全協の中で話し合ってもいい、反対ばかりするじゃなくて、前向きな体制づくりを私は考えております。そういうふうな前向きに進むこと、執行部と議会が一体となって前向きに進むことが、私は柳川市の繁栄につながると思っております。ですから、過去はいろいろあろうと。私がこの前、あるところに行って話をしましたが、過去というものには振り返りだけの夢なんですよ。振り返ることのできる夢なんですよ。振り返ってわかることのできる夢なんです。その夢を追求するよりも、未来に向かって一歩も二歩も前進した方が私は得策だと思うし、住民の人たちもそれを望んでおられると思います。

今、ずっと私は柳川市、三橋町などあらゆるところを歩いて遊んでさるきますが、現在、合併してよかったなと言われる人は一人もおられません。合併したものの、これから先どうなっていくだろうという心配の方が多いわけですよ。そういうことの中に、今市長は新市長としてトップに立たれましたので重大な責任があるわけですよ。道しるべの実績になるわけですよ。それには第1番に、私は何回も申し上げるようでございますが、企業誘致だけでなく、やっぱり自分方にある品物を、今まで廃棄物として燃やすだけのものをどう活用して、それを雇用促進に図っていくかということもこれから先考えるべきだと私は思うわけですよ。何回も言うようでございますが、廃棄物も燃やすだけではただのごみです。しかし、あれも使いようによっては発電機をつくれます。発電機をつくれると、その電気で紙工場もつくられます。そういうことをしていくことが未来志向型と申しますか、そういうふうな道に進むと私は考えております。

ちょっと私の話は突拍子な話で聞きにくいところもございませうが、今、子供も相当人数は減っております。そういうことも補助金だけで対応ができないから減っておるわけですよ。今まで補助金は出してきておる、あらゆる面を出してきております。しかし、子供が減少してくる。なぜかという、やっぱり職場の不安があるわけですよ。妊娠した、子供を持った、子供を連れては職場に行かれん、そういうふうな不安があるわけですよ。ですから、そういう不安を解消するためでも私が言うように子供を3人持ったら市政の方に使いますと、だからこそあらゆる企業を、直轄じゃなくても下請の企業をつくらなければならんわけですよ。そういうふうなことをすることによって、全面的に解消する問題ですよ。子供の減少も解消する問題、ただそれに皆さんが進もうとしないだけです。進もうとしないだけで、自分たちの名誉を守るとか、自分たちの存続を明らかにするとかという自分勝手なことで、子供の人

数も減っておるし、要するに経済も悪化してくるわけですよ。

ただ、私たち市政としてこれから先歩むべき道は、その面は施策としてきっちり取り上げて進んでいかんと、これから先の経済、国にだけ頼った政策ではいけないと私は思うわけです。私が回る中で、一番地方分権について政策を立て行っておるところは熊本と宮崎です。熊本、宮崎はきちっと各市町村に企業が来ております。300か500ぐらいの企業を誘致しております。そういうふうな形、我々福岡県というところは裕福な暮らしをしよるがゆえに、そこまで気が回らんわけですよ。私が旅に出て歩いて一番わかるのは、九州で一番人間の根性のないのは福岡県です。福岡県の人間です。福岡県の間人は裕福なゆえに根性がないわけです。熊本とか宮崎とかというと、都会の方はいいわけですよ。人口3,000とか4,000とかという山奥の人たちは、帰ったら仕事がないからといって一生懸命しなはる。それだけの根性の違いがあるわけです。ですから、私たちもこれから先、柳川市が進んでいく上にはやっぱり企業促進をどうして図るか。今あるものを粗末にせんでそれをどう活用していくか、そういうふうな面から論議して立ち上げていかんと、もう3年もせんうち、今7万7,000ありますが5万になりますよ。人口だけに経済を頼るといふならば、要するに人口には雇用がついてまいります。ですから、そういう面もよく検討されて、市長、助役もばりばりのきとんなはるから、そういうふうな面もよく考えて、そして、市役所の課長さんたちも頭のいい人たちばかりですから、そういうふうな面もよく踏まえて検討して進んでもらわんと、こういうふうな問題は解決できないわけですよ。

それともう一つは、補助金の問題も言わせてもらいますが、私は補助金を出せる柳川市は結構だと思えます。私はいいいことだと思えます。しかし、人種差別だけは控えてください。（発言する者あり）人種差別だけは控えてください。私は補助金のあれをもらっておりますが、この中にそういう問題が入っております。これは憲法の14条をよく読んで、よく理解して、もう一つは今人権問題では最高法規として第10章にうたわれております。人権、人権です。だれでも人権はあるわけですよ。だれでも人権はあるわけです。そのグループだけが人権じゃないわけです。全部人権はあります。ですから、そういう面もよく含めて検討してもらわんと、私ももらってきのうざっと見ましたが、そういうふうな面は早く解消し、新たな差別行為にならんようにしてもらわんと、これは絶対してはならんことですよ。金をやるから差別じゃないかということになりますよ。金をやるから差別じゃないのか。すると、金を出す方は、金もろうて何ばううだこつ言いよるか、もうここで差別は生まれておるわけですよ。ですから、10章をよく読んで、これは人権問題を全部うたっておりますが、憲法10章といえば最高法規です。最高法規を曲げて行っておられるわけですよ。それは裁判すれば差別問題できちっとされます。されますけれども、そこまでいかんでも頭のいい人たちばかりじゃから、そういうふうな面もよく解釈して、向こう何年間とかちいうようなことを決めて行ってもらいたい。福祉課長、総務課長じゃったかな、答弁したのは。（「総務部長」と呼

ぶ者あり) 総務部長、答弁をお願いします。

市長(石田宝藏君)

あっちいたりこっちいたりしますので、なかなかよくわかりません。ただ、合併という、いわゆる地方分権ということはどういう目的を持っているかという、議員おっしゃっていただいたように、合併というのはやはりむだをなくしてスリム化させると、むだを省こうと、効率的な財政運営につなげようというようなことで、特に自治体の指摘にありました人件費、これについても相当削っているわけです。もちろん、この10年間で9億円程度の人件費の削減を目指しているわけですが、職員も5%以上の削減をやる、特別職においては四役がそれぞれ3分の1になりましたし、議員さん方についてもことしの10月には53名が30名に減ると、そういったもので市民の皆さんに一定の理解をいただきながらスリム化するというので、やはり効率的な財政運営に導こうというのが今回の地方分権一括法の中の一部でもあるわけですね。

それから、企業を誘致するのは義務であると、これはちょっと勘違いされているんじゃないかと。(「企業を誘致するのが義務じゃない、職場を提供するのが義務だ」と呼ぶ者あり)それはありません。労働政策の中には一施策としてありますけれども、(発言する者あり)施策にあります。国民は教育、納税、勤労、この三つの義務が課せられております。日本人である以上、それは当然やらなきゃいけないことである。ただ、政策の中で議員おっしゃったように、柳川市も先ほど申しあげましたインフラ等の整備ができてまいりますと、しっかり企業誘致等の条件整備ができ上がっていく、このことについて雇用政策として企業の誘致というものが当然しやすくなっていくということになりまして、これはやらなきゃいけない行政の一分野であります。

それから、可燃物を燃やすことによる発電で云々ということがありました。これは当然リサイクルの問題だろうと思いますので、議員の御指摘のこと、大変参考になります。しかし、それをつくる、リサイクルすることによって新たに発生する投資、発電所をつくるとするならば、そこに市民の皆さん方のお金をいただかなきゃいけない、投資しないといけない。投資効果と果たして2次的な普及効果、いわゆるプライマリーバランスと申しますけどね、出るものと入ってくるもの、これも市民の皆さんに説明できるものじゃないとやれないわけですよ。投資効果が果たしてあるのかないのか、そういう2次的なものも十分精査した上でやらなきゃいけないということでございます。

それから、過去は振り返ることのできる夢という発言もされましたが、私も過去に学びながら前に進んで、どの過程でも同じだと思えます。市民の皆さんもいろんなところに出かけられてよくなることはなかやっかんという話ですが、これは当然ないわけです。バラのような話は私ども説明会でやってきておりません。問題は厳しい財政状況、絶対なさなきゃいけないお金が柳川の場合94%あるんです、経常収支。専門的に申しますと経常収支と申しま

すね。100円のうち94円はもう決まっているお金なんですから、これをいかに抑制して住民の皆さんが納得いただけるような形で分配をしていくのか、そして、さまざまなものにてこ入れをしていくのか、そして、次の柳川をどうやってつくっていくのか、このことが大事であります。

したがって、過去を振り返る、当然、反省の上に立ちながら新しい次の課題、柳川の魅力あるものに向けての発車をしなきゃいけないと、それは私どもと市民の皆さんも同じだろうと思います。そのために粉骨砕身、やはり知恵を出し合いながらやっていかなきゃならないわけです。

それから、憲法の14条、これは人権保障、補助の問題ですが、補助金については、補助金の適正化に関する法律というのもございますけれども、当然、公益性が伴うもの、公金を支出する以上は公共の福祉に寄与できるもの、こういう定義がなければできません。だから、特定の方に出すということは、当然、議員御指摘にあるならばそれは指摘してください。それが問題だとするならば私は是正します。それこそ市民の皆さんに説明がつかいません。やはり公平公正でなければ市政の信頼は得られない、このことははっきり申し上げておきたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

補助金問題でございますが、議員御承知だと思いますが、昨年11月に補助金等審査委員会というのを設けまして、今、鋭意補助金問題について審査をしていただいておりますという状況でございます。先ほどの憲法14条とか10章の問題、議員からお出しいただきました。その辺の趣旨も含めて審査委員会の中にお気持ちをお伝えするという事で対応させていただきま

す。

以上です。

38番（森田文次君）

今、市長は削減することでスリム化をすると言われるが、じゃあスリム化された人間はどうしますか。スリム化されてやめた人はどうしますか。まず、その前に、私が言うように市をスリム化して、職員は今何人ですか、（「今、587人です」と呼ぶ者あり）587名。587名の人間、仮に500名にしても、何十名の人かは要するに職を失うわけです。職を失うということは、要するに食事がされないということです。つながるわけですよ。だから、私がこういうふうに声を枯らして言うわけですよ。スリム化することは結構だと私は思います。スリム化の前に、スリム化された人たちがどこで働くのかということを提供することが先じゃなからんと、私はスリム化にはつながらんとするわけですよ。

要するに働く人が少なくなれば税収も少なくなります。それは差し押さえにして、私たちが取っち言われるならそれでもよかるうばってん、要するに働かざる者は食うべからずで、共産党じゃないけんすね、働かざる者は税金は納めにくいわけですよ。税金は納めにくい

わけです。幾ら強制されても納めにくいわけです。ですから、まず、市長がスリム化したい、合併はスリム化するための合併であるとか言いなはるが、スリム化する前にそのスリム化した人たちが働かれる場所の提供ですね。柳川市はこんくらいでいらんけん、この人はこっちに行ってください、こっちに行ってくださいと言われるような施策を立てなければ、私はならんと思うわけですよ。

ただ、人間は牛、馬か、動物かなら切り捨ててもできよる、しておられる方もある。今、猫も私が堤防ば来よったところ、5匹も6匹も捨ててあった、そういうこともできると思いますよ。しかし、人間には人権というものがありますから、使い捨て、そういうふうなことはできません。ですから、まず、スリム化したいと、スリム化するのが市長が目的であるならば、やっぱりみんなが安心して働かれる場所の提供、そういうふうなことをあらゆる面から、要するに今言われるように予算が伴うとか、経済力が伴うとかち言われるが、それと働く場所、バランスの問題もあるとかち言われるが、バランス問題はありますよ。しかし、今現在、ただ金をばらまいておる金でも1億何千万あるじゃないですか、返ってきますか、この金は。1億何千万補助金出しよんなはっとは。返ってくる金じゃないでしょうが。そういう金もあっじゃなかですか。それは法律で定められておるから出しよるという言葉であろうが何であるうが、それは市長が言い分であって一般市民には関係ないわけです。我々の税金ですから、我々の働く場所に使うてくるんなら私は安心して税金を納めるが、そういただける金なら、私たちはもう税金はこのくらいでよかろうもんちいうような考えを持ってしかるべきだと私は思うわけですよ。

ですから、市長が言われるように合併はスリム化するための合併であるとお考えであるならば、なおさら、そのスリム化された人たちが働かれる場所の提供、そういうふうなことがなくては、要するに税収というものはないわけです。一つの方向性だけじゃないわけです。人間にも日なたと陰があります。陰の人間はどうしますか。日なたの人間だけ日に当たって、陰の人間は当たらないでいいということですか。要するに日に当たる人のことを考えるならば、日に当たらない陰の人間がおるということですよ。その陰の人間をどう救っていくかということが政治政策じゃないですか。そういうこともよく含めて、理論の過程でございますので、今後行ってもらいたいと思います。私、もうこれで結構でございます。一般質問を終わります。（発言する者あり）

議長（田中雅美君）

ちょっと答弁をもらいます。

市長（石田宝蔵君）

誤解があったらいけませんので、今のような勘違いをされたら市民の皆さんに大変失礼でございますので。

スリム化するということは、小さな国が進めているような地方分権というのは、いろんな

ものは地方でできることは地方の権限によってやろうということなんですね。

それからもう一つは、むだを省こうということなんですよ。したがって、これは市長がやっていることじゃありません。万機公論に決して国民の皆さんの意思によってでき上がってきているわけです。もちろん、こういったむだを省いていこうということが市民の皆さんも、住民の皆さんも合意をされた上ででき上がってきているわけですよ。これは勘違いがないようにお願いします。

それから、職員587人、603名でした、私が就任したときは。何も生首を切るわけじゃございません。定年をお迎えになる方、そういう方々については定年という制度がありますので、おやめになられるわけです。企業においてもそうだと思います。それぞれお働きになっているところの大事な大事な働き手ならば、それはきっちり定年という制度までお勤めいただく。ただ、今の状況の中では働く場所が少ないという議員の御指摘ですから、これは市の政策、労働政策として、企業誘致等も当然視野に入れてやらなきゃいけないということでもあります。そういうことで御理解をいただきたい。

雇用の問題にしても、当然私も毎日頭を痛めておりますし、一日も早くイメージアップを図って柳川に企業が来るように道路整備も早くしなきゃいけない、これは一時的に投資額が市民の皆さんからすると若干多いんじゃないかと思われることもあるかもしれません。道も狭い、交通のアクセスが悪い、これだったら企業も来れない、働く場所もつくれたない。じゃあ企業が来れるような条件整備をするというのは、当然行政としての私の責任であろうと思いますし、企業誘致活動もやれる、またできていない、交通アクセスが悪い、渋滞するということには企業なんていうのはなかなかできないということで経済活動も停滞する原因に私はなると思います。

したがって、土地と労働力はあるわけですから、問題は最後の資本の問題です。したがって、これに市としてどれだけの支援をして受け皿をつくってやるかということは、議会の皆さん方の御理解をいただいて、市民の皆さんの御理解をいただいて誘致できるような、若者が働く場所ができるような、そんな施策を私は一日も早く進めたいということで、ことしの4月には機構改革も行っているところでございます。

38番（森田文次君）

今、市長の言われるとおりだと私も思います。しかしですね、私が今見る目、市長を1年6カ月見てきた目では、市長は自分の選挙運動をしよる、市長は自分の選挙運動をしよるだけだなあと私は思うわけですよ。これは言いにくいものですよ。言いにくいものですが、私が感じた中では市長は自分の選挙公約だけを重視しながら、自分の次の選挙のことを考えて政治政策を行ってなかるうかと私が思うわけです。ですから、私はこういうふうな問題を取り上げて、きょうきつく申し上げたわけです。ただ、市長はまだ3年ありますから、裸になって住民の生活向上を図ってください。でなければ、苦しむのは住民です。ですから、よろ

しくお願いしまして私の一般質問を終わります。

市長（石田宝藏君）

あのですね、私は命も要らなければ、金も財産も要りません。市民のため、7万7,000のために約束をして負託を受けた2万7,786人の方、7万7,000の生活を豊かにすることだけです。そんな次元の低い話は、私は志も持っておりませんので、あえて申し上げておきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、森田文次議員の質問を終了いたします。

第2順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

20番、日本共産党の梅崎和弘です。大きく4点について質問いたします。

まず1点目、地域イントラ議会中継、地区公民館に拡充する計画についてであります。

3月議会より議場内の中継が行われました。市民の皆さんの関心も高かったのではないかと思います。私も初めての経験であり、今までと違った、ちょっとした緊張感があったわけです。今回、中継の様子を見られた施設は、柳川、大和、三橋の3庁舎と大和、三橋の中央公民館、柳川、大和、三橋の総合福祉センター、それに柳川、三橋、大和の図書館の11カ所だったわけです。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1点目が、今回の市民の関心度はどうだったのかということであります。

2点目が、地域イントラによる議会中継は市民にどのように受け入れられたと思われるのか。

3点目が、昭代、両開、蒲池などへの地域公民館へ拡充する計画はあるのかどうかでございます。

2点目が、におい公害について、この件につきましては通算3回目の質問になります。その間、担当の係の方たちが積極的に取り組んでおられることに対しまして、まず敬意を表します。

前回、このにおいのひどさについて市長は何回となく現地を歩いているけれど、確かに厳しいにおいだと思うけれども、そんなふうには私は余り感じていないということでもございました。いわゆるこれが騒音公害では音量をはかる機械があり、これだけやかましいと数値を示すことができます。しかし、においについてはこれだけひどいにおいと数値で示すことができない、また、目に見えないので取り扱いが難しいわけです。このにおいがひどくなる時は、アラを炊くときがひどいと聞いております。そのときの経験をされたかどうかお尋ねします。

また、地域住民の方たちからこの被害につきましての聞き取り調査みたいなのをされたかどうか、以上2点をお尋ねします。

3点目が、在宅寝たきり高齢者介護手当の削減についてであります。

この介護手当は旧柳川市で130名、大和町で25名、三橋町は実施されていなかったということでございます。平成12年の4月の介護保険導入時に在宅介護支援を廃止した自治体が多くあったと、こういうことを聞いております。旧柳川市では寝たきりの老人在宅介護手当として月10千円が支給されておりましたけれども、1市2町合併を機会に100名以上の方が廃止されております。この削減された経過についてお尋ねいたします。

4点目が、給食センター生ごみ処理についてであります。

私は、昨年の9月議会で旧柳川市の中学校に対する給食センターの建設について、生ごみを堆肥化して有効利用する設備をつけてもらうよう要望しておりました。その際、旧大和町の給食センターで採用してある生ごみ処理機は調理過程での生ごみ、いわゆる調理くずですけれども、それと生徒の残飯とを一緒に処理することが困難で、結局、残飯だけを堆肥化して、大量に出る調理くずはそのまま燃えるごみとして出していると、このような説明がございました。そこで、新しい給食センターに設置する処理機は、生ごみ全部を処理できるものを採用すべきであるという要望に対して検討したいということでしたけれども、どのようにされたのか、お尋ねいたします。

以上、第1回目を終わります。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務部長（山田政徳君）

まず1点目の地域イントラによる議会中継の件でございます。3点御質問をいただいておりますが、1点目の市民の関心度はどうだったかというお尋ねの件でございますが、3月定例会に初めて議会中継が導入されまして、各施設の状況把握をしたところでございます。各施設のお客さんの状況は3人から10人という状況でございますが、延べ人数にいたしますと、10人から50人という程度でございました。滑り出しとしてはまあまあ関心度だったかなというふうに思っております。

2点目の市民にどう受け入れられたかという件でございますが、議会中継を初めて見られた方もかなりいらっしゃいまして、そうした意味では議会活動、市政への関心は高まったかなというふうに考えております。

続いて、3点目の昭代、両開等の地域の公民館でも見られる計画はあるかということで

ざいますが、今、57施設にイントラネットの通信回線を張りめぐらしておりますけれども、現在の地区の公民館、これの通信回線はテレビ中継をいたしております11の通信回線に比べまして、10分の1ぐらいの通信速度しかないということでございまして、これではすぐに動画による議会中継の放映は無理でございます。これを11の施設と同じ通信速度にすると、議会中継が見られるようにするためには、概算でございますが、およそ70,000千円ぐらいの事業費が必要になるということでございまして、今の時期にこの事業のためだけにこれだけの投資するのはなかなか難しいと思っております。しかしながら、今後、財政的に許される状況になった段階では、校区の公民館施設にテレビ中継が放映されるというふうな整備はしていく必要はあるかなというふうに考えております。

以上です。

産業経済部長（田島稔大君）

2点目のにおい公害対策についてという質問でございますが、アラを炊くときの臭気の経験、そして、付近の聞き取り調査をされたかということでございまして、前回の議会での議員からの質問の中でも市長答弁をされておりますように、実際体験もされておりますし、そして、地域住民の方々からの話も十分聞かれているということでございます。また、あわせて担当課の方からも状況報告等行っております。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

第3点目の御質問でございます介護手当の削減についてお答えいたします。

介護手当は在宅の寝たきりの高齢者及び認知症の高齢者を介護している方に対して、その労をねぎらう意味から支給されてきました。この事業は合併前は旧柳川市と旧大和町で実施されており、それぞれ旧柳川市が134人、旧大和町が24人に支給されておりました。一方、旧三橋町においては、平成12年から介護保険制度がスタートし、訪問介護やデイサービス、ショートステイなどの在宅介護サービスが充実したことによりまして、平成12年度から介護手当については廃止をされておりました。また、旧柳川市においても平成16年度までに廃止される予定となっていたところでございます。このようにそれぞれの市町での取り扱いが違っていたため、1市2町の合併協議の事務調整の中では、介護手当については新市において検討するという協議結果になったところでございます。

そこで、新市において近隣市の状況を調査しましたところ、県南9市の中におきましては、柳川市を除いて小郡市のみが実施しているというふうな状況でございました。その後、小郡市については平成18年の4月から廃止をされているというふうにお聞きをしているところでございます。また、県内で実施しています他市におきます支給対象者については、ほとんどのところが要介護度の重い方、並びに非課税の世帯のみに支給している状況でありました。そこで、本市においても県内の他市の状況等考慮し、新たな事業として合併と同時に実施し

ているところでございます。具体的な事業の内容としましては、支給対象者は介護保険の要介護認定で要介護4と要介護5に認定された方で、6カ月以上の間家庭で介護されており、市民税が非課税世帯の方に対して月額10千円を支給しているところでございます。

教育長（上村好生君）

梅崎議員の4点目の、平成18年度建設予定の学校給食センターの生ごみの処理機の設置はどのように検討されているのかという御質問でございますが、この生ごみ処理機を購入するに当たりまして、まず参考にさせていただきましたのは、大和町の調理場、あるいは三橋町の調理場でございました。しかしながら、もっとすぐれた、生ごみが調理できる、そういう調理器がないか、そして値段が安くて、そういうふうなものがないかということを経営も数種類の機種を選択しながら検討中でございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

まず、第1点目の地域イントラ議会中継の拡充についてでございます。確かに財政的な面で70,000千円ほどかかるということですが、やはりこれも考える必要があると思います。しかし、昭代地区は有権者数が約8,000人近くあり、柳川市全体に占める割合は大きいんじゃないかなと、このように思っております。

また、今後の柳川市政がどうあるべきか、また、地域振興を考えた場合、各地域への情報発信の基地として、また議会の活性化としてもこれは大いに役立つんじゃないかなと、このように考えております。

そこで、地域エゴではございませんけれども、柳川は本庁と水の郷もありますし、昭代地区、いわゆる川向こうは柳川まで来るとしても大分距離もありますので、昭代地域にはぜひしてほしいというふうな要望が、前回、私公民館に行ったときもそのような話がありますので、これに對しましての市長の考え方はどのようなのか、お尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

今、山田部長から先ほど答弁ございましたが、やはり市民の皆さん、公平に知っていただくということは当然私としてもやらなきゃいけないことでありまして、梅崎議員御質問のとおりだと私は思います。地方自治法でも議会は開かれたものでなければならぬということで、当然活性化するためにも必要なことだろうと思っております。ただ、経費の問題が、約70,000千円といえますと相当な費用にもなりますので、十分検討させていただいて、このことは要望があるということも踏まえた上で十分調査をさせていただこうと思っております。

20番（梅崎和弘君）

それでは、この件につきましてはぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

2点目ですけれども、2点目のにおい公害についてでございます。

私、先日、経営者の方と現地においてといいますが、その場所において1時間ほど話をし

てきましたが、その日は天気もよくて風もなかったせいも、余りには感じなかったわけ
でございます。経営者の方は、いわゆる飼料にするためのアラを炊くとき、グリーンヘイズ
をまぜたり、枯草菌、これは納豆菌だそうですけれども、また乳酸菌を入れたり、飲み水に
も工夫をしていると。また、ハエの発生を防ぐためにも消毒をしたりしているという説明が
あっておりました。いわゆる経営者の方もこのにおい公害を防ぐためにも大いに努力されて
いると、こういうことを感じたわけであります。これも一つは関係者、また係の方、普及所
の方たちの御指導のおかげだと思っております。しかし、まだまだハエの異常発生があつた
り、夏の暑いとき、表を開けておられんと、せっかく涼しい南風が吹くときでも窓を開ける
ことができないと。いわゆる当たり前前の空気といえますか、当たり前前の生活をしたいと、や
はりこのように生活環境はなければならないと思っておるわけでございます。そこで、まだ
まだ今までの対策では不十分だと思しますので、今後の対策はどのように考えておられるの
か、お尋ねいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

議員の前回質問以降の対策、そして、状況等若干含めまして今後の対策についてお答えを
いたします。

現在も市農政課と経営者と、そして南筑後地域農業改良普及センター等と対策について、
引き続き協議を重ねております。悪臭防止策としまして、前回も申し上げましたように、
パイロゲンという薬剤を鶏舎の上から1週間に1回の割合で散布して消臭に努めてもらっ
ております。5月には散布状況について、現地で確認をしております。前回の議会以降、経営
者と協議した結果、魚のアラを炊く時間帯を、現在は業務の都合上、昼食時ぐらいの時間帯
に行つてあるということでございますが、今後は隣接する小学校の生徒が下校した後の夜間
に変更し、引き続き昨年から使用しているグリーンヘイズという薬剤を入れて脱臭に努めて
もらいまして、えさは乳酸菌、納豆菌等細菌を混ぜてにおいの抑制に極力努力してもらふこ
とにしております。

また、環境、景観の面からも鶏舎前に積まれてあります魚のアラを入れてあつた魚箱も悪
臭の原因の一部と思われることから、洗浄後、脱臭剤を使用し、今後もできるだけ早い周
期で業者に回収をしてもらつて、養鶏場の周辺を清潔にしてもらふよう協議しまして、合意
をいただいているというところでございます。

また、臭気改善の方法はまだまだほかにあるようでございますので、今後も新しい対策を
協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

臭気改善については、また今後、いろいろ検討していくということでございますので、こ
れはぜひお願いをしておきます。

それから、前回、市長は公金を使う以上はそれなりの市民の皆さんに説得する説明責任があると、また、公金の使途についても公共性を保てるものでなければならない、このように言っておられたわけでございます。

そこで、地域住民の皆さんがこのにおいについてどのように感じておられるのか、いわゆるアンケートみたいなことをぜひやっていただきたいと思っております。この件につきましては、大人だけじゃなくて、小学校の皆さんにもやっていただければどうかなというふうに思っておりますけれども、この件についていかがでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

付近住民の方々と隣接する小学校からのアンケートの実施の要望でございますが、市長も私どもも実際、近所の方々から話も伺っており臭気の体験もしております。経営者の方も改善すべきと理解をいただいて対策を行っていただいておりますので、この上、アンケートを実施するという事は、個人の経営に支障を来すおそれもあるというふうに考えられますので、今後一層、消臭対策を努力するという事で御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

だからですね、今、経営者だけでは改善することが難しいことがあるんじゃないかなと思うわけですね。そのときは、やはり自治体といいますか、市としてもある程度の、先ほどずっと森田議員からもありましたけれども、補助金の使い道、これはやっぱり公共性がなければならぬというふうなことがあっておりますので、やはりアンケートなんかとってですね、これだけの被害が皆さん感じておるといいますか、例えば、100名中80名以上は臭うしておられんと、もう少し何とかできないかというふうな、アンケートのとり方はいろいろあると思うんですよね。そういう中においてせんと、何もなかとに、おまえ、ちょっと補助金ば云々と言うたっちゃでけんよと言われるならば、何らかの資料というものが必要じゃないかなと思うわけですよ。先ほど言いましたように、においをはかる機械というものが、飲酒運転は今ありますけれども、なかなかこのようなにおいをはかる機械が今のところないと思っておりますので、何らかの資料をとるためにもそのようなアンケートをとる必要があるんじゃないかなと思っております。市長、これ、どげんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

確かに、梅崎議員の気持ちはよくわからないでもありません。しかし、ややもすれば個人の人権を侵害することにもなりかねない、そういうことを考えてみますときには、やはり最大限できるようなものは自助努力をいただくという行政指導をやっていくことが大前提だと私は思います。そうしないことには、やはり本末転倒するような問題に発展しかねない。

と申しますのは、よくあることでございますけれども、何もなかったところに従来からそ

ここに物があつたと、後に人が来てそれが迷惑施設であつたといった場合、よくそういう事案が起きるんですね。したがって、特定の個人のものに補助金を出せるとするなら別でしょうけれども、当然経営者として経営改善をやらせてもらわなくちゃいけない。これは公金を出す以上において、慎重な上にも慎重にならざるを得ない。ましてや、そういったアンケートを実施するということになりますれば、そういう事案があちこちに発生するおそれもあるわけでありまして。ましてやそういうときは、やはり地元の、あるいは関係者の御意見等も十分拝聴しながら慎重に進めさせていただこうと思います。

20番（梅崎和弘君）

この件につきまして、今後とも臭気改善、また、いろんないい知恵が出てくるんじゃないかなと思っておりますので、今後とも少しでもこのにおいがなくなるようにぜひ努力をしてほしいと思います。

3点目ですけれども、この件につきましては新市において検討するということでございましてけれども、合併のとき、やはりサービスは高い方へ、負担は低い方へという大前提が崩れたことに対する、市長の考え方はどうなのか、一言お願いします。

市長（石田宝藏君）

今、梅崎議員からサービスは高い方へ、負担は低い方へということですが、何をお指しになってそのようなことなのか、抽象的な表現では私は市民の皆さんによく説明できないと思います。基本的にはサービスは高い方に、負担は低い方にとということで、それぞれの施策を皆さん方に御理解をいただいているつもりでございます。したがって、そういった事案等幾つかはあるかもしれませんが、先ほどおっしゃいましたような介護手当の問題についてのそういった事案はあるかもしれませんが、福祉の予算は総体的に相当な伸びを示しております。これまで各市町でやられた以上のものが手厚く実施を私はしていると。予算査定においても、新しいお年寄りだとか、弱い方々については配慮をしている予算配分を施策の中に生かしてきているというふうに思っておりますので、仮に水道代にしてもそうでしょう。高いものが極端に多くなったということならば、今の前提が崩れたということでしょうけれども、私は前提は崩れていないと思います。なるべく同じようなサービス水準を維持できるような、そういうことで合併がなされてきたと御理解をいただきたいと思っております。

20番（梅崎和弘君）

この件につきましては、今まで年寄りの介護をされている方は、手当をもらっていたので非常に助かっていたということでした。それが合併したら、悪くなるのはどういうことかという文句がかなりあちこちで聞いたわけでございます。今後、介護保険の改正によりまして、ホテルコスト代や食事代の上乗せなどにより、介護サービス利用料が大幅に値上げをされるわけです。これでは施設を利用することがますます難しくなり、やむを得ず在宅介護をしなければならぬと、このようになった場合、家族の皆さん方の苦勞がかかってくるんじゃない

いかなと思うわけです。

そこで、在宅介護、私は政府の方針を支持するわけではございませんけれども、このようになった場合、今までのように手当を支給することは今後検討されるのかどうか、一つお尋ねいたします。

市長（石田宝藏君）

昨年の10月、介護保険法が改正をされました。これについては国会においても与野党ですね、賛否両論が交錯をして、最終的には法律は入所者、介護のために入所されている方、施設入所の方々についても、それぞれの家庭にいる人も、施設にいらっしゃる方も、いずれも食事代は同じなんだと、家にいても食事代は要るんだと。だから、当然、応分の負担をお願いするというふうなことで、国において法律が成立をされたことは議員も御案内のことかと思えます。それについては、国会周辺でも私も昨年、随分反対運動が起きていることも知っております。当然、それはそうでしょう。今まであったものが、負担がないものが、施設に入っておけば食事代は保険料で見てくれた。しかし、家にいる人はそれは見てくれない、その辺の制度矛盾をどうするのかということで議論があつてのあの改正だったと思えます。根本となる法の改正のもとでは、私どもはやはりこれに従わなくちゃいけないわけですね。

したがって、同じように手当を続けるのかということは、国の法律が変わった以上は、それは当然、地方自治体としてはやれないわけでありますので、この社会弱者と言われる所得の低い方だとか生活保護者の方々、こういうの方々についてはそれなりの軽減措置がございます、免除措置がございます。したがって、そういうふうなことで救済の道をたどっていかなきゃならないんじゃないかなと、救済の手はあるわけでありますので。したがって、その辺の一部負担については、法律が変わったことに伴う改正でございますので、御理解をいただかなければならないというふうに考えております。

ただ、先ほどありました福祉の予算ですね。これにつきましては合併する前よりもサービスがよくなったか、悪くなったかわかりませんが、予算が伸びたものが11ある高齢者の福祉事業の中で八つはふえているんですよ、予算は伸びています。同じものが一つでございます。ちょっと予算が減ったものが二つございます。決して、合併して冒頭の森田議員からの御質問あつた中でも御理解いただいていると思えますが、すべてのものが合併したということでよくなったんじゃない。それは確かにサービス水準を維持するということで御理解をいただいているわけですが、それはなぜかというと、交付税が減り、国庫支出金が減り、何せ自主財源に乏しい柳川ですから、そういったものは入ってくるものにあわせての必要、要はつけなきゃいけない、また、やらなきゃいけない。しかし、ちょっと我慢していただくことは我慢していただくという国の流れと同じということで御理解をいただきたいと思えます。

20番（梅崎和弘君）

この問題につきましては、これでやめて次に進みます。

まず、生ごみ処理機の問題ですけれども、やはり最近では環境問題に関心が高まっております。いわゆる資源循環型の社会を目指して生ごみ処理機もどんどん改良されたものが出てくるわけでございます。この中で、柳川のごみ問題を考える会、「ふっすつと」という団体がありますけれども、この団体では5年前から学校や施設から生ごみを集めて堆肥にする作業を週1回ボランティアで続けておられます。その皆さん方が生ごみ処理機についてもいろいろ研究され、現地調査にも行って、最近、いい機械だなという処理機が見つかったといいますが、推薦をされている機械があるわけです。

この機械は、今まであります大和、三橋のと違いまして、残飯とか調理くず、それから骨、貝殻など何でも処理できて、燐酸やカリ分を含んだ有機質肥料ができると。また、大和町の機械が24時間稼働で一日の処理能力は70から80キログラム、1カ月の電気代が40千円かかるのに対しまして、この機械は3時間で150キログラム処理し、電気代は月15千円で済むということです。しかし、一つの欠点がありますけれども、最初の設置費用が、大和町2,000千円に対して、こちらは4,000千円という高いということですが、長期的に見れば、結局安上がりになるんじゃないかなと思っております。

この前もクリーンセンターにちょっと見学に行きましたけれども、その中でもやはり生ごみは燃やさない方針でなっているというふうなことでございました。やはり生ごみを減らす、これが大事じゃないかなと、このように思っておるわけです。こういうことで市の焼却炉で燃やすごみをできるだけ減らして、炉の耐用年数を長くするということが、環境汚染を減らすことにつながるし、先ほどいいましたように市のクリーンセンターの基本計画にも沿ったものだと考えております。

ということで、生ごみを燃やさずに、できた堆肥は学校の花壇などに利用すれば環境教育の一環としても非常に効果的だと思います。先ほどいいましたように、最初の設置費用は高くつきますけれども、単なる設置費用だけではなくて、やはり長期的な視野に立ってこの機械も含めて十分検討されてほしいということを最後に要望しますけれども、ここで教育長の御意見を最後にお願します。

教育長（上村好生君）

「ふっすつと」の皆さんの日ごろから環境に配慮されました生ごみ処理、あるいは肥料づくり、これに対しては非常に敬意を表する次第でございます。私どももいい機械を探しているわけございまして、他県に「ふっすつと」の皆さんが推薦される機械と同じ機械かどうかはわかりませんが、最近建設された施設の生ごみ処理機がすばらしいということでございます。残飯はもちろん、食材を調理後の生ごみも処理ができると。そこから生まれる堆肥は農家が引き取ったり、あるいは学校で花壇づくりなどに利用していると、そういうふうなことでございます。環境教育の一環としましてとらえることも議員のおっしゃるとおりでございます。しかも、電気代も安いというふうなことでございます。それでございますから、さ

らに詳しく、私ども調査、検討をいたしたい。そして、確かに値段が高いということでございますので、我々の持ってあります予算の範囲内で行えるかどうか、そのあたりを十分検討して判断を下していきたいと思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

20番（梅崎和弘君）

ぜひとも前向きな検討をお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

第3順位、37番佐々木創主議員の発言を許します。

37番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんおはようございます。37番佐々木でございます。質問に先立ちまして、去る6月1日に亡くなられました新谷真澄議員に慎んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈りするわけでございます。

それでは、早速質問をさせていただきたいと思いますが、今回質問させていただくのは、行財政改革における課題と対策、そして今後のまちづくり、この2点に絞って質問をさせていただきます。

昨年の3月にこの新柳川市が誕生しました。平成18年となりまして、現在、2年目を迎えております。合併、新市誕生に当たりましては、執行部、そして我々議員はもとより市民の皆さんも不安と期待を抱きつつですね、喜びを持ってお祝いを、新市誕生を祝ったわけでございます。そこに到達するまでには歴代の市町長、先輩議員、先輩諸氏の積み重ねられた努力にある、そうあったわけでございますけれども、御承知のとおり、国、地方とも700兆円にも達する財政難の中に平成12年の地方分権一括法施行、そしてそれに伴う三位一体の改革、こういった政策が打ち出されまして、国のあり方、地方のあり方、その抜本改革が推し進められ、そして地方は生き残りをかけて合併するのか否か、単独でやっていくのかいけるのか、合併するのか、その決断を迫られたわけでございます。そして、私たちは合併の道を選びました。

同時に私たち旧1市2町の53名、現在52名でございますが、議員は選挙を経ずして1年7カ月間の在任特例期間をいただきました。そして、新市の、新柳川市の議員となりました。その私たちに与えられた役目、それは旧1市2町の声が埋没することなく、しっかりと新市の行政に届き、そして新市の将来、その基本的方向性をしっかりと見きわめる、それが我々に与えられた役目であるというふうに考えます。そして、我々の任期も残すところ、あと4カ月ということになりました。

そこで、新柳川市2年目となりまして、現在、新市建設のためのいろんな作業が具体的に進められております。同時に昨年と違い、今年度、18年度予算というのは石田市長の意向が

しっかりと反映した予算が3月議会で成立し現在も執行されております。平成12年に始まり、これからの10年間、国から与えられた猶予期間、この間の行政運営によっては将来が大きく左右される、プラスともマイナスとなる、そういう大事な10年間であります。その改革のまず根本であります行財政改革と同時に、今後の新市の建設に当たってのまちづくり計画、これが将来の指針となって将来大きく左右する、これを我々はしっかりとこの4カ月見きわめていかなければならないというふうに考えるわけでございます。

そこで、その2点に絞って質問させていただきますが、現在、マスタープラン、行財政改革検討協議会等々さまざまな、まずスタートの検討、計画、作業が進められております。その進捗状況、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、終わります。

市長（石田宝蔵君）

佐々木議員から、今在任特例等踏まえての議員さん方の役割、そしてまた、この1年間の経過、さらには10年後のまちづくり計画、財政計画、あわせてのお尋ねでございました。

まず、行財政改革についてのお尋ねでございますけれども、行政改革大綱は進捗としてこの10月に皆さん方に策定をし、お示しをする手順で進めております。特に議会におきましては、この9月の議会に上程できるようにその作業を進めているところでございます。

御案内のとおり、この総合計画は合併協議の中で作成をされました新市建設計画の考え方、合意事項に基づいての作業でございます。当然マスタープランは先ほど申し上げましたように10年間のまちづくりの方向性を決める大事な青写真でもありますし、また、それは現実的に実行できなければならないといったものの性格でございますので、これにつきましては基本構想、あるいは基本計画、実施計画という三つのジャンルから成るわけでありまして、この総合計画を実施する大前提となりますのは、やはり行財政改革でございます。やはり財布なくしてこの計画は絵に描いたモチというふうになるわけにはまいりません。したがって、今行政改革推進委員会におきまして、この行政改革大綱の策定に向けた答申の協議を重ねていただいているところでございます。

本市におきましては、ことしの3月、国の地方行革指針を踏まえまして、集中改革プランを策定いたしております。これは平成17年度から平成21年度までの5年間に集中的に改革に取り組む項目の数値目標を掲げたものでございまして、まず1点目、事務事業の再編、整理、これはどういうことかといいますと、行政評価の導入、市民参画の推進、また、2点目は民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、あるいは民間委託の推進計画を策定する。官でしかできないものから、民に移してもできるもの、こういうものも十分精査してこの策定をやるということでございます。それから3点目が、定員管理の適正化、やはり市の職員におきましては、当初の合併時のお約束どおり、退職をしましても3分の1の補充ということが基本原則でありまして、5年間で40人程度削減をするということでございます。

また、4点目、先ほどから出ておりますように人件費、職員の給与等含めましての適正化、時間外勤務の縮減、旅費、日当等の見直し、これについてもやはりメスを入れなきゃいけない。また、5点目につきましては、経費節減等の財政効果、当然地方財政計画をつくらなければなりませんので、地方財政計画の作成、民間経営感覚の導入、経常収支比率と公債費の抑制、何でもやれやれという要望は無尽蔵にありますけれども、この無尽蔵にあるものをそのまま執行するとなれば、当然借金はふえてまいります。市の財政は火の車ということになります。したがって、事業の優先順位、選択等もやらなきゃいけない、こういうものをしっかり腹に据えながら、さらには物件費の節減、そしてまた、先ほどから議論になっていきます応分の負担、受益者負担の原則、当然、公益を受ける人、益を受ける人については当然それなりの負担をお願いする。ジョン・F・ケネディじゃございませんけども、これまでは何でもかんでも、高度経済成長期では行政に、国に要望すれば何とかなってきた。しかし、そういう時代ではない。やはり国が国民に何をしてくれるんじゃない、市民が、市民の方々が市に何ができるか、国に何ができるか、そういうことを原点から考え直さなきゃならないということの見直し、理解を求めていく、そういった受益者負担の適正化についても強く推し進めていかなければならないというふうに考えるわけであります。

現在、行政改革推進委員会においても、この7月中の答申を目指していただいております。答申の検討をいただいております。まだまだ固まっておりますので、詳しいことは申し上げられませんが、今、佐々木議員がおっしゃいましたことも踏まえて、提言と柱となりますものは、やはり市民の皆さんの視点の導入と地域協働の推進、地域の住民の皆さん方とどのようにやり、コンセンサスを取りながら市をつくっていくか、また、次には適正な経常経費の実現、現在、柳川は94%の経常経費、100しかないものに94は絶対出さなきゃいけないお金でありますので、こういうことをしっかりもう一度洗い直す、見直していく、そういったことが大事であろうと思います。また、総合計画の推進とともに新たな地域経営手法、こういったものを民でできるもの、先ほど言いましたようにそういったものはやはり移管するという事も視野に入れておかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、この4月ぐらいに行政改革委員会、私に答申をいただきます。いただきますともう一度パブリックコメント、市民の皆さんにこういう答申が出されましたということで市民の皆さんにオープンにします。そして、そういったことを踏まえながらごく一部の大きい声じゃだめなんです。やっぱり幅広く、住民の皆さんの声として、なるほど次の時代をよく考えていただいていると、そういうことについては十分吸収しながらこの実施計画を策定いたしまして、10月には公表させていただくという作業手順にいたしております。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

2点目の今後のまちづくり、特に都市基盤整備ということでの御質問でございますけれども、現在、市内ではまちづくりの骨格ともいべき広域幹線道路網整備といたしまして、地域高規格道路有明海沿岸道路、それから国道443号バイパス、こういった大型プロジェクトが進行中でございます。交通体系整備という観点からは、これらの道路と既存の道路とのアクセス性を高めることによりまして、市全体の道路網整備を図る必要があると思います。

また、これらの広域道路の完成によりまして、市の様相が大きく変化することが予測されるわけでございますけれども、柳川市が名実共に成熟した都市となるためには、柳川市の都市としての将来像をどのように描いていくのか、明確な位置づけが必要であるかと考えます。

一方、将来の都市づくりを構想する上では、都市の景観づくりもまたその重要な視点の一つでございます。市内には議員御存じのとおり、全国的にも広く親しまれている歴史ある水郷のまちであり、有明海の干拓地を含め、田園地帯一帯に網の目のような水路がめぐりまして、旧柳川城下町を基盤とする柳川市の中心市街地には、昔ながらの掘り割りが今も残されており、市民生活と水とのかかわりは深いものがございます。また、沖ノ端川、矢部川に係留されております漁船群、それから有明海に面する防波堤から見る景色、こういったものはほかに類を見ないものがございます。これらの歴史、文化資源、自然など特色ある景観素材を持つ地域が数多くあるわけでございますけれども、これらの地域や素材を生かしながら、地域独特のたたずまいを創出するためのルールづくりもまた必要と考えているところでございます。

柳川市は言うまでもなく観光都市でありまして、観光客を迎え入れる都市はどうあるべきか、町並みはどうあるべきかとの視点からの検証も必要であろうかと思えます。現在、市史編さん事業の中で建物、美術、祭り、風習、暮らしなどいろいろと調査がなされております。それから、文化行政の中でも文化財の保護なども行われているところでございます。

いずれにいたしましても、新市建設計画の中で示されておりますけれども、広域幹線道路の整備や主要公共施設を結ぶ道路の整備を行いながら、柳川市がどのような都市を目指すのか、ことし、今年度でございますけれども都市計画基礎調査を実施します。あわせまして、3年間の計画で平成20年度までの都市計画マスタープランの策定というのを計画しておるところでございます。将来の柳川市のあるべき都市像を示していくこととなります。市民の合意形成を図りつつ、地域固有の自然、歴史、生活、文化、産業などの地域特性を踏まえまして、都市づくりの将来ビジョンを確立していきたいと考えておるところでございます。

議長（田中雅美君）

ここで午後1時まで休憩をとらせていただきます。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木議員の発言を許します。

37番（佐々木創主君）

市長、建設部長、御答弁いただきまして、ありがとうございました。1時間あきましたので、ちょっと確認をしたいと思います。

私、質問させていただいたのは、行財政改革における課題と対策、それと今後のまちづくり、現状として今後の建設計画、それと、その根本となります行財政改革、どのような状況で現在進んでいるのかということで、市長によりますと、行財政改革検討委員会、集中改革プランをつくったと。それで、その大きな項目として、市民の視点の導入、適正な経常経費の実現、総合計画の推進及び新たな地域経営手法の導入、それと地域共同の推進と。そして、まちづくりについては、新たに都市計画なり地域の財産、いろんなものを検証しながら早急に進めていくというような御答弁だったかと思います。

そこで、集中改革プランという御答弁がありました。これは国が全国の自治体につくりなさいと。昨年、三位一体の改革の関連かどうかわかりませんが、骨太の方針の中、「自治体さん、合併したところ、していないところ含めて、行財政改革がまず第一ですよ。こういうのをつくりなさい」という指針を出して、通達を出したんですね。この集中改革プランを平成17年度の末までに出しなさいと。

当柳川市にとっては、合併がありましたので、非常に作業がタイトであったというふうに聞いております。協議会の委員の皆さん、市民の代表、行政・財政用語、財政の中身、我々議員にとりまして非常に難しい世界がございますけれども、そういう中で、非常に委員の皆さんも御苦労されて、国の得手勝手とは言いませんが、国の方針に従って、集中改革プランというのはある意味最後に出る話なんですね。基礎的なことをやって最終的に集中改革プラン、我が市はこういうことをやっていきますよ、それが集中改革プラン。先ほど市長から御答弁いただいたように、当柳川市もこういうやつが出ました。

それに加えて大綱をつくるんだと。それはいいことだと思います。しっかりと大綱をつかって、即座にやっていく。ある意味、合併というのは準備作業と実行が同時進行なんですね。準備をした上、実行に移していく、そんな余裕がない。準備と実行が同時進行である。我が市もその例外ではない。

そういう中で、非常に財政的なもの、いろんな今後の計画、心配というか、懸念される部分がありますので、具体的にお伺いしていきたいと思いますが、今後そういう作業を踏まえながら、さまざまな新市建設のための事業が行われていくわけでございます。その裏づけとなるのが、まず財政的な裏づけ。こういうのをしたいんだと。しかし、財政的な裏づけがないと何もできない。その中で基本となるのが、先ほど答弁にありましたように、新市の建設計画、合併協議会でつくられました。それと同時に、その中にある財政計画。

実際、平成17年度、18年度と稼働が始まっております。基本となる財政計画と、17年度、18年度、この予算を比較してみました。そうすると、結構差があるんですね。17年度は財政計画の計画額25,741,000千円、これは旧1市2町の消防厚生が入っておりませんので、これを入れますと260億円です。それに対して実際の予算額、これは273億円、計画よりも約1,270,000千円ふえております。それで18年度、消防厚生分を含めた計画額、これが253億円、それに対して今年度予算、3月議会で通ったばかりですけれども、27,995,000千円、約26億円増額しております。17年度を見てみますと、273億円の予算がある。合併する前の16年度、これはもう決算が出ておりますから、これが275億円。ある意味、1市2町のそれをそのまま足し算してきた、そのままやらざるを得なかったという部分があるのかなというふうに私は推測はいたしております。

その中で、全体額を申し上げましたが、じゃ、何でこんなにふえたのか。何でふえざるを得なかったのか。合併協議会というのは1市5町、それが破綻して1市2町、この長い期間にわたって、現在総務部長の山田部長、当時の合併協議会の事務局長、柳川市の頭脳でございます。その方を中心に、こういう財政計画を練られた。こんないいかげんな数字は出してないと思うんですよね。なのに、なぜこれだけの差が出てくるのか。じゃ、合併計画で、合併後の10年間、これが国から合併特例債、いろんな財政支援措置、交付税の現状維持、そういうのを含めて10年間でやりなさいよと。その後は5年間の激変緩和措置はあるとしても、もう自分たちでやりなさいよ、基礎をつくりなさいよという猶予期間ですね。最終年度の26年度、計画では220億円。初年度の17年度の計画額250億円、それから最終年度は220億円、約30億円、パーセンテージにすると86%まで減らすんだよという計画ですね。じゃ、実際の予算額で比較してみますと、17年度の当初ベースで言うならば81%まで減らさんといかん。ちょっとこの辺の格差、私は何でこんなことになったのかなと。予算委員会でも一部触れさせていただきましたけれども、その辺のところをちょっと御答弁をお願いします。

総務部長（山田政徳君）

新市建設計画の財政計画と現実の予算との乖離といいますか、差が何で発生したかということのお尋ねでございますが、新市建設計画の財政計画といいますのは、平成14年度の決算をベースに作成をしております。その前提条件といいますのが、人件費を、先ほど市長の方からお答えがあったように、3人の退職ぐらいで1人採用するとか、そういったことで削減効果を見ておりますし、また、物件費とか補助費等も一定の割合で減額をして見込んでおると。そしてまた、合併することによって増加する要因もございます。例えば、旧三橋町、旧大和町では生活保護費は県事業でございましたから、市の新たな増加要因としてそれも見込んだということでございます。

それと、合併に伴いまして、国、県の財政措置がございます。いろいろ交付税とか県の補助金、国の補助金も特例的に交付されると。そういったさまざまな要因を加味しまして、そ

の節減効果によってどれだけの投資的な事業に回せるかという普通建設事業の枠を定めたものが建設計画の財政計画でございまして、その枠分が10年間で341億円だったということでございます。（「341億円」と呼ぶ者あり）341億円ですね。

そして、何でそういう乖離が発生するかといいますと、今、基本的に1市2町の継続事業分を精力的に予算化して取り組んでおるとい状況でございますけれども、特に今、駅東部の区画整理事業、これが有明海沿岸道路の関係で平成20年度までに全部あけんといかんという特殊な事情がございましたので、それに向けて大量の予算投入をいたしておるといことから、先ほど御指摘があったように、17年度では16億円ですね、それと、18年度では26億円ほどの増加となっておりますが、それだけではなくて、例えば、18年度では旧柳川市の久々原の方に建設いたします給食の共同調理場、これがプラスの7億円ということになりますから、そういった大型事業が17年度、18年度に予算化されたということで、そういった大幅な増加は14年度ベースでつくっておる財政計画には加味されておらないということでございますので、御理解をお願いいたします。

37番（佐々木創主君）

14年度ベースでつくったんだということですね。しかし、現実稼働していかなきゃいけない。ましてや計画のない実行なんていうのはないわけですよ。計画もなくして毎年毎年やっていったら、むちゃくちゃですよ。そういった意味で、14年度であるというんであるならば、私はいろいろ調べてみたんですよ、ほかの自治体。いろんな特殊要因があるでしょう。差はありながら、ほとんどがしっかりと計画内におさめたり、同額だったり、そういう数字、データが出ておるといのも事実です。しかし、大型事業、協議会の中では予想できなかった。予想はできているんですよ。東部区画整理事業、給食センターもろもろ、もう協議の時点で予想できているわけじゃないですか。その中で、この財政計画を我々としては判断材料として、基準として見る以外ないんですよ。でしょう。執行部はわかっている、議会がわからんじゃ、どうしようもないじゃないですか。その辺の周知の努力がまず足りないということと、であるならば、現実と乖離しておるといことになるんであるならば、計画の立て直しというのが必要なんじゃないですか、いかがですか。

総務部長（山田政徳君）

確かに新市建設計画の財政計画と予算との乖離がございまして。しかしながら、乖離しておる部分については、国、県の補助金とか合併特例債の有効活用とか、そういったことで対応させていただいておりますから、そう大きく影響するものではございませんが、先ほど議員おっしゃったように、やはり現実の財政運営に合わせて、しかも、今マスタープランが策定中でございますので、その辺の施策と十分にらみ合わせながら、新市の長期財政計画を再度練り直す必要はあるかなというふうに思っております。

37番（佐々木創主君）

山田部長、あるのかなじゃなくて、早急にやらんといかんというぐらいのことを言わんとだめですよ。（「わかりました」と呼ぶ者あり）ならないのかななんて言っていたら、1年、2年すぐ過ぎてしまいますよ。しっかりその辺はお願いをしたいと思います。

そこで、じゃ、前倒してこういう事業をやったんだと。当然、駅東部の区画整理事業、これは旧三橋町からの継続事業ですよ。県南給食センターは合併協議会で新たに出てきた事業でありますけれども。じゃ、新市建設をする上で必要な事業、どういう事業が必要なのか。例えば、旧三橋、旧大和の小学校、非常に老朽化が進んでおる。その手をつけなかった。したがって、基金はいっぱいある。そういうことであるとか、先日の地域審議会からの答申もありましたように、旧柳川には地区ごとの公民館はあるけれども、旧三橋、旧大和はないと。そういうのをつくってほしいというような要望もある。地域の格差、それと、先ほどありましたように新市にとっての基幹道路、幹線道路、水路、今、市長の懸案になっております合併浄化槽、是非は別として、可否は別として、どういう事業が今後必要なのかと、どういう事業をやるべきなのか、ここをしっかりと早急に把握をせんといかんわけですよ。本当であるならば、合併の時点でそれもきちっとリストアップされて、ある程度それに基づいた財政計画もつくっておくべきだと思うんですよ。その辺の必要事業、予想事業、それに対してどれぐらいかかるのか、市当局は把握してあるんですかね。

総務部長（山田政徳君）

新市建設に当たって、新たな事業、そういうものを想定し、また、事業費はちゃんと考えておるかということでございますが、先ほど議員もおっしゃいました学校の改修、これについては今後かなりの財政負担が予測されるということがございます。

少し説明をさせていただきますと、建築後35年以上経過している校舎を保有している学校が6校ございます。また、耐震診断が必要な校舎を保有している学校が11校ございまして、こういったものをすべて今後10年間で改築するとなると相当な財政負担が伴うわけでございます。したがって、これを全部改築という方法ではなくて、必要な場合は大規模改造とか、そういった方法でもいろいろ改築をして教育環境を整備していくという方法もとらざるを得ないかなと思っておりますし、そのほかの事業といたしましては、今回議会で提案をいたしております個別浄化槽の設置事業、これについても事業費は全協等で御説明をしたとおりでございます。また、18年度までに農村総合整備事業というのが行われておりますが、これを一たん終了するということで、今、県の方、市の方でその農村総合整備事業について計画の策定がされておるところでございます。これも数十億円レベルの県事業になるかと思っておりますが、これは市としては25%の負担をします。これについても、新たな大きな負担になるかと思っております。

また、旧柳川の蒲池校区では、高橋中牟田線がセブンイレブンの方から東の方に事業完了しておりますが、今度は西の方に延長されるという事業も既に国、県の方に事業申請をいた

しておるところでございます。また、国営の土地改良によって国営水路が今整備真っ最中
でございますが、これに対する地元の負担金が毎年毎年億単位で今後出てくるというかなりの
財政負担が見込まれるということでございますので、こういった面を今までの継続事業に加
えてやっていくということになりますから、全体的にしっかり事業を見直す中で財政計画を
つくるということになります。

以上です。

37番（佐々木創主君）

そういう中で財政計画を見直していくんだと。小学校改修にしても小規模改修、大規模改
修でも予算は違う、これは当然ですよ。計画と実際というのは当然差は出てきます。しか
しながら、いろんなやつを調べてみました。ここの中で、栃木に須賀川という市がある。こ
こも1市2町でしたかね。ここは合併協議会の中で、新市建設に係る主な建設事業というこ
とで、市民参加の推進、教育文化の向上、そして、保健福祉の充実、快適生活環境の実現、
産業振興の促進。例えば、市民参加の推進であれば、情報システム統合、当市もやりました
よね。イントラネット、ふれあい施設整備事業、合併後10年間の概算事業ということで予算
費まで出して、市民参加の推進28億円。教育文化の向上、小・中学校施設整備、これで25億
円、給食センター4億円。保健福祉、総合福祉センター20億円、児童クラブ館2億円、幼保
一体型保育施設整備140,000千円、合計の28億円。快適生活、幹線道路整備2億円、生活環
境、生活道路整備150,000千円、それと、前期と後期に分けて、後期の幹線道路整備25億円、
合計の51億円。産業振興、農村総合整備事業2億円、用水路整備事業130,000千円、農業交
流施設整備120,000千円等々で合計12億円。新市建設のために必要な事業ということで、総
計の179億円というしっかりした根拠を持ってデータを出しているんですよ。しかし、これ
にしても計画ですから、いろいろ紆余曲折はあるでしょう。

だから、今、部長の方から県道であるとか小・中学校、いろんなことが予想されますとい
うお答えがございました。それと、財政計画、それを踏まえてつくっていくんだと。何がど
れだけ必要でこういうものをつくらんといかん、こういう要望もあると。じゃ、それが実際
にできるかできないか、それは財政的な面からきちっと検証しないとだめですよ。だから、
こういったものをまずしっかりテーブルの上に出して、しっかり検証して、その上じゃない
と計画なんてできないじゃないですか。ましてやこれは待ってられないわけですから、国の
支援措置。猶予期間10年ですから、ことし18年の2年目ですから、残されたところあと8年
ですよ。であるならば、早急にこういうのを協議して、ましてや市民の要望もあります。市
民がこれをやってほしい。

例えば、先ほど質問がありましたように補助金、補助金は欲しいと。市長の言葉で言うな
らば受益者負担、その応分の負担を求めますと。じゃ、実際にこれだけの財布の状況です
よ。例えて言うならば、親が仕送りをしておる。子はじゃんじゃん要求してくる。お父さん、

友達はこんくらいの生活をしよる、マンションに住んでおる、こんな服を着ておる、こんな欲しいわ、勉強道具も欲しいわ、こんな経済難の中、親は必死に働いて仕送りをする。しかしながら、子供を交えて同じテーブルの上で、こんなに大変なんだよ、親の財布の状況、家の状況をしっかり子供が理解するならば、そんなない物ねだりをしないはずですよ。そんなない、そこは私は我慢しようということになるわけじゃないですか。だからこそ、現状と課題、その辺のしっかりとした検証、それを私たちの任期中に完遂することはできないとは思いますが、しっかりそれをやっていただきたい。お約束いただきたい。いかがですか。

市長（石田宝蔵君）

まことしやか、本当に御心配いただいていること、私も十分理解はいたしているつもりでございます。もちろん今、山田部長の方から答弁がありました、それぞれ決してファジーな積算じゃございません。新市建設計画を1市2町で作り上げたとき、やらなきゃいけない事業等は全部リストアップされておりますし、当然投資的な新市普通建設投資費341億円というのが基本でありまして、ただ、それにもまして、それぞれの旧自治体から抱えておるさまざまな課題、要望事項が余りにも多過ぎるということでもありますので、これは当然精査をして皆さん方に理解を求め、十分なる情報公開をして、そして、新市建設計画に、マスタープランに、総合計画に反映をさせる、これは当然のことです。地方財政計画もこれとあわせてびっしりとつくっていく。

ただ、今、山田部長が申し上げましたように、当然新市建設計画の中に入っているものであっても、例えば、昭代の給食センター、旧柳川市の中学校の給食設備がない。弁当をお持ちの子供さん、親御さんの身になってこれを早く急いでくれというようなことで年度的には早まった感があります。しかし、これは当然新市建設計画の中で、同じ中学生が給食がないということは、やはりこれは不平等を生じているんじゃないか。やはり優先順位を上を上げながらもやらなきゃいけない。それから、特に有明海沿岸道路の高規格道路に関連する柳川駅東部区画整理事業、これについても前倒しで、本来だったら平成21年、22年に供用開始をするというのが20年になってきた。合併協議会の中ではそういう議論はなかったものが、本当にこの1年間の間に急速に早まってきたというのが実感でありますし、そのためには地元としてのそれなりの整備をやるための予算をお願いしなきゃならない、こういう事情はる御説明を申し上げてきていることだと思っております。当然10年後の計画もしっかり精査しながら、市民の皆さんに明らかにしながら、そして、新市建設計画、財政計画をつくってまいりたいというふうに思っております。つくってまいりたいというよりも、速やかに先ほど答弁したとおりにつくります。

37番（佐々木創主君）

市長が答弁するなら、新たな補足説明は要らないんですよ。するとおっしゃっていただければありがたい。だから、すると。余計な時間ももったいないからですね。

それでは、次に移ります。しっかりやっていただきたい、今の件は。

それでは、まちづくりということで、先ほど建設部長の方から新市の都市計画、そして、いろんなものを検証しながらやっていくんだというお話でございましたが、私はやっぱり新市にとって現在行われておる、今市長がおっしゃった東部の区画整理、これは新柳川市にとってのポテンシャルを高める非常に大きな事業というふうにも認識しております。

柳川の玄関口、東口もできると。福岡まで45分という地の利もある。そういう中で、いろんな事業があります。と同時に、一番重要なのはやはり幹線道路、有明海沿岸道路と443号のバイパスという話でございました。区画整理事業をやっている柳川駅周辺、それと旧三橋、旧大和の商店街、中心市街地、そのちょうど東側を沿岸道路、東側と北側をずっと、そちらから言うと、こうですね。こう巻いていくわけですよ。それで、こちらから、瀬高インターから443号のバイパスが今の大和の徳益付近で結節をする。これをここで終わらせてはいけないと私は思う。これをしっかり真っすぐ中心市街地の南部から北部まで円周させて、ここで沿岸道路と結節する。そうすると、きれいな環状線ができるんですよ。

今、久留米と筑後の中で、久留米と大牟田、その中間の筑後中部地域、筑後とか八女とかありますけどね、その将来的な核を目指した道路計画、大川との合併の話とかいろいろ一般質問でもありましたけれども、それぐらいのポテンシャルを持つような都市計画、まずは基幹道路、まして柳川の観光のまち、文化のまち、そういう中でいろんな交通、車社会の中で市内の中に流入する。例えば、晴天浜武線、拡幅改修が行われた。城南町の信号の問題もありますが、通過車が非常に多い。わざわざ通らんでよか車がいっぱい市内に入ってくる。そういう中で、10万、20万のまちということを考えるときに、環状道路というのは私は不可欠だと思うんです。しっかりと必要のないやつを逃がしてやる。それと、アクセスする側と出ていく側、それにとっての利便性、この環状道路、当然大きな道路ですから、相当な大きな財政支出を伴う話であります。それこそ投資をしてでも、将来、10年後、20年後のポテンシャルを、潜在能力を生かせる世界ができるならば、しっかりとそういうものを新市の都市計画の中に入れて、国、県に対して明示をしていくべきだと思いますが、いかがですか。

建設部長（蒲池康晴君）

今、議員おっしゃられるとおり、特に幹線道路網、その中でも環状道路というのはやはり重要なものじゃないかと思えます。今、指摘がありましたように、通過交通、これも市内に入ってくるという状況でございますので、環状道路の整備というのは特に重要度が高いというふうに考えております。

そこで、今、有明海沿岸道路ができておりますけれども、東からは瀬高インターの方から443号バイパスが来ます。おっしゃられるように、徳益で結節いたすわけでございますけれども、それから西の方については、都市計画道路南徳益枝光線というのがございます。この道路を利用して、また少し見直しとかを図りながら、昭代方面に抜けて今の208号、高橋付

近にタッチするというふうな構想を持ちながら、そういった環状道路のより早い実現に向けた構想を練っていきたいという考えを持っておるところでございます。

それからあと一つは、今、財政問題が出ておりますけれども、そういった分では、やはり市費を投入するというのには限界がございますので、国、県のそういった道路計画、こういったものの協力を仰ぎながら、そういった対応でやっていただくということもしっかり考えていかなければいけないことじゃないかというふうに考えておるところでございます。

37番（佐々木創主君）

非常に心強いというか、意を一にするといえますか、建設部長の方からそういうのを盛り込んで都市計画、それと、国、県の援助を仰ぎながらやっていきたいという御答弁をいただきましたので、必ずや新市の都市計画にはその路線が入っているものと、検討されて入っていくものというふうに私は確信をしたわけでございます。

それと同時に、道路と同時に、土地利用計画、どの地域をどういう地域として生かしていくのか、活性化をさせていくのか。これは新市建設計画にも、国道何とかふれあいゾーンとか、農業関係ゾーンとか、ある意味大まかなやつはうたってありますけれども、しっかりとした具体的な土地利用計画というのを早急につくらなきゃいけないというふうに私は思います。その辺いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

確かに佐々木議員のおっしゃるのは非常に理想的で、今、蒲池部長が答弁申し上げたとおり、環状道路も当然考えなきゃいけないわけですがけれども、先ほどからの財政計画も十分念頭に置いてやらなきゃいけない。特に、昨今は県の負担というのが厳しいんですよ。国道、都市計画道路といえども、ほとんど県の裏負担があります。これの担保がとれないと、皆さんに絵にかいたもちで終わるということになっちゃいけません。したがって、そのことについては慎重に国と県との働きかけをやりながらやっていくということが第1点であります。

土地利用計画については、しっかりしたものをつくれということですが、これはややもすれば大変な騒ぎを引き起こすんです。一定のさまざまな意見を十分各方面から聞いた上でやらないと、当然、地方分権という権限の移譲によって地方に権限が移譲されて、都市計画、これらは県、あるいは市でできるようになってくる。そうやってまいりますと、権限が移譲されるだけに、ここにさまざまなあつれき、摩擦というものが出てまいります。しっかり各方面の意見を聞いて、そして、そういった上で土地利用計画を市民の皆さんが納得いただけるような形でつくるということが大前提ということになります。

したがって、このことについては慎重に、しかも、スピーディーにということをおんばいをとりながら進めさせていただこうと思います。

37番（佐々木創主君）

環状道路等々については当然市単費でできるわけではありませんし、国、県の助成、ただ、

査定が厳しいと。しかし、逆の見方をするなら、国なんかというのは、国交省にしても、農水省にしても、島田助役がいらっしゃいますが、環境省にしても、今、生き残りなんですよ。何が生き残りか。新しい事業、自分たちの省益を守るための事業、国民から理解を得られやすい事業、例えば、今までの道路行政という、走って便利な道、とにかく速い、構造がすばらしい、道路財源を含めて道路だたきに合いました、いろんな汚職関係も含めて。どう転換をしたか。ゆっくり走って楽しい道、曲がりくねっているから楽しい道、発想の転換をしたんですね。と同時に、今、地方に対して景観、文化とかいろんなことを含めて、こういうことをやりたいと、皆さん手を挙げなさいと募集するんですよ。あれは何かというと、いいアイデアを探しているんですよ。自分たちでできないから、もう行き詰まっているから、いいアイデアはないですかとアイデアを募集しているんですよ。そういった意味で、私はやっぱり知恵を使って、当然予算とのバランスはあります。その辺をしっかりとやるべきだというふうに思います。

土地利用計画については、それは大変ですよ。ただし、基本的に考え方として、行政の内部だけで考えようとするからだめなんです。土地利用計画にしても何にしても、すべての面でそうですよ。これからは、先ほどの財政問題を含めて、現状認識をみんなで同じテーブルの中で市民と一緒に話し合う。パブリックコメント、市の広報紙でやっています。それは結構です。しかし、もう一つ踏み込んだ、例えば、行財政改革で検討委員会、補助金改革検討委員会、マスタープラン検討委員会、市民の代表の皆さんで検討しているから、市民の皆さんにそれでやっているんですよ、それじゃだめです。もっと踏み込んだところで議論をする場、例えば、ワークショップなんかもやってありますけれども、いろんなことを努力しないといけない。そのボールを投げる役目は、市民じゃなくて、私は行政だというふうに思います。

ちょっと時間も少なくなりましたので、はしょりますが、その土地利用計画の中で私は一つ重要なポイントが柳川のイメージ、先ほど市長から別の議員の質問に対して、歴史文化、景観だと。これはやはり今後の柳川にとってもキーワードだと思います。この持っている潜在的な資源、そういったものをどう生かして活性化につなげるか。そういった意味での色分け前の検証作業、あの何とかはすごか大変な宝ばんとか、潟の日はきれいばんとか、三橋の何とかには魂の流れをくむお寺があるばんとか、市長の好きなげなげな、市長がよく指摘されるげなげなが多いんですね。げなげなじゃなくて……（「げなげなは嫌いですけど」と呼ぶ者あり）ええ、嫌いだとよく指摘をされる。だから、市長の嫌いなげなげなばかりですよ、今のところは。げなじゃなくて、そこをしっかりとどういうものがあるのかというのを把握して、それをしっかり検証していく、そういう作業が私は必要だというふうに思います。そうすると、おのずと地域の色分け、この地域はやはり重要だと、開発には値しない、道路をつくるべきじゃないとか、いや、これは余り大したことないから道路をつくってもいいん

じゃないか。三橋地区筑紫町線の問題もありますけど、そういった観点から、将来的な広い視野からそういうものをしっかり見ていく。反対、賛成両論がある。そういう中で、広い視野からその道路の必要性、不必要性を検証していくならば、おのずと結論が出てくるんじゃないかなと、市民の皆さんを説得できるだけの理由も出てくるんじゃないかな。どちらがいいかまでは私もわかりません。そういうことだと思います。そういうことも指摘させていただいて、もう答弁要りません。

最後に、もとに戻って、財政の話じゃありませんが、この合併、地方自治体の混乱、生き残り、この三位一体の改革、ある意味、国の政策の失敗です。右肩上がりの中、続いていくという前提で、年金にしても、財政計画にしても、赤字国債、建設国債発行をじゃんじゃんやった。特に、バブル崩壊以降、景気対策のために市町村に対しても、したくないような事業をやれやれと。当然市債発行が伴うから、市債の残高がじゃんじゃん膨らんだ。国の言うことは余り聞いちゃいかんとですよ。どげんなるかわからんとですよ。これは国の役人も言うわけですから、我々も本当にわかりませんと。だから、国のどうなったときにも耐え得るだけの体力と自力、能力を持たないといけない。

そこで、三位一体の改革が進められて、先ほどありましたように、交付税の改革は先送りされました。国庫補助負担金4兆円削減、税源移譲3兆円、昨年決着をしました。しかし、これが終わりじゃないんですね。第2弾がある。根本的な税収不足を解決するための消費税の論議等いろいろありますが、それはそれでいいとして、じゃ、その三位一体の改革が我が柳川市にとって具体的にどうなったのかと、そこですよ。

財政課に聞いてみますと、国庫補助負担金の削減、どれだけ影響があったとですかと。例えば、母子寡婦保険でありますとか、児童手当でありますとか、障害者福祉とか、そういうのは削減された。その分、自主財源を投入した。国から言わせるならば、それについても交付税で後で措置しましょうと。こんなの信じられんばってんですね、どうかわからん。それほど影響はなかったんだと。

じゃ、税源移譲はどうかと。今年度の予算、18年度予算を見てみますと、税源移譲ということで、地方譲与税ということで約5億円、4億9,000幾らだと思いますが、5億円来ております。これは国税である所得税、国が収納して、その中から、柳川市さん、5億円上げますよ、あなたのところはこれぐらいですよ。この算定根拠になっているのが住民税です。住民税というよりも、住民の数であり、そういう算定式があると思うんですが、今年度までは国を通じて来ておるのが、来年度から、19年度からは完全な税源移譲、国を通じてではなくて、市が直接収納できるようになるんです。

どういうことかという、所得税、サラリーマンも商売している人も所得税を払っていますね。払っている分がなくなるんですよ、一部。そして、その分を住民税という形で、市町村さん、自分のところで取んなさいよと。国の言い方によると、来年度、5億円が住民税と

して市の純粋な収入として来るということになるわけです。そうすると、来年度から市の職員の皆さんを含めてサラリーマンの皆さん、給与明細書を見る。そうすると、所得税は下がっています。ただ、恒久減税がなくなるので、厳密に言うと余り下がらないんですが、一応原則として所得税は下がります。逆に住民税が上がりますよ。ただ、これはプラマイゼロになるという計算なんです。所得税がどうなるかということ、課税所得9,000千円から10,000千円以上の人はこういう現象はちょっと例外的に起きないんですが、それ以下の人は必ずそうなります。所得税は下がって、住民税は上がります。これまで給料日、給与明細を見る日、確定申告する日は国に文句を言う日だったんですね。総理大臣の顔を浮かべて、税務署を見て、国会議員の顔を思い浮かべて、何ばしよるとか国はと、税金ばかり上げやがって、おれたちは大変だぞと。ところが、来年度からは給与明細を見て市長の顔を思い浮かべ、市役所を見て、市の職員を見て、市議会議員を見て、何しよるとか、おまえどんは、住民税ばかり上げやがってと。上がらないんですが、実際、観念的にはそうなるんですね。非常に市民の目もますます厳しくなってくる。その中で、行財政改革含めて、新市の建設をやっていけないといけない。市民がしっかりとその辺を厳しい目で見ていく時代が来るわけでございます。

我々はあと4カ月ですが、市長、執行部、議員とも緊張感を持ってやらなきゃいけない。私はこれは悪いことじゃない、いいことだと思います。市民が今まで国に対して文句を言いたい、遠い存在、ある意味あきらめでした。ただ、市役所に対して、市長に対して、身近ですから、しっかりと直接物を言えるようになるわけです。物を言うということは責任が伴う。そして同時に、責任を伴うということは興味もわいてくる。市はどげんなっとるじゃろうかと。そして、参加意欲がわいてくる。そういう中で、行政、議会、市民が一体となって新市の建設に向けて取り組んでいかなきゃいけない。そういう時代が必ず来なきゃいけないという中で、しっかりとやっていただきたい。

我々と違って、市長は残り任期3年ございます。しっかりとやっていただきたいとエールを送りまして、質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

第4順位、12番古賀澄雄議員の発言を許します。

12番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、協働による市民主体のまちづくりについてお伺いをいたします。

少子・高齢化の進展に伴い、高齢者や子育て家庭に対する支援や環境保全、防災、防犯、教育など、市民生活に直結するさまざまな分野で多くの地域課題が発生し、行政だけではこ

うした事態に対応し切れなくなっていることから、近年、各自治体では地方分権一括法の施行を契機として、市民との協働によるまちづくりを模索し、地方分権社会における住みよい理想社会の構築に努力をされています。

2月に松山市を訪問いたしました。そこでは松山市地域コミュニティー市民検討会議が組織され、市長からの諮問を受け、市民と行政の協働の仕組みや地域におけるまちづくりの推進体制、コミュニティー活動への支援等の方策を検討する審議会が開催され、30回を数える会議、研究会の報告が1月に答申されたところでした。

その中で、結論として出されたのは、松山市の地域コミュニティーはミニ自治体とでも呼ぶべき組織を目指すべきであるとしています。そのミニ自治体とは、地域のコミュニティー組織が市町村からコミュニティーづくりの権限、財源、そして責任を移譲され、みずからが主体となって魅力的でかつ居心地のよい地域コミュニティーの創造を目指す組織を意味する。そして、その組織をまちづくり協議会と呼ぶとしました。この組織は、地域コミュニティーにおけるまちづくりに関して行政と対等のパートナーの関係であり、従来の町内会、自治会などによく見られる行政の下請機関ではありませんとしています。

今、なぜ必要かについては、1点目は、市の財源不足であり、行政サービスの一部を住民が受け持つ必要が生じた。2点目は、まちづくりのすべてを行政に任せただけでは魅力的で居心地のよい地域コミュニティーの創造は不可能としています。

地方自治体がこのような厳しい財政状況にあって、これから少子・高齢化時代を乗り越えていくには、行政と住民がお互いに役割を分担し、ともに協働していかなければ行政運営は立ち行きできません。行政としては、危機を市民と共有する今こそ好機ととらえ、行政サービスの取捨選択を住民に問いかけるときではないかと答申をしているところです。

次に、ここで言うまちづくり協議会は校区が単位であります。まちづくり協議会が自立するには活動の拠点となる場所を整備する必要があります。拠点整備については新たな建設をしていくのではなく、公民館や町の集会所等の既存施設を有効に活用し、公民館の活用については設置目的に法的制約もあり、まちづくりや地域活動など自由に利用できるよう教育委員会との調整を図る必要がある。また、行政も厳しい財政状況にあるでしょうが、住民パワーによる地域課題を解決するなどの効果を考えれば、分館認定を受けないコミュニティー拠点建設費などの多額の投資に対して公的支援を設けてもよいのではないかと答申です。

また、近隣では、瀬高町が同様に一歩進んだ形で個性ある地域づくりのプロジェクトとして校区単位のまちづくりに協議会を立ち上げ取り組んでおられます。

柳川市では、今、第1次総合計画の審議が急がれているところではないかと思えます。私は本市のまちづくりについて、このような事例は十分参考になるものと考えます。そこで、以上の点を踏まえて、次の3点について伺います。

1点目に、今年新設された市民協働推進係は、新しいまちづくりへの布石と喜んでいると

ころですが、確認の意味で、その背景と対応についてお尋ねいたします。

2点目に、まちづくり協議会について、3点目に、校区コミュニティー拠点整備について、市長の所見をお伺いいたします。

次に、ことしもクールビズの季節が来ました。国土交通省は「涼しくて格好よい夏の服装で、オフィスの冷房温度を控えれば、CO₂（二酸化炭素）の排出量が削減されます」と温暖化防止への協力を求めています。ノーネクタイで上着を脱げば、体感温度は2度下がる。このため、軽装でエアコンは28度に設定し、環境にも、寒がる女性にも優しくするクールビズの昨年6月1日から9月30日までの初年度期間中の成果は、100万世帯の1カ月分の排出量に相当する46万トンものCO₂が削減できたとしています。

また、成田国際空港では昨年、3カ月半、旅客ターミナルなど一部を除いて室温28度と軽装を実施し、期間中に冷水量20%、CO₂28トン削減し、5,700千円もの企業コストが削減できたことは見逃せないとし、今回の合い言葉は「あなたもクールビズでお越しく下さい」だそうです。

昨年、取引先がやっていないからと二の足を踏む中小企業が多かったが、大阪信用金庫が取引先の中小企業1,763社を対象に実施した調査によると、クールビズの認知度は昨年度比16ポイント増の87%、実施企業も7%増の34%へと広がりつつあると言います。

京都議定書で、日本は1990年比6%の温室効果ガスを削減、世界に約束をしています。環境省は、国民運動チームマイナス6%の核となるクールビズなどを常識として定着させたいとの考えであります。

大川市では、地球温暖化防止へ行政が率先するというので、2010年度を目標年度として、市地球温暖化対策実行計画の実施に踏み切ったとあります。これは2005年度を基準年として、今年度から2010年度まで5年間で市の事務や事業で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを総量で6%削減したいとしています。実施に当たり、大川市長はまず臍より始めようで、役所の中でどれだけ努力できるか示したい。結果として、市民や事業者温暖化対策の大切さの理解が深まればうれしいとしています。

次に、小学校を環境学習の場にということで、新聞記事を紹介しますと、大阪府和泉市における学校建設では、子供が環境学習できるようにと太陽光発電システムを初めとして、風力発電、太陽電池を兼ね備えた外灯、屋上緑化など自然エネルギーの有効活用、また、屋根で集めた水を地下水槽にためた後、そのろ過水をトイレの洗浄水や散水に利用するなど、環境に優しい施設整備に取り組み、4月開校の青葉はつが野小学校で21校目となるそうです。

本市で行われたパブリックコメントでは、市民から園児や小・中学校への循環型社会についての教育、環境教育の実施を望む意見があったと聞いています。そこで、今、環境保全が叫ばれる中、本市で地球温暖化防止策と環境教育についていかがお考えであるか、また、どのような取り組みをされているのか、市長の所見をお伺いいたします。

以上で終わりますが、再質問については自席で行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁をお願いします。

市長（石田宝藏君）

ただいま古賀議員から、大きく分けて市政一般、環境の問題についてのお尋ねがございました。

これについては、趣旨等については昨年の 6 月議会で御質問いただき、そしてまた、条例の制定を御理解いただいたわけですが、やはり市政運営基本条例、この御可決に基づいての具体的な実施に移すということができましたのも議会のおかげだと思っております。特に、古賀議員においては、この市政運営基本条例については熱心な御質問もいただきまいりましたし、まさしく 4 月 1 日から発足をさせました係については、市と市民が協働をして市民主体のまちづくりを進めていくということでありまして、文字どおり市民がみずから主体となって考えていただいて、そして行動し、誘発、誘導していくということでありまして、それぞれの自治活動も、あるいは市の全体的な活動も支援をいただく、そういうもので設置したものでございます。

ただ、松山市に御視察をいただいたということでございまして、今ちょっとかいつまんで私も松山市の資料を手元しておりますが、松山市は 47 万人の市でございます。それから、北条市、これは 2 万人の市、中島町でありますので、恐らく 1 万人程度の町でしょうか。こういう大きな市が 2 市 1 町で合併をしておりますけれども、やはり核となります松山市のやり方、特に、福岡県の宗像市とよく似ております。宗像方式、疑問点がないわけでもありません。町内会との関係を持っていないのが松山市でありまして、住民の皆さんからすると、北条市、中島町はより住民に近い行政だったと、こういうリポートが送られているわけですが、それに比べまして、松山市の場合、本来住民組織であるはずの区長会、総代会の一部の事務を慣例的に職員が行っていたり、さまざまな行政協力を担っていたことで行政の補助機関化してしまっているなど行き過ぎた関係を問題視する意見があったことも事実だと。地域の連携、結束力では見習うべきと考えるが、区長会、総代会が行政の対等なパートナーとしての要件を満たしていたかどうかという点では疑問が残りますと、こういうリポートがある

わけですね。

もちろんこの厚い冊子にまとめられた資料があるわけですが、旧柳川市については、後ほど出されました問題、コミュニティー等の拠点施設、小学校単位であるわけです。ところが、旧大和と旧三橋については、この制度はございません。校区ごとにコミュニティーの施設がない。三橋、大和については、どちらかというに分館単位、自治公民館、地区の住民の皆さん方がお互いにお金を拠出し合って公民館をおつくりになって、そこで自発的な、法の拘束を受けない、いわゆる社会教育法、公民館という性格のものでない自治活動を展開していただいているというシステムでありました。ただ、柳川においては、コミュニティーといいますが、旧来の公民館、分館という施設があります、地区公民館というのがありますけれども、事実上は行政のパイプ役としての区長さんもいらっしゃるわけでありまして、当然そういった面からすると、このシステムの変更というのは、それぞれの町、これまでなれてきたもの、これを一挙に払拭できるかということが大きな一つの課題であります。

これは認識の問題でありますので、物差しの関係から、果たしてどちらがいいのか。コミュニティーとすると、宗像方式はこういう方式です。行政区のさまざまな課題についての組織、例えば、消防団、防犯、交通、婦人会、母子会、PTA、こういうもの全部を合わせて、この拠点の公民館にさまざまな行政の課題も持ち寄る。また、自分たちで検討しながら、予算についても、区長さんの報酬とかも出していないわけです。一括して補助金をやる、その校区で物を考えてやってください、これがいいのか。今までのように、行政区長としては、行政の補佐的非常勤公務員としてさまざまな課題、問題を提起していく方がいいのか、これはさまざまな長所、短所があるかと思えます。したがって、それを一遍に解決できなかったというのが合併協議会の中での議論でもあったらと思います。

行政区はおおむね321行政区がございまして、その方たちのこれまでの御意見、そしてまた、行政改革をやっているわけですから、行政区の適正な世帯数の割合、例えば、小さいところになりますと10数軒、大きいところになると300軒の行政区がございまして。これも確かにコミュニティーから考えれば、小学校区単位で考えれば随分合理的に、しかも、効率的になる。しかも、自主的な活動を促すことができるだろうと、こういうことでありますので、さまざまな観点から検討しなければならない。若干の時間が私にかかる。一朝一夕にぞうきんで机の上を拭くようなことは簡単にやれない。それは長い歴史と伝統のある行政区の問題と同じような感覚がいたします。

さりとして、それをじっと指をくわえて見ておくというわけにはまいりません。これだけ財政的にも厳しい中、市民協働推進係も設置したわけでありまして、何らかの具体的なアクションをお示しし、そして理解をいただく、市民の皆さんの理解をいただく時間もいただきながら、解決に向けての努力をしなければいけない。コミュニティー方式、宗像方式をとるのか、おっしゃっていただいているような松山方式をとるのか、あるいは旧来の形での行政の

課題は行政の区長さんというパイプを通してやるのが望ましいのか、これについてはまだまだ研究する余地が若干あるやに感じているところでございます。

それから、まちづくり協議会、この協議会については、今おっしゃっていただいたこの松山の中にもあるわけですが、当然自分たちが住むところについては自分たちできれいに、自分たちで守ろうと。それだけの意識を醸成するためには、やはり道德教育なり情操教育なりしっかりしたものをやらなくちゃいけないと思うんです。特に、公民館の果たす役割というのは私は大事だと思います。したがって、笛は吹くけれども、踊る者はだれもない、こういうことではこの目的は達することができませんので、そういったまちづくり協議会なるものが形だけでいても実働できない、実働しないということになれば、またこれは所期の目的を達成することができませんので、やはりそれなりの周知期間、理解をいただく期間が必要かと思えます。

私も社会教育で長く仕事をさせていただきましたが、ボランティア活動をしたいという人間は、アンケートをとれば7割、8割あるわけですね。しかし、ある行事にボランティアで参加してくださいと、実際出てくる人は5%から7%程度しかいないんですよ。だから、よく言われるのは、笛は吹くけれども、出てくる人間の顔ぶれは同じなんだと。どの会合に行っても、どの集まりに行っても同じ人間だと。じゃ、それだったらみんな総出で、市民の皆さんに今御協力いただいているような市民清掃デーなんかを提案申し上げて、そして、春、夏、秋、冬、春夏秋冬の市の道路をきれいにしましょうよと、そういったものから醸成していかなければならないんじゃないかなと私は思います。1年に1回やるお祭りのな、そういったものでお茶を濁すようなことでは、本当にボランティアというのは、まちづくり協議会を設置したとしても、中身のある、魂の入るものにはほど遠いんじゃないかな、そんな危惧するところもございませう。

それから、地域の拠点づくり、これについては先ほどの財政の問題とも絡んでまいりますが、柳川市の場合は昭代、蒲池、あるいは城内、両開、それぞれの旧中学校単位での校区の拠点がございませう。しかし、大和で小学校単位で、あるいは三橋でやるとすると、小学校は19校ございませう。その箱物をどのようにしてつくるのか。従来は総務省の予算、自治省の予算の中にコミュニティー拠点施設整備事業というのがございませう。しかし、これも制度が改革をされまして、補助金の制度がなくなってしまったんです。現在はそういうものに対する補助はございませう。したがって、箱物をつくる。19カ所のうちに既に整備されているものを残しても、11カ所は私は必要だと思えます。そうなってくると、あるところだけつくる、優先的につくればいけないかという論もあるかと思えますが、やはりこれからの1年間、10年間というのは大変長いタイムスパンになると思えますので、このことについては箱物がなくてもあるものを有効利用する。空き店舗だかと空き住家だとか、そういうものもやはり現象的にあるわけでありませうので、ちょっと知恵を働かせて考えてみることによって、視点

を変えることによって、むだを省きながらしのぐことができるのではないかなと。

本当にやる気があるとするならば、そんな施設なんて私は関係ないと思います。みんなが集まるところ、従来の駐在所があいているならば駐在所を活用させていただくと。あるいは空き家になったまだまだ使える家があるとするならば、そういう家も使わせていただくとか、しかし、21世紀は何といたしましても維持管理の時代、メンテナンスの時代ということが言われておりますけれども、箱物をつくる時代ではないと私は思います。次の合併、そういったものも考えてみますときに、何のための合併なのか、新たな借金をからうための合併であってはならないと。そうすることはソフト面からもハード面からも、財政計画上、慎重に考えて対応しなければならない、このように考えておるところでございます。

市民部長（大曲豊喜君）

2番目の御質問の地球温暖化につきまして御回答いたします。

議員御指摘のように、二酸化炭素排出によりまして地球温暖化が進んでいるということでございます。これは先ほど御説明いただきましたように、世界全体で温室効果ガス排出量が増加しておりまして、それに基づきまして京都議定書が策定されまして、国レベルでは国の削減目標がつけられているところでございます。それに対しまして、市においてどういう対策をしているかということかと思えます。

市としての取り組みにつきましては、地球温暖化の一因の二酸化炭素の排出を抑制するため、省エネルギー対策といたしまして、一般的な事務用紙の再生紙の利用とかコピー用紙の古紙配分、それとか、コピー機の省電力モードとか使用後のリセット、それとか、今現在実施しておりますクールビズ、ウォームビズなどを使いまして冷暖房時における室内温度の適正化に努めているところでございます。

以上です。

市長（石田宝藏君）

答弁し忘れましたが、クールビズの問題が出ました。もちろん庁舎の中では、6月12日からクールビズを柳川市役所の中では市としてはやっているわけです。皆さん方の御理解いただければ、これはあしたからでもすぐさまできることでありますので、何もお金も要りませんので、そういうことで、合意ができるならば私は一緒に議会においてもクールビズでと。既に県議会においてもクールビズは実施されておりますので、参考のために申し上げておきたいと思えます。

教育長（上村好生君）

環境教育は大切であるが、今、市内の学校において環境教育にどう取り組んでいるのかと、そのような御質問でございます。

本柳川市におきましては、非常に小・中学校の環境教育は進んでおりまして、また重視しておるところでございます、小学校19校、中学校6校、合わせて25校が環境教育全体計画

というものを毎年4月に作成しております。各学校の実態、児童・生徒の発達段階に応じて、総合的な学習の時間等を利用いたしまして環境教育を行っているところでございます。

具体的に申しますと、柳川市の生きた教材であります掘り割り、矢部川、有明海を題材に身近な生き物を採取して飼育したり、自然環境への関心を持たせたり、生命の大切さを教える。あるいはまた、ごみを捨てないなどの環境を守ることの大切さを理解させておるのでございます。さらに、学校や家庭、地域の中で廃品回収等のリサイクル活動や節水、節電、紙の節約等についても取り組んでおります。

そのような形で地球温暖化等への防止、環境問題への学習へと発展させておるところでございます。

そのほかにも、矢部村との交流とか、あるいはPTAボランティア活動で河川清掃、あるいは除草作業、ごみ処理等々をやっております。

いずれにいたしましても、25校すべてが環境教育に非常に力を入れているということをし上げたいと思います。

以上でございます。

12番（古賀澄雄君）

答弁、大変ありがとうございました。若干再質問をさせていただきたいと思います。

まず、初めの協働による市民主体のまちづくりということで、2番目のまちづくり協議会ということでございますけれども、先ほども瀬高町の例を若干取り上げたんですけれども、瀬高町においては校区単位のまちづくりというようなことで、既に平成17年度から進められているわけですが、その推進状況、スケジュール等を見ますと、17年度から先行的なモデル校区を2校区選定されまして、協議会の準備を行われ、18年度当初より協議会を立ち上げるということで進められています。その次年度は、いわゆる先行モデル校区協議会でまちづくり校区ビジョン、いわゆるマスタープランといいますか、そういったビジョンを策定されるということで、順次そういう形で2校区ずつ進められながら、21年度に校区ビジョン策定が完了すると、こういうスケジュールのもとで進められているようでございます。

先ほど市長の方からもいろいろ宗像方式であるとか、松山市ということで質問しましたので、お話がございましたけれども、ここはある意味宗像方式というようなことではないかなと私なりに解釈するわけですが、なかなか一気にはいかないという市長おっしゃるとおりでございます。やはり計画性がなければ絵にかいたもちといいますか、かえって悪くなるようなこともあるというふうに思います。しかし、ただ、柳川市が今合併をして、いろいろなコミュニティにおける地域課題の格差といいますか、そういう中で、いろんな課題を解決する、調整する上における御苦労というものがあるんじゃないかと、こういうことを拝察しまして、この瀬高町の一つの特徴として、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、団体に対する補助金の交付ということで一括補助金制度を創設するというふうにご

います。今までは縦割りで各担当部署から補助金を交付しておったのを統合して一括して渡すと。こういうことで、校区としては地域で重視される問題点を、補助金の対象についての調整を実情に応じてできるんじゃないかと、こういう趣旨であるみたいでございます。

私も柳川市におりながらコミュニティーに対する違いというのがまだ見えてきていない部分がございますので、皆さん方にも、また、テレビで拝見してある方々にも役立つと思いますので、若干その実情、1市2町のコミュニティーの実態について、いわゆる格差が比較できるようなものがあれば、お話を聞かせていただきたいというふうに思います。

教育部長（佐藤健二君）

旧1市2町の違いと申しますか、少し公民館の業務内容等を通じまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、公民館は旧1市2町それぞれでございます。旧柳川市におきましては施設が校区ごとに7館ございまして、旧三橋町、旧大和町につきましては、組織はありますけれども、館はないということでございます。

それから、職員体制、これにつきましては、それぞれ館長さんが1名いらっしゃいます。それと、主事につきましても、それぞれ1名ずついらっしゃいます。ただ、主事補につきましては、旧柳川市のみというふうになっております。

公民館の主な事務の内容でございますが、これは旧1市2町ともほとんど同じでございますが、ただ、施設及び設備を住民の利用に供すること、いわゆる施設を住民の皆さんに貸し出す事務ですね、これにつきましては、当然のことながら旧柳川市のみということになります。

それから、職員の職務につきましてでございますが、これにつきましてもほとんど変わりはありませんが、特に違いを申し上げますならば、旧柳川市は公民館的な教育活動事業のほかに、その公民館を使ってあります自主サークルの育成、また、社会福祉協議会、行政区長会、老人クラブ、民生委員会、開発協議会等々、各種団体がそれぞれの校区にございます。そういうところの事務局長をしたり、事務のお手伝いをしたり、世話をを行うと。いわゆる地域コミュニティーのお手伝いをしているというようなところがございます。そういうふうな施設を使ったコミュニティー活動への助成、支援というのが旧柳川市ではございますが、旧三橋町ではそういうのがちょっと少ないかなと、そのような違いがあるんじゃないかなというふうに理解をいたしているところでございます。

以上です。

12番（古賀澄雄君）

説明していただきましたけれども、余りよく理解ができないままにおりますけれども、実はそういった違いの中で、私自身、今現在も交通安全指導員という立場でおりまして、問題点が会長さんの方から提示されるわけですが、団体の運営資金と申しますか、補助金、

報酬、世帯からの拠出金、こういったものが今まで運営資金として使われておったわけですが、旧三橋町の場合は補助金、報酬、拠出金、これはすべて活用されておったと思うんです。旧大和町はちょっと調べておりませんが、旧柳川市においては拠出金のみというようなことで、今回の市からの補助金の、いわゆる合併後の補助金の対象といたしますが、それが三橋、大和の補助金枠をそのまま全体に分けたということで、いわゆる三橋においては活動補助金がぐっと下がったということで、中心部、にぎわっている藤吉校区なんかは活動人員も減らすわけにはいかないというようなことで、運営に厳しい支障を来している、ということがございまして、そういう格差のある課題の中で、一律的に市が調整を図るということは非常に無理があるんじゃないかと、こういうこととございまして、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願えればと思いますけれども。

市長（石田宝蔵君）

これは補助金の関連でございまして、また違った方から説明をさせた方がいいと思いますが、基本的なことを。1市2町合併いたしまして、この合併協定項目1,800ほどある中でも大きな課題でございました。先ほどの森田議員からの冒頭の質問もございましたが、そういった中での補助金の範疇にも入っているわけでありまして。

ただ、これまでの自治体の政策の違い、施策の違いによりまして、ある自治体では交通安全に力を入れておる、ある自治体については子育ての教育、PTAだとか子供会育成会に力を入れている、あるところでは高齢者の健康対策に力を入れている、そういうものがございまして、食進会だとか、健康づくり推進協議会だとか、老人会だとか、特に高齢者の方については国、県の補助制度もあるわけですが、財政事情と、それから、それぞれの町の首長、あるいは議会の合意に基づいてなされてきた補助制度がばらばらだったんですね。したがって、先ほどから出ておりますように、サービスは高いところというふうなことでやってきたわけですが、交通安全にしても、防犯にしても、補導委員会にしてもそうでしょうが、警察関連に例えてみますと、ある町では拠出金もあり、補助金もあり、交付金もある、報酬もある。報酬の額にしても違う、補助金についても違うというふうなことで、それぞれ縦割りの団体ごとの中で調整に苦労しているのが担当課の職員だろうと思います。

しかし、そういった中でも、やはり御理解をいただいて1市2町の均衡ある、しかも、融合を図っていくということになれば、その御理解をいただくための努力をしながら、関係者の方々の理解のもとで合意予算が成立をしていく、内諾をいただくというふうなことで議会の提案をしてきていると思います。

こういうふうなことを、端的な例ですけれども、これが何百という数があるわけですね。だから、今のようなコミュニティーの話になってみても、これまた同じような議論が出てくると思います。市民協働推進係というものを設置して、コミュニティーという形で、区長さんも、防犯も、婦人会も、食進会も、PTAも、交通安全も、何でもかんでもですね、など

など、そういうものに一括してやった方が一番行政としてはやりやすいんです。しかも、自分たちで地区の皆さん方々がけんけんがくがくの御議論をなさって、市のさまざまな活動に協力をしようということがこのコミュニティーの原点でありまして、もちろん宗像、この松山市も当然導入をしているということですが、こういうものがしっかり根づかないと、ただ今回の合併において、柳川の場合は、三橋、大和で大体対々、柳川で人口ですね。こうなってくると、なかなか慣行的に残っているものを変えるというのは相当人間の心も意識改革をしていかなきゃいけない。松山市の場合も、このコミュニティーを立ち上げるだけでも30回の説明会をやるなりして結論を出しているわけですね。30回といいましても、年数にしてはやはり2年ぐらいかかっていると思います。

したがって、そういうものをしっかり市民の皆さんに納得をいただかないと、個利個略、団体の利益のことを考えておりますれば、まさしく行政改革と同じように、総論賛成、各論反対ということで小田原評定的な議論になると思います。

しかし、これをやるならやるというコミュニティーありきという議論でスタートするということで合意するならば結構かと思いますが、これはトップダウンということではなかなかやれないと思います。そういう意識の中で、そういう方式に変えようじゃないかと、7万7,000新市が発足したんだからと、そういうこともやはり市民の皆さん、あるいは議会の皆さん、執行部ともどもにそれぞれ各種団体の会合、連絡協議会なりを立ち上げて、その中でしっかり煮詰める必要が私はあると思います。そういうことで御理解いただいたらと思います。

12番（古賀澄雄君）

今、答弁していただいたとおりだと思います。それで、そういう段階的に進めなさいと、そうしないとだめだということで、私は今が一番、こういった将来に多くの人たちが不安を抱えている、こういう問題を抱えている今こそ、私はスタートを切るべきじゃないかなということを言いたいわけでありまして。そういった中で、理想的な合併の目標である創造と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくりというのが実現に向かえるんじゃないかというふうに思うわけです。

ただ、これは私も最近テレビで耳にしたことですがけれども、市長も先ほど引用されましたけど、ジョン・F・ケネディアメリカ合衆国大統領の多くの国民に支持を受けたとされる演説ですね、これは先ほどもおっしゃいましたけれども、国民に向かって、祖国に何をしてもらうかではなく何をするかだと、こういうケネディ大統領の演説が自分の人気を支える言葉となったと、こういうことをテレビでちょっと拝見をしたわけですがけれども、やはりこういう市民パワーといいますか、これを私たちは信頼の中で築きながら、お互いに行政と市民のパートナーシップをしっかりと築いて実現に向かっていくなれば、私は大丈夫じゃないかなと。それは市民を信頼しなければスタートは切れないというふうに思います。

市長もマニフェストの中には市民との協働というのがございます。それで、先ほども言われたとおり、6月議会で市長の市民との協働の中身ですけれども、それは市民税の1%を皆さんの考えで使っていただくというお話がされておりました。この1点、現在どういうふうなところに反映されているのか、ちょっとお話ししたいと思えますけど。

総務部長（山田政徳君）

さきの議会で市長の方が、市民税の0.5%から1%、これは市民の提案によっていろいろ事業をしてもらって、それに活用するというふうな御答弁があったかと思いますが、その市民政策提案制度、この課題についても、先ほどから話題になっておりました総務課内の市民協働推進係というところで今後しっかり研究をしていくということで、できますならば平成19年度の予算ぐらいから具体化をしていきたいなということで今進めておるところでございます。

以上です。

12番（古賀澄雄君）

まだ反映されて、19年度からだ、ということでございますけれども、ちょっと私も段階的に質問を考えておまして、もしかしたら、今回新聞にもございましたけれども、警察官OBの方の非常勤特別職の報酬等に充てられているんじゃないかなと、こういう概念がありまして質問したわけですけれども。

実はこれと同じような内容が瀬高町で行われているのは御存じでしょうか。これは6月9日付の新聞で、柳川は「学校安全指導員が週に3回、1日3時間、小・中学校の通学路、校区をパトロールする。子供の安全確保を目的に、警察官OBを非常勤特別職として配置するのは全国で珍しい」と、こういう記事でございます。もう一方は4月9日ですけれども、「瀬高町の警友会20人がパトロール隊を結成」ということで、「20人の警察官OBが校区民と協力しながら子供を守る防犯活動に取り組みを始めた」と、こういう記事でございます。

瀬高町の方は地域還元ということで、これはボランティアですよ。本市においては報酬をやるというこの違いを私ちょっと不思議に思ったものですから、きょうお尋ねしたいなというふうに思っているわけですね。

というのも、柳川市においても安全・安心まちづくりというのは3年前から行われているわけでありまして、同じように、6月10日付の新聞には藤吉校区地区公民館でパトロール隊を結成して下校時をパトロールするというような記事もございました。私が今申し上げようとしていることは、そういう住民の志で、ボランティアでまちづくりをしていこうと、地域の子供たちを守っていこうとする考えと、いわゆる予算を使ってお願いしていくと、こちらにまちづくり、いわゆる校区がみんなで支え合ってまちづくりをしようじゃないかと、こういう考えのもとで瀬高町の方はできたんじゃないかと勝手に思っているわけですが、こちら辺の考え方をちょっとお願いしたいんですが。

市長（石田宝蔵君）

私も瀬高のこの警友会といいますか、OBの方がやられていることも十分承知しております。大川の方でもできておまして、特に、柳川の場合は安全・安心まちづくりということで議員さん方にも大変御迷惑をかけ、そして御協力をいただいているわけですが、昨今の小・中学校の生徒の問題、事案等、なかなか表に出てこないものもかなりございます。これは数字的なものが要るならば、後ほど教育長、あるいは学校教育課長の方から説明させたいと思いますが、特に、今回の報酬等ボランティア、有償ボランティアですね、私どもは常識を超えるような報酬ではないというふうに理解しております。ただ、報酬がないボランティアというのは、言葉ではいいんですけども、なかなか責任の所在が明確でない。やはり事例をきちっと出して、そして、有償のボランティアという形でのお願いをしたいということでスタートさせたところでございます。

したがって、さまざまな活動ボランティアがありますが、言葉は非常によろしいのですが、これが義務的、継続的、しかも、それに費用がかかるということになりますれば長続きをしない、こういうことも憂慮されますので、薄給であります。薄給と言いますかね、安い報酬でございますが、御理解をいただいて、堅実にこの柳川市の子供たちを、小・中学校の生徒たちを守っていただく。そして、先生たちでは、物を教えることはプロでしょうけれども、こういった子供のケア、精神的なケア、防犯上のトラブルの処理については、そういったシンクタンクをお持ちのOBの方にお知恵をかしていただく、そして、実際動いていただくということで取り入れた制度でございまして、当面、ことしは試行ということで考えて、この効果がどのように出てくるのか、こういうのもしっかり見きわめて、また御理解をいただくということにしてまいろうと考えておるところでございます。

したがって、瀬高と柳川との違いはそういうところにあるということで御理解いただけたらと思っております。

12番（古賀澄雄君）

市長のおっしゃることもわかりますけれども、やはり市民主体のまちづくりをするということを考えると、もっと信頼していけば、そういった活動に参加する人たちの賛同はふえるんじゃないかというような気もするわけでございます。

次に行きますと、市民協働推進室の設置につきましては、前回は設置場所を三橋庁舎にして市民参加の庁舎活用をされてはいかがでしょうかと、こういった質問の中で、今回、一歩前進するような形で推進係を設置していただいたということについては、本当に素直に私も感謝し、喜んでいるところでございます。しかし、ただ、行政と市民が対等なパートナーという分権型社会といいますか、ちょっと行政と切り離さなくてはいけない、そういう感じをするわけです。行政主導じゃなくて、住民側を主張できるような推進室であってほしいということで、係を室に変えていく考えがおありであるのかどうか、ちょっとしかたないです

けれども、お願いしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

スタートしたばかりでございますので、今のような古賀議員おっしゃっていただくようなことが着実に根づいてきたときには、室、あるいは課へ昇格をさせることはやぶさかではありませんけれども、とにかく今生まれて、産声を上げたばかりでございますので、やはり市民の皆さん方と本当に対等の立場で、パートナー的な課の機能を発揮できるところまで見きわめなければいけないんじゃないかなと私は思っております。御理解いただきたいと思ます。

12番（古賀澄雄君）

次に、コミュニティー拠点整備について、先ほど答弁もございましたけれども、今回、三橋町では地域課題に対する振興基金活用に関する要望書ということで、旧三橋町議員の皆さんと審議会委員の皆さんとで要望書提出をさせていただいております。また、地域審議会の5項目の答申でも校区公民館施設建設について要望されておりますけれども、全くきょうの答弁と同じような答申に対するお話になるのですか、そこら辺をお願いします。

市長（石田宝藏君）

私も就任してからずっとそういうことで頭を痛めてきている、担当の部課長もそうなんです、地域振興基金というのを自分の町でそのまま使ってよろしいというふうに議員さん方も町民の方も市民の方も誤解されているんじゃないかなと私は思ってしまうんですが、これだけあるから、じゃ、それを市民の自由に使えるというふうなことではないということだけは御理解いただきたいと思ます。さまざまな三橋町の行政課題がございますので、それについての部分的な金として、それは必ず使うということなんです。

例えば、藤吉小学校を今度は大規模改修がありますが、その一部に金を充てていくと。勝手に自分たちが考えることで、いろんなものをアイデアを出し合ってつくっていいんだという金じゃないということなんです。つい先般からも何回となくこの議会でも取り上げられて、その議論がなされておりますけれども、さまざまな三橋町の行政課題、これについて、三橋のエリアの中でそのお金については使っていくと。三橋とて、柳川とて、大和とて、これは同じように御理解をいただいておりますというふうに思っております。これは財政課としても、総務部としても大変頭を痛ませているところでございまして、ひとつその辺についてはそのような御認識をぜひともお願いをしたいと思っております。

12番（古賀澄雄君）

これに関しては個人的な議員として、余り深く言うと皆さんのお考えのもとでありますので、答弁としてお聞きしておきたいというふうに思ます。

次に、地球温暖化に関してでございますけれども、しっかり対応してあるということでございますが、1点だけ、私も平成13年9月三橋町議会で学校施設における環境に優しいクリ

ーンエネルギー、太陽光発電の導入について質問をいたしております。答弁では、環境問題が大きく取り上げられる現在、学校施設におきましても環境に考慮した施設づくりが求められていると。町内の小・中学校の改築や大規模改造を実施するときに、この事業を検討していくということでございました。今回、藤吉小学校の建設が進められておりますけれども、これについてどういうお考えなのか、最後にお聞きをしておきたいと思っております。

教育長（上村好生君）

議員のおっしゃっておられますことは、大変すばらしいことだというふうに私も思っております。学校教育の現場で児童・生徒にクリーンエネルギーの施設に触れていかせるということは大変すばらしいことです。ただ、やはり突き詰めていきますと、費用対効果といいますが、どうしてもコストの問題をクリアできないかが課題でございまして、例えば、大規模な太陽光発電施設になりますと、やはり値が張るわけでございます、柳川市内のあめんぼセンター、図書館でございますが、そこには平成9年度に20キロワット発電機を設置しております。約37,000千円ぐらいかけてそういう発電機を設置しておりますが、発電量は年間に300千円ほどの試算となるようでございます。37,000千円の中の半額を補助でやっておるようでございますが、どちらにしても非常に高いということでございます。最近では発電機は値段も下がったと、性能もよくなっているとは聞いておりますけれども、それでも設置に関しましては、15キロワットの発電機で23,000千円ぐらいかかるということでございます。

古賀議員の御説ごもっともでございますが、最近では国の補助事業もなくなってきたということでございます。経費、環境教育としての有効性、そのあたりを十分考慮した上で学校施設へ導入できるかどうかを検討していきたいと思っております。

それで、藤吉小学校を初めとしまして、また、いろいろな学校の改修等も今後行っていますが、やはり費用対効果を念頭に置きまして検討してまいりたいと思うところでございます。現時点におきましては、設置にはなかなか慎重にならざるを得ないのではないかなと考えるところでございます。

以上でございます。

12番（古賀澄雄君）

あと3分ぐらいありますので、もう一つ、大川の例を先ほどちょっと取り上げましたけれども、今、6%の削減ということをおっしゃっておりますけれども、このパーセントの計算の方法を執行部にちょっとお願いをしておいたものですから、いわゆる二酸化炭素削減のパーセントの出し方といいますが、これが簡単にわかれば最後にお聞かせいただいで、私たち各自、各家庭においても努力目標となると思っておりますので、もしあれば教えてください。最後といたします。

市民部長（大曲豊喜君）

削減の単位というのが、非常に私たち一般の者では無理なところがございます。ちょっと私の方で調べた内容では、CO₂の排出量といいますのが、活動量掛けるの排出係数というのが国の方でそれぞれ設定されております。例えば、紙の使用量でCO₂の削減量を出すとどういう形になるかといいますと、紙を1キログラム燃やしますとCO₂の発生量は0.84キログラムということになるそうでございます。これは紙1トン燃やした場合が0.84トンのCO₂が発生いたします。ただし、紙を1トンつくる場合に0.94トンのCO₂が発生するということでございまして、紙の使用量を1トン削減するとなりますと、1.78トンのCO₂の排出抑制効果があるということを聞いております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

午後3時30分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで暫時休憩をとります。

午後3時30分 休憩

午後4時4分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、45番高田千壽輝議員の発言を許します。

45番（高田千壽輝君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

私は平成15年の選挙において初めて議席をいただき、旧大和町議会で3回質問をしております。また、今回、新柳川市になりまして初めて質問いたします。

旧大和町議会におきましては、税金収納業務に民間の登用と提案したところ、異例の早さで採択をいただき、市長の決断力、実行力に敬服いたしましたところであります。

中島地区の河川改修に関して質問いたします。

現在の堤防は昭和30年ごろにつくられ、老朽化も進み、空洞化も見られるような現状であります。コンクリートのパラペットで13カ所の陸閘門があり、操作管理を筑後河川事務所より市が委託を受け、市が地元消防団に委託しております。矢部川が水害で水位が上昇したときや台風の高潮のときに陸閘門を操作することになっております。

市長も御存じだと思いますが、平成16年9月29日、ちょうど台風が来ておりましたとき、

陸閘門の操作中に不番により陸閘門が倒れ、消防団員が下敷きになり大けがをしたことがあります。一步間違えば死亡事故にもなり得ないことでした。今度の河川改修は築堤により堤防ができることとありますので、陸閘門もなくなり、今後このような事故は起きないと考えられます。

この改修が計画されたのは、平成15年4月に方針を出され、8月には地元協議会が発足いたしました経過があります。地元の人たちは早期に改修工事が始まるのを期待しておりましたが、国の財政や、今、公共事業に逆風が吹き、なかなか予算がつかなくて2年以上がたちました。その間、市長や関係執行部の方々が再三要望行動をとられ、17年10月に九州整備局に地元の区長とともに要望され、11月には国土交通省本省に要望され、それを受け、国土交通省の佐藤事務次官が現地を視察されたとお聞きしました。この結果、予算がつき、本格的に改修が始まることになり、地元の人たちは喜んでおります。これも市長、関係執行部の皆さん方のおかげだと感謝し、お礼申し上げます。

この事業は国の直轄であります。市としての考えをお尋ね、お聞きするわけでありまして。

1点目として、現在の進捗状況と今後どのようなスケジュールで進んでいくのかをお聞きします。

2点目は、改修地区はかなりの密集地区になっております。そのため多くの世帯の方が移転しなければなりませんので、正確な移転しなければいけない戸数などをお聞きいたします。

3点目は、市として生命、財産を守る堤防改修事業における協力者に対してできる限りの生活再建措置として移転者対策が必要と考えていますが、移転先を確保できない方たちに対してどのような対策をとられるかをお聞きいたします。

なお、当局の答弁次第では再度自席より質問させていただきますので、議長におかれましては取り計らいをよろしくお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

市長（石田宝蔵君）

高田議員におかれましては、この矢部川の改修工事についての問題1点に絞られてのお尋ねでございますが、進捗状況と今後のスケジュール、これがまず1点だろうと思います。それから、立ち退きを予定される件数、さらには移転先を確保できない、こういった方たちへの市の対応、どうなのかということでございますが、御指摘のとおり、議員もこの河川改修工事の協議会の顧問としてその任に当たっていただいておりますので、感謝申し上げます。また、御指摘のとおり、この矢部川という河川は国の直轄事業、直轄河川でありまして、1級河川であります。

したがって、昭和30年代初期にパラベットの堤防ができたわけでありまして、御案内のとおり、歳月とともに大変老朽化いたしまして、ひび割れ、あるいは堤防の下の空洞化が進んできております。こういったことから、有明海沿岸にある構造物としては大変危険度

が増しているパラペットというふうなことで、私も就任早々から国の方にも要望しておたわけですが、平成9年に密集住宅整備事業、中島のいわゆる二重地区の整備をスタートさせました。その折に南北1号線、福岡銀行から南二重に至りますあの狭い道路を改修すると。それに合わせて、よく公共工事は批判を浴びますので、できることならば、堤防のパラペット、コンクリート擁壁が老朽化して非常にひび割れが入り、空洞化が進んでいる。と申しますのも、中島二重地区に防火用水をつくることになったわけです。そのときに工事をしてみて、現地に何と大きく空洞ができてしまって、びっくりするような堤防の下を見せられたわけです。こうなってくると、本当に高潮だとか津波とかが来た場合、台風、こういったときに大災害につながるというようなことで、現地の写真等を取りまして、筑後川工事事務所、あるいは九州整備局等への要望をしておたわけです。ちょうど時期を重ねてこの密集住宅整備事業が始まりましたので、二重投資はむただから、せっかく道路を整備するとするならば、国の直轄事業でやっていただいた方が町の負担は減るという判断をいたしまして、この事業を要望したわけであります。

もちろん国の方もそういった事情を御賢察いただいて、これはいち早く取りかからなくちゃいけないというようなことで国にお願いをしたところが、地元の協議会、移転同意等、極めてスムーズにいくならば、この事業と並行してやりましょうというお約束をいただいて着手することになるわけです。

現在、測量等も進んできておりまして、進捗状況といたしましては、1月26日、筑後川河川事務所からこの協議会に説明会が行われまして、事業着手、地元説明会、2月24日と相次いで説明会を行っていただきました。

買収の基礎となります土地の調査、物件調査、こういう測量も行われておりまして、異例の早さでこの用地交渉に入るということを聞いております。

2点目の立ち退きの件数でありますけれども、この河川改修事業につきまして、全部の件数は115件、世帯数に直しますと約80世帯であります。そのうち1次区間の下流450メートル区域に物件が90件、建物の所有世帯は65世帯ということでありまして、これは当然国の直轄事業としてやっていただくと。一部分的には市道の補てんをやらなきゃいけないということでもあります。

それから、3点目の移転先の確保についてでございますけれども、これは当然市もあらゆる支援をしなければならぬわけですが、ソフト的な、特に代替地のお手伝い、あるいは堤防だとか公共工事にかかわります移転者においては、公営住宅の優先入居というものもございまして。また、そういった要望等も十分聞いた上で、市としてできる限り積極的に、危険度が増しているところだけに、急いでやっていただくための地元としての体制を整えていきたいというふうな考えているところでございます。

45番（高田千壽輝君）

地権者の方たちに意向調査をとられてアンケートを実施されたと思いますけど、その内容と結果をお知らせいただけないでしょうか。

建設部長（蒲池康晴君）

この河川改修に関しまして、第1回の意向調査を昨年、平成17年9月から10月にかけて行っております。その結果について報告いたしますと、意向調査は2問から成っております、調査対象者57名のうち56名の方から回答が出されております。

まず、問い1でございますけれども、土地、建物の所有形態についてお尋ねしております、「土地、建物とも自己所有」というのが80%いらっしゃいます。それから、「建物のみ自己所有」というのが16%、「その他」2%、未回答が2%という状況でございます。

それから次に、問い2でございますが、移転先についてお尋ねしておるわけでございますけれども、「自己所有地に移転する予定」と回答された方が24%、「移転先に心当たりがある」という方が17%、「自分で探すつもり」というのが14%でございます。それから、「市からあっせんを受けたい」という意向の方が32%、「その他」が10%でございます、未回答が3%ということになっております。

以上でございます。

45番（高田千壽輝君）

大体移転される方たちが65世帯ぐらいあると思いますけど、そのうちの約30%以上の方は市からあっせんを受けたいということをお願いしております。

私も友人が移転になっておりますので、私に相談して、どこか市が土地を提供してくれんかとかいう相談も実際来ております。そのような土地があっせんできるのかどうか、その辺を明確にお答えをお願いいたします。

建設部長（蒲池康晴君）

先ほど市長の方からもありましたように、パーセントとしましては32%と申し上げましたけれども、実数では19名の方でございます、この移転先を確保するという点については、市で準備するということになりますと、いろいろと課題等もございますので、この分については代替地の情報、それから土地バンク、こういったものを考慮しながら、矢部川中島地区の河川改修協議会というのもございますので、そういった協議会とも十分打ち合わせをいたしまして、移転される方の支援を全面的にやっていきたいというふうに考えております。

45番（高田千壽輝君）

今、19世帯が大体市からあっせんを受けたいということで、今、部長の方が対応されました土地バンクという制度がありますということは私も聞いておりますけど、実際その土地バンクに登録してある方たちがあるんですか。

建設部長（蒲池康晴君）

一つの例として申し上げましたけれども、それから、あとそういった代替候補地というの

は河川改修推進室の方でもいろいろと検討しておるわけでございます。ただ、一括して市が購入いたしまして、そして提供するということになりますと、例えば、開発公社等でやって、そういった土地を提供するということになりますと、なかなか塩漬けになる土地とかも出てまいりますので、できるだけそういった方法はとらなくて、やはり地権者と代替地の地権者の方とのあっせん、こういったものでもって仲を取り持ってやっていきたい。そして、そういった情報提供にも努めたいというふうに考えております。

45番（高田千壽輝君）

この事業を円滑、スムーズに進捗するためには、どうしても代替地が一番必要なんです。移転をしてもらわないことには工事はできません。今の答弁じゃなかなか、本当に実情は困っていらっしゃる方たちが多いんですよ、とにかく自分の土地は持っていないということで。実際、中島の密集地の方たちは、現在土地を持っていて、今立ち退きと言われても、50坪以下の土地しか持っていないんですよ。大体移転するということとは最低80坪ぐらいの移転地が必要です。

だから、先ほど土地開発公社とかでできたらいいと言われましたけど、そういう計画をぜひ導入していただかないと、なかなかこの19世帯の方たちは移転先を探すことはできないと思いますので、その辺をもう一回検討して、ちょっと回答をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

土地バンクに登録されている方もいらっしゃいます。先ほどの答弁の中で欠けておりましたので。

それからもう一つは、河川改修事業ですから、市としても生命、財産を脅かすこととなりますので、決して消極的な手伝いじゃございません。土地開発公社というのも使い方によってはいいんですけれども、どちらかという、移転いただく方のニーズに合致するのか、一緒に集団移転というのでできるのかどうなのか、この辺も十分調査しなければわかりません。

したがって、一緒に確保しても、それが果たして需要に合致するのか、ニーズに合致するのか、そういうこともしっかり踏まえた上で、なるべく住民の皆さんの意向に添えるように、確かに50坪、狭い敷地だと思えます。しかし、従来は既存の持っている面積でしか替え地ができなかったんですね。しかし、昨今は制度が変わりまして金額で確保できますので、ただ、同じような金で2倍も3倍もというのは、これは自分のお金で出してもらわなくちゃいけません。そういうことの合理的な常識の線で考えられる移転地であるならば、市としても当然お手伝いをいたします。

45番（高田千壽輝君）

短時間ですけど、市長の方からある程度の確約を得ましたので、地権者の方たちに私も説明できますので、これで質問は終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時22分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成18年6月16日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	8番	藤丸剛正
9番	江崎一恵	10番	井上一實
11番	澤野雅夫	12番	古賀澄雄
13番	緒方寿光	14番	藤丸正勝
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎 實
20番	梅崎和弘	21番	足達征次
22番	山下千鶴子	23番	島添 勝
24番	白谷榮治	25番	平川秋吉
26番	龍 益男	27番	塩塚博愛
28番	三小田一美	29番	竹井澄子
30番	山田奉文	31番	横山忠行
32番	大橋淳一	33番	吉田勝也
34番	藤木利美子	35番	津村政道
36番	河村好浩	37番	佐々木創主
38番	森田文次	39番	諸藤哲男
40番	荒木 憲	41番	谷川通澄
42番	伊藤法博	44番	椛島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦 博宣	48番	大橋茂樹
50番	金子久男	51番	木下芳二郎
53番	田中雅美		

2. 欠席議員

18番 龍 国 男
52番 隈 川 直 樹

43番 島 添 達 也

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入 役	木	村		仁
教	育 長	上	村	好	生
総	務 部 長	山	田	政	徳
市	民 部 長	大	曲	豊	喜
保	健 福 祉 部 長	本	木	芳	夫
建	設 部 長	蒲	池	康	晴
産	業 経 済 部 長	田	島	稔	大
教	育 部 長	佐	藤	健	二
大	和 庁 舎 長	高	田	邦	隆
三	橋 庁 舎 長	北	原		博
消	防 長	竹	下	敏	郎
人	事 秘 書 課 長	藤	木		均
総	務 課 長	与	田		勲
企	画 課 長	大	坪	正	明
財	政 課 長	櫻	木	重	信
廃	棄 物 対 策 課 長	江	崎	尚	美

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗	富	三	男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻	木	恵	美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高	巢	雄	三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高	口	佳	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
----	-------	---------	-------

1	6番 大橋恭三	1. 農政について (1) 国が示しているこれからの農政はどんなものか (2) 市が進める農政とは (3) 小規模農家は生き残れるか (4) 農地除外申請について 2. 税金について (1) 税率の基準について 現行基準 今後の調整日程と基準 (2) 不納欠損について 現状は 対応策は (3) 課税事務処理について	市長 市長
2	3番 椋島隼人	1. 市の活性化戦略企業誘致について (1) 改正市街地法に於ける市の対応は 2. 市観光と食文化について 3. 入札契約と随意契約の実態について 4. 市の各種協議会、審議会の委嘱人選について (1) 委員構成、その成果は	市長 市長 市長 市長
3	36番 河村好浩	1. 藤吉小学校建設について (1) 進捗状況について (2) 安全対策について	教育長
4	29番 竹井澄子	1. 介護保険の適正な運営について (1) 今後の方針と費用について 2. 最終処分場の対策について (1) 利用計画について 3. 合併後のメリット・デメリットについて (1) 行政、財政について (2) 各種団体について (3) デメリット面での対応について	市長 市長 市長

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員48名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、6番大橋恭三議員の発言を許します。

6番（大橋恭三君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番の大橋恭三でございます。

お金は怖いですね。きのう1,830,000千円の問題が出ましたけれども、1,830,000千円で私の一般質問が1日延びてしまいました。お金はどんなにあっても重たくないそうでございます。しかも邪魔にもならないそうでございます。ライブドアのホリエモンこと堀江さん、村上ファンドの村上さん、すごい大金を稼いで新時代の経営者として名声をかち得たかに見えましたが、相次いで逮捕されました。司直の今後の動きから目が離せませんが、法を守ること、ルールを守ることの大切さを知らしめたニュースだと思います。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず、農政についてであります。米は国民の主食であり、かつ基幹的な農作物の地位を占め、さらに、今日までの歴史的、社会的に果たしている役割から見ても我が国の食料・農業・農村施策の基本であります。

ついでに申し上げますと、この柳川でも先人たちが命がけで干拓事業に取り組み、米の増産を図ってまいりました。貴重な歴史的遺跡や名所も多く残されています。国はこれらのことを踏まえた上で米政策改革大綱を策定し、水田農業改革及び米政策の大転換を目指しております。施策の内容は、農業者の機械的な経営判断の尊重、需要に見合った米づくりなど御案内のとおりでございます。

一方では、近年の日本の食料自給率は40%台を推移しており、先進国の中で最低であります。米だけでいえば100%に近い自給率であります。諸外国の米生産国は日本の米に負けない味と品質をセールスポイントとし、強く自由化を迫っているのが現状であります。これらのことを考えると、農業の構造改革に向けた課題から目を離すことなく指導や助言をする農政の確立が急務で重要だと思います。国が示しているこれからの農政をどう考えるか、市が進める農政とはどんなものか、小規模農家は生き残れるのか、これらの課題に対し市長の率直な見解を聞かせていただきたいと思っております。

先祖から受け継ぎ守ってきた農地が休耕田政策で荒れ果てています。農薬や肥料の発達で増収が可能となり、その分土地が不要になったものと考えられます。だったら土地を有効利用することも必要と考えます。道路沿いなどの利用価値の高い物件の農地の除外申請については規制を緩和し、積極的に対応すべきだと考えますが、どうでしょうか。

また、事務手続のスピードアップを図って事業意欲を盛り上げる対応が必要だと思います。次に、税金についてお聞きいたします。

合併協定書ナンバー10、地方税の扱いを見ますと、一つ、地方税の税率は、

(1)個人住民税の均等割は年額3千円とし、所得割は現行のとおりとする。

(2)法人住民税の均等割は現行のとおりとし、法人税割の税率は柳川市の例による。

(3)固定資産税は市町村の合併の特例に関する法律10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。

(4)特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は現行のとおりとする。

(5)入湯税は柳川市の例による。

2. 地方税の非課税減免

(1)非課税は現行のとおりとする。

(2)減免は合併日までに調整する。

(3)入湯税の課税免除は柳川市の例による。

と定められておりますが、住民の間から合併したら税金が高くなったという言葉が聞かれます。たまたま法の改正による税率の変動や個人住民税の均等割額の変動が重なって重税感を持たれたかと思いますが、この税率の基準は合併調整を踏まえて実施されていると考えます。今後の財政状況次第では調整日程や税率の基準に対する市の考え方を周知徹底する必要があると考えますが、対応を聞かせていただきたいと思ひます。

税の公平な負担こそが行政の基本であると考えます。不納欠損の現状と対応策をお聞きいたしますが、不納欠損を減らすためには徴収率を高める努力が必要であります。事務処理などに万全を期し、トラブルなど生じないように、納税者の立場に立った行政サービスができているか、聞かせていただきたいと思ひます。

これで質問を終わりますが、関連する質問は自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

市長（石田宝蔵君）

大橋議員におかれましては、金の恐ろしさというものを冒頭に申し上げられまして、ホリエモン、村上ファンドの問題まで取り上げられ、本当に私どもも大変驚きのニュースでございまして、議会についてもそのようなことでの当番の順位が変わったと、おくれたということのお話でございまして、そのことのないように、やっぱり平穏な柳川にしなければならぬと、このように思っております。

今、議員からお尋ねになられました農政の問題、あるいは税金の問題について、大局的な大筋のところを私から答弁申し上げたいと思いますが、市の農政はどうあるべきかということの以前に、やはり私どもはそれなりの国の政策に基づいての歩調をとらざるを得ないというのが実態でございます。もちろん農家からいたしましても、自治体の農政の担当部局からいたしましても、この目まぐるしく変わりゆく農政の国の方針というのは財政状況と等しく大変読み切れないという状況は否めない事実でございます。

ただ、そういった中で、昨日、ホットな、もう最もホットな改正が行われました。昨日の日本農業新聞1面に出ておりますように、担い手新法ですね、これが最終日の参議院の本会議の中で、一昨日ですが、成立をしたということになったわけでありまして、この担い手経営安定新法、これはもちろん米や麦、大豆、土地利用型作物はすべての農家を対象にしたこれまでの品目別の価格政策から施策対象を担い手に絞り込む、その経営を維持する本格的な所得政策に大きく転換をすると、まさしくそのようなことであります。小規模農家、戦後の日本の農家においては、やはり家族形態でやってきた農業がさまざまな形で手厚い国の支援を受けてきた。そういった中での農業生産の意欲をあおってきたわけですがけれども、諸外国と比べましてもこういった品目横断的なものをやはり支援してきたということで諸外国の自給率は高いわけですね。日本の場合の自給率は40%、従来35%と書いていましたけれども、この5%を昨年率を上げまして、その自給率を図らなきゃいけないという国の方針が出されました。しかしながら、議員が御心配のような外国から比べますと品目横断的な補助金制度がやや後退をしているということはこれは否めない事実だと思います。そういった中でも、やはりこの新法ができたということは、私は私的見解も交えてですが、従来でしたら小規模農家も大規模農家も同じように生かしながら、やはり土地の合理的なコストのかからない、しかも収益の上がる農業を国は目指してきたと思うんです。しかも進められてきたのが団体営補助事業、つまり圃場整備事業、こういったもので穀倉地帯、あるいは大型農業を目指そうという政策が進められてきたわけですがけれども、今回のやつについてはやはり大胆に切り込んだ政策転換であろうというふうに思います。もちろん農家の方々についても大変戸惑いもあるわけでありまして、特に今回の法律の改正によれば、担い手が、あるいは集落営農、この法人、もしくは法人ですね、一般の企業でも参入できるというような事業に変わっていくわけでありまして、大変小規模農家の方々からすると、集落営農の組織の中に組み込まれていっても果たして農業をやって経営が成り立つのかと、そういう御心配の方も本当に国民の中でも多いと思います。しかしながら、国が出された政策はやはり自給率を安定させると。しかも農業のそれぞれの農家については生涯平均所得5,200千円程度、これを確保させるというねらいもありまして、やはり大変な変更だろうというふうに思います。

市といたしましても、これらに合わせまして、後ほど部長からそういった各論については説明させますけれども、お答えさせますけれども、やはり私は基本的にはこういった小規模

農家も救っていかなくちゃいけない。それかといって大規模農家に手厚くというわけにもまいいりません。ただ、農業をやっている方々がそういった後継者も生まれていく、しっかり育っていく、そして農家としての経営が安定していく、そういうことを考えていかなくちゃならないというのが大きな柱でございます。したがって、そういうことを考えますと、今回の国のホットなホットな改革、法案が成立したことによって、すぐさまこれに呼応した、あらかじめ準備はしてきておりますけれども、そういった手を打っていかなくちゃならない、このように考えるわけであります。そういうことで、国の農政のあり方、国が示しているものというのはどういうことかということでございますので、そのような考え方を示したところでございます。

市の農業政策については、担当部長の方からるる今作業を進めております。こういうことを含まえまして答弁させたいと思います。

それからまた、税金問題については、担当の市民部長なり、担当の方から説明をさせようと思います。

足りない場合は、また後ほど私も答弁をさせていただくということで御理解いただけたらと思います。

産業経済部長（田島稔大君）

失礼いたします。まず、二つ目の市が進める農政とはという質問でございますが、米、麦、大豆生産の土地利用型農業を土台とします本市農業におきましては国の政策に準じた農政を行う必要がございます。まずもって政策対象となります認定農業者及び一定の要件を備えた集落営農組織づくりが喫緊の課題となっております、現在集中的にこれに奔走しているという状況でございます。

したがって、昨年8月中旬以降より柳川農協の職員、市、県の職員一体となりまして、地区、そして校区説明会、農事組合長座談会等に出向きまして、品目横断的経営安定対策の諸要件に適合できる集落営農組織づくりを推進しているところでございます。

組織づくりにつきましては、具体的にことしの秋まき麦が最初に新政策の対象となりますので、7月には播種前出荷契約に必要な麦の作付面積の把握が必要となります。そういうこともございまして、市全体で現時点で大方の組織形成ができたというところでございます。

市の農業施策としましては、農家所得の向上を念頭に置きながら、専業農家で大きな割合を占めます複合農家の施設園芸、そしてそのほかの露地栽培品目の生産強化、あわせて地元産品を利用しました特徴ある2次製品の開発によりまして、柳川の農業を維持発展させたいと考えております。

また、柳川市のこれからの農業農村の持続的発展及び潤いと安らぎのある安全で安心な市民生活の向上のために、国、県の食料・農業・農村基本計画をもとに、市の農業政策の基本となります柳川市食料・農業・農村基本条例を9月議会上程をめぐり現在作業を進めている

というところでございます。

続きまして、小規模農家は生き残れるかということでございますが、今回の農政改革は基本的支援方法を変更するものでございまして、1人の農業者の取りこぼしもないように、大規模農家と小規模農家にそれぞれ対応できる対策が組まれております。具体的には、認定農業者及び一定の要件を備えた集落営農組織の構成員として加入をしてもらうという対策でございます。したがって、小規模農家は切り捨てられるという政策ではございませんので、各農家を集落営農組織へというものを十分御理解いただきたいというふうに思っております。

続きまして、四つ目でございますが、農振除外申請についてでございます。これは農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づきまして、現在事務を行っているところでございます。市の土地利用計画では、大きく都市計画区域の中での用途地域とそれ以外の区域を農業振興地域と指定しております。これは各市町村での土地利用計画のベースとなるものでございます。市では、法に基づきまして農業振興地域整備計画を策定しまして、優良農地の確保、保全を図ることを基本として、限られた土地資源の有効活用を図っているというところでございます。

次に、事務手続のスピードアップでございますが、農振除外の申請は、御存じのとおり10年を見通した整備計画の中で予想し得なかった事態の発生や特別な事情があり、かつ緊急を要する事案を審議しているものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に農用地区域からの除外の要件が定められております。これには大きく四つの要件がございまして、要約しますと、1点目が、除外申請者が農用地区域外に除外農地を所有していないこと、2点目が、農用地区域内の農地を転用した場合に、集団が保たれている農用地が虫食い状態にならないこと、3点目が、土地改良事業で施工されました揚水ポンプ場及びパイプライン等に支障を与えないこと、4点目が、変更する農用地が土地改良事業により実施され、登記完了後8年を経過している土地であることでございます。そして、この四つの要件をすべて満たす案件が除外の対象となっているわけでございます。また、このほかにも利用目的や面積等の制限もございます。

それから、手続としましては、まず、土地改良区、農業委員会、九州農政局筑後川下流農業水利事務所、福岡県筑後川水系農地開発事務所等の関係団体の意見徴取、そして農業振興地域整備促進協議会、それから、市から県への振興計画案の意見照会、これにかかります県からの意見照会と回答、さらには、変更案、公告縦覧、異議申し立て期間等々で、申請から許可まで現時点で七、八カ月の期間が必要となっております。したがって、このような時間的制約がありますので、現在年2回の受け付けで事務処理を行っているところでございます。大橋議員お尋ねの件につきましてはこのような背景があり、申請から許可までに相当な時間がかかっているということを御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

市民部長（大曲豊喜君）

2点目の税金についてにお答えをいたします。

税金のまず1点目でございます税率の基準につきましては、質問の中でお示しいただきましたように、地方税法に基づきまして市税条例において規定をしているところでございます。

税目ごとに簡単に御説明をいたしますと、まず個人市民税につきましては、配偶者特別控除及び均等割の見直し等によりまして、一部の方が増税感を持たれたということは考えられますが、これは合併によるものではなく、あくまでも地方税法の改正によるものでございました。

続きまして、固定資産税につきましては、議員御承知のとおり、旧柳川地区と旧三橋、旧大和地区では不均一課税を行っており、合併前のそれぞれの市町の税率を採用しております。負担水準の低い宅地につきましては税負担をなだらかに引き上げる仕組みとなっておりますので、若干の負担増となる場合もございます。

続きまして、法人市民税につきましては、議員の御承知のとおり、法人税割の税率は柳川市の例によると決定されたことによりまして、旧三橋町、大和町の法人につきましては、旧法人税割が12.3%から14.7%になっているところでございます。

続きまして、調整日程と基準についてという御質問でございます。これにつきましては、固定資産税不均一課税の調整日程と基準についてだろうと考えられるところでございますが、合併協定項目によりまして、合併後5年間、平成17年度から平成21年度まで、合併前の税率となっております。その後の税率につきましては、しかるべき時期に財政状況等を勘案し、慎重に検討しなければならないと考えているところでございます。

続きまして、不納欠損についてでございます。不納欠損処分につきましては、地方税法第18条に基づく時効消滅と地方税法第15条の7の執行停止に基づくものがございます。

時効消滅とは、法定の納期限の翌日から起算いたしまして5年間税を徴収しないことによりまして税の納税義務が消滅するものであり、執行停止に基づくものとは、差し押さえなどの滞納処分をする財産などが無い滞納者に対しまして滞納処分の執行を停止し、その停止が3年継続した場合に納税義務が消滅するものでございます。

そこで、5年間税金を納付しなかったらすべて時効となり、納税義務が消滅するかという問題が生じてまいりますが、納税する能力があると判断される滞納者につきましては、差し押さえなどの滞納処分を行いまして時効中断させることにより、容易に納税義務を消滅させないよう努めてきているところでございます。

また、滞納処分の執行を停止した滞納者につきましても、3年経過した時点で納税する能力が回復していないかどうかを確認し、真に納税する能力がないと判断される者だけを不納欠損として処理しているところでございます。

続きまして、課税事務の処理の中でございますが、課税につきましては公正、公平を旨と

いたしまして、細心の注意を払って課税していかなければならないと考えているところでございます。

以上、1回目の質問に回答いたします。

6番（大橋恭三君）

今、市長からは明るいニュースだということで農政の法律の制定を言われました。

しかし、こんな言葉もございます。「菜種油と百姓は搾れるだけ搾れ」、時代の時々を検証してみますと、いつもこなされるのはお百姓さんであります。農家であります。そして今、農家は米政策改革大綱を実施したとしても収益がふえる保証はないわけです。売れる米をつくって自分で売ちなさいと言っているわけでございますから、下手をすると米政策改悪大綱になるかもしれない私は思っております。お答えの中にありました認定農業者や集落経営というような言葉が出てまいりました。一生懸命対応しておられることはわかりますけれども、国からの取り次ぎをやっているような関係もございまして、農家の方たちはよく理解していない方もおられます。

そこで、もう一度その集落型経営とか、認定農業者のことについて、もっと詳しくちょっとお願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

それでは、まず認定農業者についての御説明をいたします。

認定農業者になるためには、市農業委員会、柳川農協及び普及センターの職員で構成をしております認定審査会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき、柳川市が定めております認定基準によりまして、申請要件と計画要件を備えました農業経営改善計画認定申請書を審査いたします。そして年2回、6月と12月1日付で認定を行っているというところでございます。

今回の品目横断的経営安定対策の要件では、4ヘクタール以上の経営規模面積の個人及び法人である認定農業者が対象となるわけでございます。

続きまして、集落営農、つまり一定の要件を備えた集落営農組織でございますが、認定農業者と同様に、今回の品目横断的経営安定対策の要件といたしましては20ヘクタール以上の経営規模面積が必要で、二つの確定要件と三つの目標要件がございます。

二つの確定要件といたしましては、代表者、そして総会、農地や機械等の利用管理に關します事項を定めました組織の規約の作成と集落営農組織の代表口座を設けて、農産物の販売名義や販売収入をその口座に入れる経理の一元化という二つの要件が確定要件とされております。

そして、そのほかに三つの目標要件がございます。これは農用地の利用集積目標を定めること、そして組織の主たる従業者の所得目標を定めること、それからもう一つが、5年以内の農業生産法人化計画を作成することというものでございます。

以上が今回の認定農業者と集落営農組織の規定と要件となっているところでございます。
以上でございます。

6番（大橋恭三君）

ありがとうございます。

今説明をいただいた中でも、まだまだひっかかる部分がいっぱいあるわけです。例えば、認定農業者の場合はこういう先行きが不透明感の中で、そういう土地の集積などが簡単にできるのかどうか、それから、集落型の場合は入・脱退は簡単にできるのか、それから、負債や利益の配分は簡単にいくのか、そういうふうな問題があると思います。そういうふうなところは私たちも勉強しながら進まなければいけないと思いますけれども、いずれにしても、それで今よりもよくなるということじゃなくて、私は今の水準を何とか保とうとしているような気がしてなりません。それで、そういうふうなところに柳川独自の構想を取り入れて進めていただきたいと願うわけでございます。

ここに、農水省の方は施策の遂行と連動して、平成14年4月に制定された行政機関が行う政策の評価に関する法律が届いていると思います。実績評価や総合評価、事業評価を実施し、責任の所在を明確にするものでありますが、裏を返して言えば行政の説明責任に言及していると思うわけでございますけれども、先ほど農協さんと一緒にやっておられる、県と一緒にやっておられると言いましたけれども、農協さん任せで、農協さんと一緒にやるのも大切だけれども、じゃなくて、やはりこれは農政ですから、市が責任を持ってやるべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

産業経済部長（田島稔大君）

市がきちっと先頭に立って説明をすべきではないかということでございますが、今回の農政改革の説明と、そして集落営農の組織づくりに関しましては、先ほどから申しますように、市と農協、そして普及センター等を中心に推進体制をつくって取り組んできております。その中でも農協の6支所の中に推進プロジェクトチームをつくって先頭に立って組織づくりを行っていただいているというところでございます。決して市が農協に任せっきりということではございませんので、その辺御理解をお願いしたいというふうに思います。

6番（大橋恭三君）

次に、農地除外申請ですけれども、お答えをいただいたのは、農地を保護するためを主としてお考えいただいた答弁だと思います。私は発想を変えて、やはり全体の中で経済力を高めるためにはどうあるべきかというのを考えた場合、土地の有効利用とか、そういうふうなものを考えるために、この農地除外申請の規定を緩和していただきたいと思うわけです。

それと、今農業をやっておられる方ももう年取ってしいきらんばいとか、息子もせんとかいろいろあるわけです。そういう人たちがアパートをつくったり、福祉施設をしてみようとか、あるいはいろんな商売に転向してみようかと思うことは、考えることは自由だと思

ます。職業の自由、住居の自由とか法律もございますので、そういうふうな観点から、除外申請の規制を緩和していただきたいというふうに考えております。

それから、次は税金でございます。税率については答弁をいただいた。私が申し上げたのと、考えていることとほぼ一緒だったと思います。

1点だけ聞かせていただきますけれども、住民税均等割額は柳川市に合わせて3千円にされたと思うんですね。3千円になっていますかね。それで、三橋と大和は以前は幾らだったんでしょうか。その辺ちょっと。

市民部長（大曲豊喜君）

個人の市民税の均等割でございますが、これは合併以前、平成16年度の税法改正によりまして一本化されております。その段階で一律の3千円になっていたところでございます。

6番（大橋恭三君）

はい、わかりました。

次に……（「10分ぐらいちょっと待って、確認……」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

どうぞ。

6番（大橋恭三君）

いいですか。お話が入っておりますが。それはまたようっと確認をしてみましょう。

次に、不納欠損に入らせていただきます。私は当初質問の通告書の中には未納欠損というふうに書いておりました。意図があったわけでございますけれども、皆さん御案内のとおり、どこかのまちで不納欠損処理が終わっていたにもかかわらず、新たに納付書をつくり直して未納分を徴収したわけでございます。それが明らかに法令違反ではないかということで問題になりました。柳川でもそういうことはありませんかと聞こうと思ったわけでございますけれども、柳川の職員さん、さすがにしっかりしておられるわけでございます。大橋議員、これは不納欠損の間違いでしょうちいうことで来られたわけですよ。それで、私は直していただきました。

そこで、現状を聞きましたが、その不納欠損が幾らあるとか、そういうふうな何人あるかというのは個人情報の問題などもあってなかなか明らかにされないようでございますので、逆に、もう合併して1年以上たちましたので、この柳川市の新しい徴収率が出ているかと思えます。その徴収率の重立ったもの、平均だけでいいですから、ちょっとお願いします。

市民部長（大曲豊喜君）

平成17年度分の決算見込みが大体今議員御指摘のように出ておりますので、それについて御報告させていただきます。

まず、市民税の個人分については98.55%、市民税の法人につきましては99.45%、固定資産税が97.92%、それと、軽自動車税、市たばこ税につきましては、これ100%でございます。

トータルで98.35%の徴収率になっているところでございます。

6番（大橋恭三君）

どうもありがとうございます。柳川市は県内でも上位じゃないかと思えます。また、上位だとおっしゃられました。なかなかすばらしい数字、すばらしいというのはちょっと取り消します。よい数字だと思えますけれども、未納欠損が出るということは間違いのないわけですね。だから、税金を納めていない方がいらっしゃるということになります。その理由にもよりますけれども、その中にもし悪徳納税者がいたらどうするのかという問題があります。やはり税金というのは公平に納めていただくんといかんわけですね。だから、幾ら徴収率がいいからと言っても、悪徳納税者を見逃したりしていたのではがっかりになりますので、その辺の対策はしているかどうか、ちょっとお願いします。

市民部長（大曲豊喜君）

現在の柳川市におきましては1市2町の合併を機に収税対策室を設置いたしまして、室長以下8名の体制で徴収の強化を図りまして、滞納者に対しては差し押さえなどの滞納処分を初めといたしまして、夜間訪問徴収などを積極的に実施しながら、税負担の公平を保つよう鋭意努力をしているところでございます。

ちなみに、平成17年度の収納の収税の取り組みでございますが、夜間徴収につきまして年4回実施いたしております。それと、市外徴収につきましても、それぞれ福岡、久留米、大牟田、瀬高など滞納者がいるところに出向きまして徴収をしているところでございます。

加えまして、先ほど県の方の対策でございますが、県内の市町村と共同で有効な総合的税収対策を推進するためということで、地方税収対策福岡県連絡会議というのを設置いたしまして、これによります三位一体によります福岡県では平成19年度に所得税から住民税への約1,000億円の税源移譲が見込まれている状況で、現在の市町村の徴収状況では滞納額が膨らみ、財源不足を生じる市町村が出てくるおそれがあるため、徴収向上対策として設置をされているところでございます。

具体的には、県によります直接徴収の実施や県職員の市町村派遣、財産調整の共同実施などを行うことございまして、本市におきましても活用できるものは活用しながら、より一層徴収率を向上させたいと考えているところでございます。

6番（大橋恭三君）

努力をされていることはよくわかりました。なお一層の努力をお願いしておきたいと思えます。

次に、事務処理に関する質問でございますが、税金の納付書や市からの通達は絶対的間違いないと皆さん思っているわけですね、市民は。そういう中で、ミスが発覚した場合、市はよく単純な入力ミスですか、読み違いでそういうことが起こりましたというようなお答えをされますけれども、こういうミスはなくすことができるのかどうか、これが1点

です。

それからもう一つ、例えば、私と同じ大橋恭三という同姓同名の人がもう1名いたとして、その人が私の税金を6年も7年も納めておったということがもしあったとすれば、過去にあったと思います。市はどのように対応されるか。その2点聞かせてください。

市民部長（大曲豊喜君）

課税につきましてはミスがあってはならないと思っております。これにつきましては、ゼロを目指して努力を今後続けていきたいと考えているところでございます。

続きまして、過誤納金の取り扱いでございますが、これがもし生じた場合につきましても、実態を十分に把握いたしまして、地方税法に基づいた対応を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

6番（大橋恭三君）

ありがとうございます。見直しもやる、努力をする、条例に基づいて、これがほとんどお答えでございます。まさにそのとおりだと思いますけれども、それをしっかり内部に浸透させて頑張っていたきたいと思います。

最後に、市長にお答えをいただきたいと思います。

私は、先ほど農政については農業の構造改革に向けた課題から目を離すことなく、指導や助言をする農政の確立が急務で重要であると申し上げました。農協さんとの協力も欠かせませんが、これは農政ですから、執行部が責任を持ってやらなければならないことだと肝に銘じていただきたい。

それから、納税に関しては徴収率を高める努力をしないといけない。事務処理手続等をしっかりやらないといけない。正直な納税者がばかを見ることのないような、租税制度の根幹を揺るがすようなことはあってはならないというふうに考えております。納税者の立場から言えば、公平の原則、确实の原則、便宜の原則、最小徴収費の原則を忘れないで税務行政を進めていただきたいと思っております。市長おわかりになっていると思います。これは皆さんにも申し上げておりますけれども、市長にも申し上げていることでございますので、その辺のところの見解をお聞きして、私の質問を終わります。

市長（石田宝藏君）

先ほど来担当部長が答弁を申し上げますが、ちょっとわかりにくい、答弁が欠けている部分があったので。

個人住民税は平成16年度の税法の改正によるものでございますが、今、市民の皆さんは3千円お納めいただいております。従来、三橋と大和はこれが2千円であったので、その1千円というのが上がったと錯覚されているんじゃないかなと。ですから、合併したことによって税金が上がったということの誤解は、先ほど部長が申し上げたとおりです。ただ、

その差額が1千円ございますので、そういった思い違いされている方もいらっしゃるかもしれませんが、それは基本的に合併によるものではなく、地方税法の改正によるものだということを改めて申し上げておきたいと思います。

それから、納税ミスが発生した場合、なくすことができるかと。これは100%ということはないと思います。そのことについては絶対万が一やってはならないことですが、人為的なもの、細心の注意を払っていると思いますが、機械的なものについてはミスは起きるおそれはやっぱり全くないとは言えないということの電算処理関係の話でございますので、やはりミレニアムミスといえますか、2000年のコンピューター年号が変わったときのミス、そういうものもやはり100%ではない。99.999%はやると思いますけれども、それはやらなきゃいけないことです。しかし、起こしてはいけないことですが、そういうことがありますならば過誤納金還付制度、これは誤った課税をした。そのことについては当然正式な手続をとることによって、またそういうミスがあった場合には、市から説明を十分申し上げて、そして申請があるからやるんじゃない、そういうミスが起きていますということで還付をしなきゃいけない。納税者の方々にそういった不満を残させるようなことはやっちゃいけない。こういうふうにならぬように二つ申し上げておきたいと思います。

それから、農政改革、これについては当然私どもの行政の大きな柱でございますので、先頭を切って、恐らく担当の方も集落営農に向けても農協がリードオフマンじゃなく、あるいは普及所がリードオフマンじゃなく、市がリードオフマンとしてこれ引っ張っていると思います。そういうことの報告をきちんと受けておりますので、やはり何なりと御相談、お困りになること、わからないことについては御遠慮なくおいでいただいて、そしてまた、市としてしっかりやらなきゃいけないし、またやっているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、納税の事務ミス、これは当然納税者の方々にとって、昨日も答弁申し上げましたとおり国民の義務であります。やはり悪徳といえますかね、税金の納税逃れをするということは、これは警察権力と同じように税務の権力というのはすごいもんであります。これは滞納すること、銀行の利子というもの、生易しいものではございません。やはりその追徴課税、さらにそれなりの規定がございますけれども、やはりそれぞれ追跡調査をやり、隠し資産がないのか、本当に納税できないのか、これは私どもは徹底してやらなきゃいけないことでございますので、そういった心根で納税の徴収には当たるということを御理解いただきたい。まさに公平、公正、これは税行政の当然のことでございますので、御理解いただきたいと思っております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして、大橋恭三議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時7分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2位順位、桜島隼人議員の発言を許します。

3番（桜島隼人君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番桜島でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問に対しては簡単に明瞭で結構です。よろしくお願いいたします。的確にお願いします。

まず第1に、市の活性化戦略企業誘致の問題についてと、改正市街地法の市の対応についてであります。

経済財政の原則は、入りをはかって出を制する、これが非常に経済の原則であります。現在各都市においてそれぞれまちの活性化に向かって戦略を立てながら、さらなる産業の活性化や雇用創出のため企業誘致策の構想を立て、まちづくりのため最も重要な施策と位置づけております。そして、各市町におかれては市長を中心として出向きセールスの企業誘致に向かって進んでおられるといううわさが新聞紙上に載っております。

当柳川市においても、石田市長は大和町町長時代、競艇場の選手の育成の場を全国唯一の企業として誘致をされております。これに対しては私たちは非常にびっくりもいたしましたし、非常に敬意を表するものであります。しかしながら、柳川市長に当選後、1市2町の合併後はマニフェスト、その他の対応に追われながら本当に企業誘致に向かっての施策を全く聞いたことがございません。そのようなときに、市長はどのような構想を持って、また戦略を持ってこれに対応なさるのか、まずお伺いいたします。

次に、空洞化した地方都市の中心部を活性化に回復させるため、改正市街地法が国会でこのごろ成立をいたしました。これは8月に施行されます。そのことを聞いて、現在柳川市が意欲的に成果を見込める地域と重点的に支援ある仕組みができるのかどうか。それが改正法の特徴でございますけれども、現在数値目標を掲げながら、地域ぐるみ実行する体制のポイントができておるのかどうか。市長、どうでしょうか。その点をお伺いいたします。

このように、暮らしにぎわい再生事業についてまちづくり計画が改正を見、特例をもって8月から遂行されますが、その具体策があれば市長、御見解をお願いいたします。

次に、市観光と食文化についてであります。

当柳川市、特に沖端地区はその名も天下に知られ、川下り、白秋生家、御花、戸島邸と、また、このごろ二丁井樋に立派な北原先生のモザイクができております。このように考えますと、まちを縦横にあふれる掘り割り、しだれ柳の緑、水面をゆったり滑る川下り、これらを考えますと非常に観光地としてはすばらしいものがあります。

しかしながら、近来、皆さんが御存じのとおり、テレビ等で放映される食文化については、地元有明海の豊かな食材を使って、これを本当にイメージをアップしながら名物料理として創作し、魅力ある食のまちに情報発信と同時に、現在有明海産であるノリ、特にクチゾコ、ガネシャッパ、これらの名産をいかに食文化として取り上げていただくのか、これは市長の見解をまずお願いいたします。

次に、入札契約と随意契約の実態についてであります。

これに関しては私は前の議会において質問をいたしましたけれども、今回もまた再び取り上げております。と申しますのは、非常に現在契約、随意契約、いろいろありますけれども、問題点が多い。この点、細目にわたって質問をいたしたいと思います。

まず第1に、公共事業の入札の実態数、指名入札、随意契約の仕分け、パーセンテージ、次に、指名業者の業者選択に対する判断、三つ、契約書の経営資格審査の対象に対する判断、四つ、工事契約の予定価格の算定、五つ、工事関係の受注調整、このような五つの点についてまずお伺いいたします。

それから、次に入りますが、各五つの問題にありますけれども、これは次の段階にもう少し詳しく質問いたしますので、次に送ります。

四つ目、市の協議会、審議会の人選委嘱についてであります。各委員会が現在幾つあるのか、また協議会が幾つあるのか。数多く協議会、審議会が設けられております。私たちが議員として全く知らない委員会もあります。このような委員会の構成、あるいは人選について、どのようにこれを審議、人選をなさっておるのか、構成をなさっておるのか。これは市長の答弁をお願いいたします。

それから、各審議会において公募制がなされておるのかどうか。私は各区長さん、あるいは団体長を網羅するだけでなくして、本当に市政に対する熱意のある人を公募してこそ、初めて審議会の値打ちが出てくるのではないかと、こう考えますが、当局の御判断をお願いいたします。

以上、四つについて質疑を終わります。

市長（石田宝蔵君）

椋島議員におかれましては本当に毎回毎回大変な御質問をいただき、私も緊張感はいつもいつもあるわけでございますが、きょうは特に4点に分けてのお尋ねでございました。

まず、1点目の企業誘致の問題でございますが、やはり地方財政、国も県もこの市町村も家とて同じですが、やはり入りをはかって出を制する、議員御指摘のとおり、入るものをはかりながら出すものを考えていかなければやはり財政は破綻をいたします。家計とて破綻をいたします。これは当然のことでありまして、私も全く同感だと思って聞いておりました。

市長は当選後、そういった調整等に大変な時間を要して、マニフェストに時間を割いて、この企業誘致については一つも見えてこないじゃないかと、動いていないじゃないかという

ことでございますが、御案内のとおり、市が保有しております市有地、あるいは現在進めてあります有明海沿岸道路、さらには国道443号、随分まちの道路形態、インフラの整備が進んでおりまして、将来の経済の発展に大きく寄与するようなインフラの整備が着々とでき上がってきている。当然平成20年の3月には有明海沿岸道路がおおむね全面供用開始する。また、平成22年、2年おくれることになると発表されておりますが、瀬高インターチェンジ、九州縦貫道から有明海沿岸道路の徳益インターにアクセスいたしますこの国道443号バイパス、こういうものを十分にらみながら、私としてやはりそれなりの構想を描いているところでございます。

ただ、昨日も答弁いたしました、ピアスの問題、これも大きな一つの誘致の候補地でございます。あの2年前に撤退をするというものを、やはり70名の雇用を確保し、さらには次の企業誘致を考えなきゃいけない。一たんその通告あって、はい、そうですかと言うわけにはまいりません。特に税収の問題もありますし、私としては当時議会の皆さん方の雇用を守れと、あるいはこういった誘致に対しては検討委員会なりを開いて、その用地の用途、こういうものも審議会、検討委員会の中での御議論をいただいて答申いただいたこともございます。こういうことを考えて総合的に見ますと、やはり私も企業は誘致をしなければならぬ。昨日答弁したとおりに。そういうことを十分踏まえながら水面下では動いてきているつもりでございます。

しかし、何といたしましてもピアスの問題は百条委員会、あるいは司法の場にも一つ今行っているわけでありまして。民事裁判となりますと3年、5年、果たして決着がつくのか。これはわかりません。もしそういうこととなりますれば、私とて動こうと思っても動けない。また、東京関係、それぞれの企業の方々にも顔を合わせるたびにさまざまな話をしているところでございますけれども、なかなかそういう話は具体的に進められないというのが実態であります。

したがって、私の胸の内は、ことしの4月にこの商工振興課という課を立ち上げまして、とりあえず企業誘致、あるいはベンチャー企業、NPO、こういった企業を立ち上げる支援の場にしながら、企業誘致セミナー等も十分やっぴいかなきゃいけない。そしてまた、誘致をするからには議会を初めとする市民の皆様方にも誘致のための受け皿、条件整備もひとつ支援の策も打ち出さないと、トップセールスマンと動いたといたしましても、やはりそれなりの効果を上げなきゃいけない。

また、表で言えないことも多々あります。と申しますのは、競艇学校を誘致いたしましたときもなかなか私は申し上げませんでした。99%確実に見えている。恐らくそれぞれの自治体も同じだと思いますが、そういったグレードの高いところまで来てからじゃないと、やはりよそに奪われてしまいます。土地の条件、あるいは労働の条件、柳川にはあります。人材もそろっています。特に自動車の年間100万台体制、北九州、知事がおっしゃっているよう

な、そういった構想の関連企業も当然誘致をやらなきゃいけないと私は思っているわけです。しかし、動こうにも動けない。そういうのが現在の柳川の実態だと私は思います。平成20年、あるいは22年、こういったインフラの整備に合わせて、私は優良企業誘致候補地をやはりアピールしてセールスしていかなきゃいけないと思っているところであります。

したがって、担当課におきまして、担当課レベルでできるものについてはそういった企業誘致セミナー、積極的に参加しなさいと、遠慮すること要らない。さまざまのところに行って、柳川の知名度はあるし、土地の条件いいし、気候はいいし、災害はないし、そういうものをしっかりやってほしいとお願いをしているところでございます。

したがって、そういうものが解決いたしますならば、私はあしたでも皆さん方に腹の構想として持っているものを明らかに申し上げます。しかし、現段階ではできません。まだまだそういった交渉の糸口すら本当に入れるか入れないか、自分自身も大変頭を痛め、じくじたる思いをしております。

それから、2点目の改正市街地法、これについては後ほど助役の方から説明をさせたいと思います。

それから、市の観光と食文化についてのお尋ねがございました。議員おっしゃっていただいたとおり、本当に柳川は素晴らしい水の都でありますし、水郷として川下り、掘り割り、御花、こういったものを中心といたします素晴らしいまちだということで全国にも知られておりますし、私はこれまで育ててきていただいた先達の皆さん方の御苦勞に感謝をし、また、守ってきていただいた方々に感謝をするわけですがけれども、つい昨日の新聞報道のとおり、九州観光推進協議会、新聞発表ありました。柳川はベスト50には入っていないような感じがします。やはり今議員おっしゃったように、景色がよく、ロケーションがよく、温泉があって、しかもおいしいものが食べられる、こういうところが上位にランクされているんですね。黒川だとか、湯布院だとか、久住、霧島。そういうものを考えてみますときに、やっぱり景観はしっかり守らなきゃいけない。また、そういうものに呼応するようなスローフード、食は地元でなければ食べられないもの、これはしっかり私どもも守らなきゃいけない。ただウナギだけじゃ私はないと思うんですね。今おっしゃっていただいたように、ガネシャツパ、ノリもある、素晴らしいおいしいものが柳川にはあるんです。有明海の宝の海の幸がたくさんあるんです。そういうものを観光客の方に来ていただくためのビジネス、これも私はビジネスチャンスとしてベンチャー企業を立ち上げる、そういういった意欲ある方をやはり私どもはサポートしなきゃいけない、支援しなきゃいけないと思っています。

したがって、今お話しはこのスローフードの問題は当然やらなきゃいけないわけですが、これは私に見解をとということですが、椛島議員からもつい先般来、沖端地区にトイレをとということでございました。予算もつきました。しかし、用地の確保が御案内のとおりできません。地元の方々に大変御苦勞をいただいております。しかしながら、なかなかできない。そ

れをやはりクリアすることも一つの条件だろうと私は思います。

もう一つは、やはり呼子、波戸岬、こういうところに参りますと、サザエのつぼ焼きだとか、イカの姿焼きだとか、こういうものがあるわけでありまして、ささやかながらでも水天宮さんの近くにそういったものをやろうとする人、市民の方で、私はそういうものの支援をしなきゃいけないと思います。そして柳川に来てウナギだけじゃない、そういう有明海の幸も食べて帰れる。もう一度来てみたい、仲間を連れてもう一度というような、そういった海の幸、野の幸、近隣の山の幸、矢部村とも姉妹提携といいますか、水の協定を結びました。こういう幸も来ると思います。そういうものがやはり柳川の魅力を、ポテンシャル、潜在資源を高めながら、私はもっともっと魅力ある柳川になっていくと思います。いつまでも一つのものに凝り固まって頭を持っておっちゃいけないと私は思います。今おっしゃったように、すばらしい私は提言だと思います。このことを踏まえながら、やはり柳川としての新しい食文化の発掘、これはやらなきゃいけない私の課題だと、また市民の皆さん方もそのように思っていられちゃると私は受けとめております。

それから、入札、随意契約の問題については、これにつきましては担当の方から答弁させたいと思います。

それから、市の委員会、協議会、審議会の問題については、これは市長の答弁を求めたいということでございますから、私なりに申し上げますと、私は旧町長時代、大和の時代ですね。なるべく多くの人、幅広く、同じような人が重ならないようにということで、男性も女性の比率もなるだけ同じように、そして人員についても1人3役というのが普通私は原則にしておりまして、同じ人が三つの役以上につくことは本当に忙しくて欠席が出るんですよ。案内状、通知状出しても時間には間に合わない。それでは半分ぐらいの人で会議開けない。そういうものを職員時代に痛感しておりましたので、できれば1人3役ですよ。多い人については若干御遠慮いただいて、違う方を。なるべく多くの方々の御意見を町政に反映しようと。市政とて同じであります。

したがって、なるべく公募をやるように担当課から上がってくるんです、昔ながらの流れの中で。何々の会長さんなさっている、何々の部長さんなさっている、その方のようなものが上がってきますから、私はよく判を押さないことがあるんです。これはなるべく多くの市民の方々にそういう審議会、委員会の構成員になっていただいて、建設的な、しかも将来柳川を思っていたく、そういった方々、さまざまな御意見をいただくじゃないか。そして、けんけんごうごう、万機公論に決して、執行が提案するだけではなくて、皆さん方の声を十分聞いて、ボトムアップで委員会の審議を繰り返しながら、究極にはタイムスケジュールがございますけれども、そのタイムスケジュールに合わせてしっかりの議論を重ねていただいて、それを委員会の意見として私どもはやろうということでやっているわけでございます。そういうことで、私なりの考え方をなるべく幅広くということで御理解いただきたいと思

ます。

助役（島田眞司君）

議員御指摘の中心市街地活性化法の改正を受けまして、市としてはどう対応するのかということについてお答えしたいと思います。

御承知のように、国におきましては今まちづくり三法の改正作業を進めているということでございまして、その一環としまして、議員の御指摘にあったように、中心市街地の活性化法が5月31日に参議院本会議で可決、成立したということでございます。

それで、今回のまちづくり三法の改正の背景ということでございますけれども、ここ10年ほど旧法の枠組みによりまして中心市街地の活性化というものを政府で推進してきたわけでございまして、年間1兆円規模の国庫の補助が投下されてきたというにもかかわらず、ほとんどのところで活性化が現実に図られなかったということを受けまして、政策を180度転換すると、そういったようなものでございます。

それで、御質問の中心市街地活性化法の改正の中身ということでございますけれども、一つは基本理念といたしまして、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点にふさわしい市街地の形成を図るということを理念として明確に位置づけたということでございまして、そういう意味では従来の商業偏重から、住環境とか都市機能ですとか、そういったようなものを総合的、一体的に整備を図るというような形に方向転換なされたということでございます。

それと、あと2番目といたしましては、市町村が中心市街地活性化の基本計画を策定すると、これは従来どおりでございますけれども、さらに、この市町村が作成した基本計画につきまして、内閣総理大臣が認定しまして、認定した地域に国の施策を集中するということが打ち出されたということでございます。

それと、あと3番目といたしましては、先ほど基本理念のところで申しましたように、従来の商業偏重の政策から、病院とか文化施設、そういったようなものを町中に立地支援するとか、それから、町中に居住を推進するですとか、あるいは大規模小売店舗、こういったようなものについても町中に立地を促進するということですね。そういったような施策が打ち出されたというふうなことでございます。

それで、まだ法律が改正されたばかりということでございまして、まだまだ市といたしましても関係する地域への説明が不十分な状況でございまして、これから早急に説明をいたしまして、今、私が申し上げましたような法の趣旨に則して、中心市街地の活性化が必要であるというような地域の合意形成がもしできるということであれば、早急に基本計画の作成、そういったものについて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

総務部長（山田政徳君）

3点目の入札関係と4点目の各種協議会についてお答えをさせていただきます。

まず、入札契約の絡みでございますが、入札、あるいは随意契約の実態はどうなっておるかというお尋ねでございます。

平成17年度のデータで申し上げますと、入札を行いました件数は建設工事が287件、そして業務委託分、これ工事等に伴います設計とか測量の分でございます。これが62件でございます。

次に、随意契約はどれくらいかということですが、建設工事分で122件、業務委託分で67件ということになっております。

また、随意契約と入札、どういう仕分けになっておるかというのを少し説明させていただきますと、これは契約の事務規則によりまして区分が設けられておまして、建設工事については1,300千円以下、物品購入については800千円以下と、これが随意契約ができる基準でございます。この基準を上回った場合には入札をするというのが大原則でございます。

続いて、指名業者の件でお尋ねでございますが、6月1日から1カ月間かけて指名業者の参加の申し込みを受けております。今、真っ最中でございますが、そこで、入札参加資格が市に申し込んで一定の要件を満たすとでき上がるということになりますので、指名をする場合は、その入札参加資格を有する業者の中から業種ごとに等級格付が行われております。その業種と等級を基本に指名競争入札参加者選定委員会、いわゆる指名委員会と言われるものでございますが、その審議を経まして、その結果を市長へ報告し、入札参加者を選定すると、そういうルールで今行っておるところでございます。

次に、予定価格の算定方法はどうかということできわどい御質問いただいておりますが、これについては詳しく申し上げられませんので、御理解をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

次に、4点目の協議会の件でございますが、協議会の数はどれくらいかというお尋ねですが、協議会、審議会、委員会、いろいろ名前は変わっておりますが、設置数は現在42でございます。

次に、委員の構成、人選の基本的な考えは、先ほど市長の方からなるべく広く、男女バランス、そういったものを気かけて、委員会でボトムアップでいろいろ市に提言なりをしていただく、そういう気持ちでやっておりますよというふうに説明があったとおりでございます。

以上です。

3番（椋島隼人君）

答弁一つ一つありがとうございます。

まず最初に1番からいきます。

活性化誘致についてであります。現在、大牟田にイオンの設置の問題が起きております。これは九州一の大きさで設置をするということですね。そして大牟田市長である古賀市長、

あるいは議会もこれを承認とは申しませんけれども、ある程度認めたと、議会でも認めたと
いうことでございます。本当にこのイオンができますとね、恐らくこの筑後、あるいは熊本
の県北の中小企業者、すべて私はやられると思います。このような段階において、先ほど中
小企業者、商工会すべて20団体が結束しながら、これに向かって反対ののろしを上げておる
わけです。このようなイオンの設置についてはまちづくり三法、ただいま助役がおっしゃっ
たまちづくり三法ですね。要するに、このまちづくり三法をもって、今度改正になる改正市
街地法、これの以前にこれをつくり上げて、三法をもって、これは何といひますか、本当に
汚いやり方なんです。イオン自体が逃れるための三法を利用しながら、改正の以前にこれをつ
くるということでございます。そういうことになりますとね、私たち20団体、反対するの
も当然です。これができますとね、恐らく筑後から県北の熊本、あるいは佐賀、商店街は全
滅いたします。そういうふうなときに市長の見解がですね、本当にこれに反対ののろしを上
げられるのかどうか、まずお尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

非常に問題は複雑で深刻だろうと思いますし、ただ、行政の中の問題としてはやはり大牟
田市内の問題でございますし、大牟田市と市議会、おおむね了解じゃなくて、これは了解し
ているという、議決されているわけですね。とすると、これは市民の代表の行政府としては
賛成の立場をとっているわけですね。これを柳川市として、私と議会とも同じだと思いま
すが、そういうことが果たしてできるかどうか、私もちょっと調べなきゃいけません。現段階
ではそういうものについてはやはり私も持ち合わせておりませんので、唐突な御質問でござ
いますから、このことについては慎重に調査し、そしてまた、やれるものなのかやれないも
のなのか。地方自治体、他の自治体へ介入するということにもなりますので、これについて
はやはり慎重な態度をとらざるを得ないというのが今の私の考え方でございます。

3番（椋島隼人君）

そういうことになりますと、恐らくこの周辺、商工業者20団体ですから、もう総がかりな
んですよね。これの一件、本当に商業団体が20団体といひますとね、その数相当数上ります。
この反対を押し切ってまで私は県に陳情しておるわけでございますが、県の判こ一つ、県知
事の判こ一つでこれが決まるわけです。そういうふうなこの柳川を中心としたところを考え
ますとね、大川には既にゆめタウン、北は大木町にまた大型のスーパーができるという予定
です。それと、南にはそういうふうなイオン、柳川の城郭全部回って、もう既にお城と変わ
りません。大阪城と変わらんです。例えば、大阪城は周囲の外堀を埋められてしまうわけ
ですね。結局、大川、大木、大牟田、もう全部外堀を埋められてしまう。こういうふうな中
で、本当に企業の誘致ができるのかどうか、私は疑うわけです。土地の改正法が今度でき
ましたが、こういうふうなやつを本当に真から市民の20団体の方たちは考えて県知事に陳情
をしておるわけですが、本当にもう少し市長、もうここで本当の真意を聞かせてください。

私反対が本当と思うのですが、どうですか。

市長（石田宝蔵君）

私の発言は私的発言にはなりませんので、公人としての発言になりますので、それは慎重にならざるを得ません。一たん吐いたつばはひん飲むことができません。そういうことで御理解いただきたいと思います。

3番（椋島隼人君）

その心理はわかりますよ。しかし、うわ、ここの筑後、大牟田、大牟田市内の連合会も反対なんです。大牟田市の連合会そのものが反対なんですよ。それにもってきてこのまちづくり三法を盾にとりながら、これは逃げよるわけですよ、イオンそのものが。その点を十分踏まえていただいて、特にこの改正法、それができた以上は、これを十分生かしていただいて、これ私は行政ももう少し力を入れていただきたいと思うわけです。

それから、企業誘致の問題でさっき市長がおっしゃいましたが、ピアスの問題、これも本当に私は委員としていろいろな角度から勉強もしました。しかしながら、本当に今さっき市長がおっしゃったように、企業誘致の問題に絡んでは非常に私は迷惑と思うわけです。これが一つのがんになりやせんじやろうかと、こう考えるわけですね。そういう点、これを本当に解決して進んでいただきたいと私委員会に申しますが、市長、今おっしゃられよかったが、裁判が長引けば長引くほど私はある程度のことは打ち切ってなんしていただかんと、ずっと尾を引くような状態ではいかんと思うわけです。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

これはお門違いだと思います。私はそのまま言葉を椋島議員にやりたいですよ。私は何も無いと言っているわけですから、それが新たな火種を生んであのような問題が起きあきしている。イメージをダウンさせている。だから、私が動けないだけです。お門違いです。

3番（椋島隼人君）

お門違いで、見解の相違と思いますが、非常に私たちは委員になって困っておるわけです。私は旧柳川市の議員です。大和町のことは全くわかりません。しかしながら、勉強しながら現在まで至っておりますが、こちらでやっぱり特別委員会も結論を出さんといかんと思いますが、そのときはまたよろしゅうお願いいたします。

次に、2番目の食文化、これ今市長も本当に丁寧なんもいただきましたが、ありがとうございます。本当に食文化といいますと、今、グルメがはやいです。そういうことで、食文化に関しては市長の答弁のとおりでございますので、別に問題はございません。私も了としたして、よろしくお願いいたします。

次に、入札の問題、随意契約の問題、これに関しては非常に今度の中学校の給食の調理場の建設についても、実際問題として新聞紙上を見ますとびっくりするわけですよ。ここに新聞の切り抜きを持ってきましたが、まず考えますのはね、建築工事は一般競争入札、予定

価格が197,740千円、電気施設、電気関係、動力、すべて照明までですが、これが予定価格の51,100千円、あとはしたは切り捨てます。機械施設は排水、ガス、消火、予定価格が132,050千円、そして排水施設、浄化装置、これが30,330千円、その他電気施設なんかは排水施設、これを公募指名競争ですね。片一方は一般入札をやりながら、片一方は公募型競争、そしてまた厨房なんかも一般競争入札。同じ工事の中でですよ、一般競争、あるいは公募型、指名競争、三つをチャンポンしながら指名する。これどういうふうな仕方で、こういうふうな全部の契約の仕方になっているのか。その点、詳しく説明してください。

市長（石田宝蔵君）

それは、最終的に私が判をつけておりますけれども、指名委員会、あるいは工事の検討委員会の中で議論されてきていることでございますから、指名委員長は助役でございますし、その辺については私もよく存じ上げておりませんので、助役の方から、あるいは担当の方から説明させたいと思います。

助役（島田眞司君）

柳川市の工事に関係する競争入札の関係につきましては、30,000千円を超えるものについては公募指名入札ということになってございます。それで、建築の場合、一般競争というのは、150,000千円を超えるものは一般競争というふうに、名称上そういう名称をつけているということございまして、やり方としては全く同じものでございます。

3番（椋島隼人君）

それは金額だけでわかりませんよ。金額以外の問題があると思います。と申しますのはね、さっき質問をしました資格審査、いろんな問題が絡んでおるとは思いますが、その点どうですか。

助役（島田眞司君）

資格につきましては、それぞれの工事ごとにそういった工事をきちんと履行できる業者さんを指名しなければいけませんので、公募しなければいけませんので、そういう意味では類似の工事の実績のある業者さん、そういったような条件を基本としてですね。

それからなおかつ、やはりでき得るならば市内の業者さんにとっていただくというのは、これは市の経済の活性化にも役立つということですね。そういった意味で、もう市内業者については若干条件を緩くするとか、そういったようなことも考慮しながら、指名委員会の方で一つ一つ工事につきまして公募基準を決めているということでございます。

3番（椋島隼人君）

それから、次に入りますが、工事関係はそれでいいです。結構です。

しかしながら、この物品購入、恐らく市は相当な物品を購入されておるとは思うわけですね。これがどれくらいになるかはわかりませんが、現在非常に各地区で他地区、市内の業者じゃなくしてですよ、他地区から物品を購入されておる。この点市長、本当に私は各商店の

会長として申しますが、非常に不可解なんですよ。そして包装紙もきれいに他地区の包装紙に張ってある。こういうことになりますとね、幾ら市のなんが多様にあってもですよ、やっぱり市民として、私は商工業者として地元をまず優先的に物品購入ぐらいはしていただきたいと、こう思うわけですが、市長どうですか。

市長（石田宝藏君）

基本的にはそのようなことで指示をいたしております。私も町長時代から同じように地元の商店、企業、育てる責任は行政にもあるわけでございますので。

ただ、この柳川の新市になりましてから物品一つ一つ私も判を押すわけじゃございません。おおむね3,000千円以上でございますから、ほとんど目の前に回ってこないんです。だから、幹部会の中でも毎回毎回そのことは申し上げております。市内で調達できるものについては市内でと、地元で調達できるものは地元でということが基本原則ですが、基本的に市内特定少数の財務規則等でありますけれども、なるべく2社以上とか、見積もり、その競争原理も働かせないと、ややもすれば独占ということにもなりかねません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうだというふうに言っていたかなくてもいいんですけどね、私が答弁しているわけですから。そういうふうなことでなるべくそういう競争原理も必要だけれども、ウエートは市内ということで、この改善策については既に制度をスタートさせておりますので、具体的には総務部長の方から答弁させたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

物品等市外、市内の問題でございますが、できるだけとにかく可能な限り市内から購入しなさいと、ルールを定めなさいと、もう何遍となくおしかりを受けておりまして、ようやく一つのルールができ上がっております。

まずは、消耗品とかを購入する場合の業者を市に参加しますよという申込書を受け付けるわけですよ。そして登録をすると。その登録業者にまた今度市各課いっぱいありますが、発注段階ですっと回しながら発注をしていくと、そういうルールでやっていきたいと。簡単に言えばそういうことですが、そうしますと、市内に消耗品とかの購入は限定されるということになりますし、今、割と偏った業者に発注がなされておるといこともございますので、そういった偏り、一極集中型をなくすというメリットも出てきますので、そういう方法をやっております。

そしてまた、物品は消耗品だけでございませんで、備品とか、救急車の購入とか、パソコンとか、そういうのもございます。そういうのはやはり市外の業者も入れて、先ほど市長が言いましたように、競争の原理を働かせてできるだけ安く購入するということにいたしております。

以上です。

3番（椋島隼人君）

立派な答弁でございます。しかしながら、やっぱり地元の業者としては本当に地元を愛していただきたいというのが根本なんです。市長がおっしゃるように、できれば地元を有効に使ってください。お願いします。

それから、次にまいります。地域審議会、私は地域審議会のことに関してちょっと質問いたしますが、15名ずつの地域審議会ができておるわけですね、各地三つに。ところが、その内容を見ますとね、区長さん、各種団体長、今さっき市長が答弁なさった三つも四つも区長さんなんかになってあるわけですね。ただいま答弁いただきましたが、42の審議会の中に区長さんが入っておるのはどがしこですか。びっくりするわけですね。市長、会長、42の中で三つ以上当然のように入っておられるわけですね、区長、各種団体長。こういうふうなことをですね、ただいま市長が答弁をいただいた、忙しくて欠席が多いとおっしゃったでしょう。本当にこれを見ますとね、ちょっと驚くなかれ、区長さん、それから各種団体の長ばかり並べてあるわけですね。このメンバーを見ますと忙しい人ばかりなんです。ところが、実際今市長のおっしゃるように、会議に出てねぶりがぶっております。特に年寄りの人はねぶりがぶって、その審議に本当に入っていない。その点を時々私も見受けたのですが、この団体、公募してありますが、各地区からただ1名の公募なんです。私は本当に市民の声を聞くためには公募が一番大事だと思いますが、市長どうですか。

市長（石田宝蔵君）

今の眠っていらっしゃるというのはちょっと私は不謹慎な発言だと思います。（発言する者あり）いや、それはひど過ぎますよ。それぞれの審議会に（発言する者あり）ただ、私もお願いをするのは、区長会にお願いをするわけですね。会長さんということは指名はしないんですよ。区長会の代表者として出していただくという推薦依頼をするわけですね。恐らくしていると思います。そういった中で、たまたま会長さんが偏ってきている。大和町長時代は三つ以上は基本的にできないということで、1人の方については原則としてそういう制限を設けておりました。特例はあったでしょう。しかし、この柳川においてもそのようなことで私も決裁をしますけれども、同じ人に偏り過ぎていないかと、そういう話はいつも私はたまたま上がってくるものについては申し上げるんです。その団体に対して推薦を依頼なさいと。同じ副会長さんも出ておられることもいいでしょう。あるいは会計さんも出られることもいいでしょう。同じ人になるべく重ならないように、それがやっぱり望ましい審議会のメンバーのあり方ではないでしょうかとか申し上げるわけですね。したがって、このものについては再度私は見てみたいと思います。そういうことで御理解いただきたいと思います。

3番（椋島隼人君）

審議会並びに協議会が42団体あるとおっしゃいましたね。これだけの数の中で私もちょっと調べてみましたが、区長の名前がすべて入っておるわけですね。今おっしゃられるのは代表かどうかわかりませんよ。とにかく区長の名前が入っておるわけですね、各種団体。非常

に私は、区長はそれは地区代表でございますので何とも申しませんが、余りにもこの42団体の中で区長の名前を網羅してあるということになりますとね、今度は区長の改革も区の改革もありましょう。もう少し本当に初步に返って、ただいま市長が万機公論に決すべしとおっしゃったですね。これなんですよ。私もそう思います。万機公論に決すべし、私はそう考えます。市長、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

全く同感でございます。まさしく幅広くさまざまな方々から御意見をいただいて、やはりそういったものについての方向性を定めると。また学識ある、また見識ある、そういった方々についても人選をするということも当然のことでございます。

3番（椋島隼人君）

私も議会の議員の一人でございますが、42の協議会、審議会の中で、現在議員がその中に入っている審議会、幾つありますか。

総務部長（山田政徳君）

42の協議会、審議会がございますが、そのすべてについてちょっと把握をいたしておりませんが、総務部関係である分について御説明を申し上げますと、今、総務部の方で動いております審議会等は男女共同推進協議会、行政改革推進協議会、補助金等審査会、バス対策協議会、それと総合計画審議会、地域審議会でございます。その中で男女共同参画と行政改革、補助金、バス対策については議員御参画をいただいております。市民の方々とともにいろいろ御意見をいただきたいということから御参画いただいておりますが、総合計画は地方自治法によって基本構想は議会で議決をするということになっておりますので、やはりこの総合計画については違った立場で御議論いただきたいということで、総合計画審議会の中には御参画いただいております。それと、地域審議会はあくまで純粋に市民というお立場で全員御参加をいただいておりますということから、議員の参加はございません。

以上です。

3番（椋島隼人君）

内容的にはわかりました。

最後ですが、問題は、この地域審議会のことに関して、平成27年までとこう書いてありますね。そうすると、10年間なんです。10年間の委員の任命そのまま続行されるのか、これをいつの時点において交代をずっとされるのか。

そして、私は一番肝心かなめのやつは、この10年間の中で答申がどのようになされるのか、その点をお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

10年間地域審議会というのは設置をいたしますが、委員さん方の任期は2年でございます。ですから、2年たちますと当然見直すということになります。

答申がどうなっておるかということでございますが、6月に第1回の答申をしていただいたところでございまして、昨年、立ち上げ時に市長の方から地域審議会に諮問をした項目というのは、合併後の1市2町それぞれ旧市町単位でいろんな地域課題、御要望がございますので、その取りまとめをお願いしますという諮問をしておりますから、それに対して6月、ちょっと日にち忘れましたが、6月の9日か8日だったと思います。初めての答申があったということでございます。

以上です。

3番（椋島隼人君）

最後ですが、市長にお願いしますが、財政の問題について絡めて企業誘致、これは非常に難しい問題だと思います。しかしながら、やっぱり入りをはかるためには企業誘致以外にはございません。本当の今の商店街の中では税金はなかなか難しいわけですよ。増加ということは難しいですね。だから、私はやっぱり市の財政を潤すためにはどうしても企業誘致、あるいは工場誘致、いろんななんを手だてを持って、市長みずから出向いてセールスをやってください。大川市、大牟田市、各市長、荒尾市なんか特にですが、市長の連携、出向いてセールスをやっておるわけですからね。その点、積極的に企業誘致に取り組んでいただくようお願いいたします。どうですか。

市長（石田宝蔵君）

先ほど言いましたような諸般の事情もございまして、私は私なりにやっております。しかし、そんなことはまだ言えません。一生懸命やらせていただくということで、私はありがたい言葉だと思います。やれということですから。ただ、足を引っ張らないようにしておいてください。

3番（椋島隼人君）

足を引っ張りませんですよ。私たちは応援しますよ。そういうふうな足を引っ張るとかなんとかはまだいまだかつてないです。その点はちょっと考え違いじゃないですか。そういうふうな言葉、市長どうですか。（「失礼かよ、議員の質問に対して今んとは」と呼ぶ者あり）足を引っ張りません。応援します。

以上、終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、椋島隼人議員の質問を終了いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に続き会議を開きます。

第3順位、36番河村好浩議員の発言を許します。

36番（河村好浩君）（登壇）

皆さんこんにちは。一般質問の最終日の昼からということで、大変皆さんお疲れのところ、今しばらくおつき合いを願います。36番河村です。議長の発言許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。何分1年生議員ですので、おかしな質問になるかもしれませんが、その辺はどうかお許し願いますようお願いいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

新柳川市になりまして最初の学校建設になります藤吉小学校の改築、改造についてです。これは、多分柳川市内の小・中学校の保護者の皆さんにとって大変関心の高いことだと思います。

まず1点目ですが、建設に向けての進捗状況についてです。

今から5年前、私は藤吉小学校のPTA会長をしておりました。そのとき、うわさでは平成18年ごろには藤吉小学校は全面改築をするげなということで、保護者の間ではどんな学校になるやろうか、こげんか学校になったらよかねとか、子供たち以上に夢と期待にあふれており、2カ所の先進地視察まで行った経過があります。しかし、新柳川市になりまして、財政面や経過年数の不足ということで、一部改築と改造ということになり、保護者のショックはすごくて、私になぜそうなったのかの質問はすごいものがありました。しかし、私が説明できる範囲内でお話をしたんですが、とりあえず御理解をしていただいたと思っておりますが、その話の中で、学校建設検討委員会設立の強い要望がありましたので、昨年の決算特別委員会やことしの予算特別委員会の中でも早急に保護者や地域の人たちと懇談をして、学校建設検討委員会をつくり、理解を得るよう努力をしてほしいとお願いを何度もしてきたのは御存じのことと思います。

しかし、約1年も前からお願いをしておりますが、保護者や地域に協議の場を持つどころか、説明さえもない状況だったということでした。その後、学校にはいろいろと説明をされているようですが、保護者の方から問い合わせても相手にしてもらえないので、その後はどうなっているのか、説明会や協議の場はあるのかという問い合わせが多くありましたので、その辺の答弁をお願いいたします。

次に、2点目ですが、建設中における子供たちへの安全対策についてです。

保護者からすると、子供の安全は第一番に考えるのは当然だと思います。今の状況から考えますと、通学してくる子供たちの動線とトラック等建設機器の搬入動線が交差をして危ないのではないかとということが考えられるわけでございます。

また、建設終了後における安全対策についてですが、管理棟が中央にある関係上、西側の出入り口が現時点でも死角になっております。その点、どのような形になるのかということです。そのようなことを含めまして、安全対策についての質問です。

その後の再質問については自席でさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

河村議員の藤吉小学校建設に伴う質問についてお答えいたします。

まず初めに、住民への説明が十分でないというふうな御指摘があったかと思いますが、教育委員会といたしましては、昨年の10月から今月までに学校やPTA関係者と合計8回にわたりまして説明会を開催してきたところでございます。以上の点、御理解のほどをお願いいたします。

それから、進捗状況でございますが、藤吉小学校につきましては、18、19年度の2カ年で校舎の大規模改造工事と改築工事及び運動場整備、プール全面改築工事を行うこととしております。平成18年度につきましては、職員室などの管理棟及び北棟を大規模改造、また平成19年度は南棟の改築工事及び運動場整備、プール改築工事という方針で進んでおります。

もう少し詳しく申し上げますと、18年度は夏休み中に仮設校舎の建設を終え、その後管理棟、北棟などの校舎大規模工事を順次着手し、年度末に工事を完了する予定でございます。

次に、18年度（140ページで訂正）は夏休み前までに南棟の改築工事及びプール改築工事を着工し、20年3月の竣工を目指しております。

また、運動場整備につきましては、仮設校舎解体後直ちに整備に入る予定にしております。

それから、2点目の安全対策でございますが、藤吉小学校大規模改造、改築工事の際の児童の登下校や敷地内におきます安全対策についての質問ですが、学校の改造、改築等の工事を実施する場合の基本として、まず第一に考えなければならないことは、児童の安全確保だと認識しております。したがって、学校から児童への事故防止策の指導の徹底を図るとともに、工事車両、搬出搬入時の警備員の配置、さらには安全ネット設置や鉄板で工事囲いをするなど、安全確保に万全を期す所存でございます。

それから、西門が死角になるということでの御心配でございますが、今のところ、その西門の位置を少し南の方にずらせば、管理棟から見えるんじゃないかというふうなことでの検討を進めているところでございます。

以上です。

36番（河村好浩君）

先ほど御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどの御答弁の中に、計8回保護者と学校との懇談をしたということですが、私がお聞きした中では、ことしの5月の末、31日だったかと思いますが、そのときに初めての保護者に対する説明というか、があったというふうにお聞きしております。その後、6月10日、13日と続けて2日間あったというふう聞いておりますが、内容はちょっとよくは聞いておりませんが、そのような形で、5月の末、私にとっては初めての保護者との懇談会が

あるということで、出席の要望がありましたので、出席をさせていただいておりました。

その中で、二、三点疑問がありましたのでお尋ねいたしますが、説明会で地域や保護者の方から活発な御意見、御要望が出ました。もう多分お手元にも行っているかと思いますが、A4のサイズですらっと、重複している面もありますが約50項目の要望等が入っておりますが、基本的な考え方や具体的な内容というような形で書類が出ております。その中で、やはり二、三点、気になりましたので、お尋ねいたしますが、まず、地域の方から保育について、学童保育の教室と校舎が分かれていて、廊下がないのは何かがあった場合、つまり有事の際に何かと不便ではないかとの質問に対して、そのときの答弁では、学校教育と学童保育は関連性がちょっとないということで、明確な答弁がないまま終わっております、学校と学童の位置づけはどうなっているのかという質問がございましたので、その点と、次に、保護者の方からは先ほどの安全についてや車いすの児童に対しての身障者対策について、また、プレハブの仮校舎についてなど、いろいろ意見要望が出まして、私が一番気になったのは、やはり車いすの児童の復学可能性があるならば、それに対しての施設整備は安全対策の上からも最重要課題ではないでしょうか。トイレやスロープ、またバリアフリー等の整備について、どのように考えられるのかをお答え願いたいと思います。

とりあえず、以上の2点でお願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

2回目の質問にお答えする前に、私、先ほどの答弁で改築関係のところでは19年度を18年度と言ってしまったようでございますので、19年度に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、学童保育所に対する配慮ということだと思います。議員もおっしゃいましたように、学校やPTAとの話し合いの中でももう要望がございました。そこで、その学童保育所に予定しております部屋の隣には一般教室もございます。そういうことで、一応渡り廊下等の検討をしております。

それから、管理棟へのインターホンといいますか、ぴっと押してしゃべるやつ、ああいうのの設置を考えているところでございます。

それから、身障者対策ですけれども、これにつきましては、新しく施設を整備、また建てるというときには、第一に考えなければいけないことだというふうに認識しておりまして、今回の整備計画に当たっても身障トイレ、スロープ、できるだけ段差をなくしましてバリアフリー化に努めるということといたしております。

なお、仮設校舎につきましては、洋式トイレ、スロープ、それから保健室を設けておりますので、そちらの方で対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

36番（河村好浩君）

学童保育の件に関しましてはわかりました。やはり本当に有事の際、何かあった場合、連

絡等がすぐつけられるようにしておかないと、女性の先生たちばかりですので、何かあった場合は対応ができるようにしてほしいと思います。

やはりまた、学童が社会教育の一環ではないのかな、ちょっと社会福祉の方になるかと思いますが、やはり今、国では学校、家庭、地域が一体となって子供を育てなければならないということで、学童保育もその一環に当たるのではないかなと思います。市長におかれましては、大和町町長時代に生涯学習課のトップをされていた経緯がありますので、ぜひその辺のところはしっかりと補充をしていただきますようお願いいたします。

それで、先ほどのプレハブの仮校舎の件ですが、冷暖房の設置について、先日の説明会では夏の炎天下の中でも、また冬の寒い中でも予算上、冷暖房の設置を考えていないようなお話でしたが、その後どのようにになりましたでしょうか。また、その仮校舎を設置する場合、その費用はどのくらいかかるのか、お願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

仮設校舎の冷暖房につきましてですが、当初御説明した時点では2階建てをちょっと計画しておったわけですが、都合によりまして1階建てということになりまして、やはり真夏、真冬は新1年生、また低学年については健康面で問題があるんじゃないかなということ、現在そういう冷暖房機が設置できるかどうかというのを検討いたしているところでございます。

それから、仮設校舎の費用でございますが、これにつきましては、当初予算で本年度12,600千円の借上料を予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

36番（河村好浩君）

先ほどのあれもありましたが、ぜひ身障者対策に関しましては、復学の可能性が高くなりましたときには、ぜひ最重要課題として取り組んでいただきますようお願いしますが、そのプレハブの件ですが、先ほど12,600千円と、これは18年度の予算と、多分19年度も倍しましても約25,000千円、約30,000千円近くの経費があるわけですね。それをかけるだけの価値があるのかなと、私は思うんですが、なぜそのように思うかといいますと、プレハブを建てるとなると冷暖房は余り効き目がないような気がするわけです。やはり夏場になりますと、室温が40度を超えると聞いております。冬場は外気温との差がないくらい寒いなど、勉強する環境に適していないのではないかなと思うんですよね。

それよりも体育館を仕切って仮校舎にしての方が、運動場も使えて、子供たちが運動されますので、子供たちの精神的なストレスも解消できるのではないのでしょうか。おまけに、その二千五、六百万もの経費が浮くわけですので、そのお金をほかに回して、よりよい校舎を建設してもらいたいんです。だから、学校建設検討委員会を設置して、何でもかんでもつくってほしいと言っておられるのではないと思うんですよね。やはり限られた予算だから

こそ、有効な使い道をみんなで考えて、そのためにも学校建設検討委員会の設置をお願いしたわけでございます。

そこで、また質問ですが、今から体育館を仮校舎に変えるというようなことはできるのでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

体育館を仮校舎ということでの御意見をいただいておりますが、体育館は体育館としてのやっぱり機能を持ちまして、子供たちの教育課程の中で体育館でしかできないようなのもあると思いますので、現時点では考えておりません。

以上でございます。

36番（河村好浩君）

確かに体育館は体育館で使う競技とか、そういったことになろうかと思えます。でも、その体育館というのはもうスペースも限られておりますし、やはり運動場も運動場の機能というんですか、そういったのもありますし、やはり閉鎖的なところよりも解放感ある運動場を使用できるようにしていただけたらなと思うわけでございますので、その辺の検討もぜひお願いしたいと思えます。

先ほど保護者には説明会をやっているということでございますが、何かばたばたと説明会をされたような気がするわけでございます。そしてまた、今回の学校建設の進め方にしても、急ぎ過ぎの印象があるわけでございます。なぜならば、パースや設計図はできているのでしょうか。また、設計業者は決まったのでしょうか。普通、あらかじめの予算が決まったら、パースや基本設計をつくり、検討に検討を重ねて最終設計や仕様書が決定するのではないかなと思うんですが、文部科学省の学校建設における通告といたしますか、指針といたしますか、わかりませんが、学校建設においては、学校や地域と連携を密にしてじっくりと話し合いを持って工事を急がずに進めなさいとうたっておりますが、その件についてどのように考えてあるのかを御説明お願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

パース、設計図はできているかということでございますが、藤吉小学校の大規模工事の設計は7月中旬までかかります。また、改築工事の設計が10月末ですので、パースや設計図はまだでき上がっておりませんで、現在設計中でございます。

それから、設計業者は先ほど申しましたように、決定をいたしております。

それから、なぜ基本設計はしないのかということでございますが、学校の改造、改築につきましては、継続的にずっとやってきておりまして、それなりのノウハウを持っております。それに、基本設計をすれば、それはそれでまたお金もかかりますので、職員、または技術者で対応できるものはそれで対応させていただくということで、基本設計はいたしておりません。通常、新しく新施設をつくと、しかも大規模というようなときは、当然基本設計をし

て検討していくかと思いますが、今回はそういうことで基本設計はいたしておりません。

以上でございます。

それと、小学校施設整備指針の中で、地域の方々とよく話し合っただとありますが、その指針につきましては、生涯学習施設としての活用の観点から述べられているものでございます。だからといって無視するわけではございませんが、先ほど申しましたように、節目節目につきましては、PTAや学校の方には説明をしてきております。ただ、ことしの1月から4月の中旬までぐらいにつきましては、何ら変化がなかったわけです、事務処理だけです。説明できるようなものがないということで、少し間が開きました。その点で、PTAの皆様が少し不満を持たれたんじゃないかと思しますので、その点は御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

36番（河村好浩君）

先ほどの設計の件についてですが、やはり予算が決定するのは仕様書というんですかね、扉が何で、ここにつくって、廊下は何でそうする、窓はこういうふうな形にするという、場面場面の仕様書がないと、見積もりができないような気がするんですが、その辺の説明もしていただきたいと思いますが、先ほど保護者や学校に説明をしているとおっしゃっておりますが、保護者の方からすると、説明のみだと、やはり先ほど言いましたように、連絡を密にして話し合いをするような感じではないと、こういうふうに決まりましたと、ただ聞くだけだということをよくおっしゃっておるわけでございますので、私の勘違いであればよろしいんですが、できればその辺の形で御意見も、先ほどの仮校舎の件にしても、私が予算審査特別委員会の中でも言っていたのは、要するに私の店は飲食店をやっておりますが、普通の設計屋さんと店舗設計屋さん、二ついらっしやると、やっぱり店舗設計屋さんの方がプロなんです、店舗設計ですから。飲食店なんかの店舗設計のプロなんです、その方でもやっぱり私たちに現場の声を聞いて、どうしたらいいんでしょうかと、それを図面化するのがプロなんです。やはり現場の声というのは、やはり現場じゃないとわからないんじゃないかなと思いますので、ぜひ保護者の御意見も聞いて、その予算があると思いますので、先ほど言いましたように、限られた予算の中でよりよい校舎づくりをしていただきたいと思います。

最後になりますが、結局先ほども言われましたように、財政面や経過年数の不足ということで、これからも学校建設においてはこれまでと同じようにかわりばえのしない校舎建設になっていき、時代時代に合わせた安全性や機能性に欠けた校舎づくりになっていくような気がするわけでございます。柳川市にはあと24校の小・中学校が残っております。このような公共施設の建設こそ、先日から論議されておりますPFI方式の導入の検討というのをやる価値があるのではないのでしょうか、その辺のところをよろしく願いいたします。

教育部長（佐藤健二君）

P F I方式の件の前に、教育委員会が今後学校整備を図っていく中での基本的な考えというものを、議会の方へも御説明申し上げております。その一番の観点は、まず安全であるべきだと、安全な学校と、西方沖地震もございましたので、そういう視点で今後進めていくということにいたしておりますので、P T Aの皆様方が望まれるような最新式とか、いろいろあると思いますが、まずそこら辺もひとつお含みおきいただきたいというふうに思います。

それから、P F I手法によりまして学校施設の整備についてでございますが、ここ二、三年前から全国で10数件の取り組みが始まっております。それを見てもみますと、学校施設と生涯学習施設や福祉施設などを組み合わせた複合施設、さらには学校と保育所や給食センターを併設したり、複数の学校を一度に設置したりと、大規模な施設の取り組みが多いようでございます。そこで果たして単体の学校建設で民間業者の参入があるかどうかというのも疑問でございます。今後、P F I手法の導入につきましては、先進事例などを調査研究してまいりまして、設置後の設置運営はどうかのなども含めて、その有効性を検証していく必要があると考えております。

以上でございます。

36番（河村好浩君）

先ほどから言っておりますように、何も最新式のやつを取り入れてくださいとかというんじゃないくて、やはり安全性や機能性ということで、子供たちの今のニーズというんですかね、に合わせた、きらびやかな施設をつくれとかというんじゃないんですよ。やはり先ほど言われました耐震性だけでなく、やはり不審者対策とか、いろんなものもございまして、安全にはですね。やはり限られた敷地の中でつくられますので、既存の今までの環境ではそれでもよかったのかもしれませんが、今、本当に塀をつくってでもしないと危ないような時代でございますので、そのような安全性も考慮していただきたいなということで、5年前に私がP T A会長のときにそういった全面改築ということがありましたので、やっぱり保護者としてはそれぐらいの夢が物すごく膨らんでおったわけでございます。

P F Iのことなんですが、複合施設ということでおっしゃられましたが、地域審議会の答申の中にもありますように、校区公民館の併設ですとか、先ほど言いました学童保育の併設ですとか、やはり社会教育もにらんだ校舎建設をこれからはやっていかなければならないんじゃないかなと思うわけでございます。

今回の藤吉小学校はどうなるかわかりませんが、先ほど言いましたように、あと24校残っております。学校建設が本当かわりばえしないような建設にならずに、やはり時代時代に合わせた安全性、機能性にあふれた校舎建設をしていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

教育長（上村好生君）

河村議員の藤吉小学校にかける熱い思い、それは十分私どもは理解しております。学校建

設検討委員会を設置したらというようなこともございますが、昨年の藤吉小学校の会長さんが建築士というようなことございまして、いろいろ図面等も書いていただきまして、私どももいろいろ協議をしまいた、そういうふうな経過もございまして、私どもはただ聞くだけということではございまして、十分職員を派遣しまして、藤吉小学校で保護者の方々とも意見交換し、それから校長、教頭とはさらに多く話を続けてきた、説明をしてきたところでございまして、今後とも検討委員会は設置するとは考えておりませんが、やはり保護者の方々の御意見等を聞きながら進めてまいりたいと思います。安全対策にも十分注意をし、先ほどから部長が申したとおりでございます。

それから、急ぎ過ぎではないかということでございまして、これは旧三橋町でやっぱり藤吉小学校全面改築して真っ先にやっていくんだと、そういう議員の方々の意気込み等もございまして、それやっているわけございまして、何も急いで我々だけでという気持ちは全くありません。そうじゃなくて、できるだけ早く児童にすばらしい教育環境をつくりたい、その一心からやっているのございまして。

それから、車いすの児童の復帰に対しましては、十分学校での教育活動ができますように、全面的なバックアップをしていきたいと、ほぼ部長が言ったとおりでございますが、私からも補足させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

第4順位、29番竹井澄子議員の発言を許します。

29番（竹井澄子君）（登壇）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、介護保険の適正な運営について、今後の方針と費用について。

2番目に、最終処分場の対策について、利用計画についてお尋ねしたいと思います。

3番目に、合併後のメリット・デメリットについて、大きく分けまして、行財政について、各種団体について、デメリット面での対応についてをお伺いしたいと思います。

まず最初に、介護保険の適正な運営についてをお尋ねいたしますけれども、市長は現在加入している福岡県介護保険連合をみやま市の合併に合わせて脱退の意向をお示しになり、早速人事異動を行い、対策準備室を立ち上げられたとお聞きいたしております。その市長の素早い対応には敬服するばかりであります。介護保険はこれから先の福祉を担う政策として鳴りの物入りでデビューしましたが、最近では欠陥があらわになり、給付の引き下げや負担率の増加、福岡県連合においても年金から差し引く1号被保険者の負担額は3段階方式など工夫はされていますが、上昇の一途をたどっています。しかしながら、柳川市においては合併前に旧柳川市が介護保険の算定税率を変更し、徴収額の増加を図られて以来、合併後は税率

の変更は行われていないようであります。

国民健康保険法第76条によれば、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主に税を、また同条2項にて介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は介護保険法第9条第2号に規定する被保険者に賦課すると定められています。簡単に申しますと、国保税は世帯主に、介護保険料は40歳から65歳までのそれぞれの被保険者に課税をし、まとめて納付いただくという制度であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1、介護納付金の今年度納付額は、当初予算書の支出の4款1項によれば464,000千円余りとなっています。これの財源内訳を見れば、国が218,000千円余り、県が32,480千円余り、一般財源で213,000千円余りとなっています。ところが、予算書の収入の欄を見ますと、40歳から65歳までの方々に対し課税額は一般分が現年度分及び滞納分を合わせて142,670千円余り、退職者分が21,980千円余り、合わせて164,660千円余りで、支出の財源内訳と合いません。また、他の国、県からの補助金や負担金も一致しませんので、なぜなのかをお教えいただきたいと思います。

2番目に、既に17年度については介護納付金の納付も終了し、介護保険料の賦課も終了していますので、17年度の納付額及び財源内訳、被保険者に賦課した介護保険税額をお教えください。

2番目に、最終処分場の対策についてをお尋ねいたします。

これは、私、昨年12月議会においても質問いたしておりまして、6カ月が経過しております。しかしながら、私ども議員の任期が10月までということで、議会も本会議と9月議会を残すのみでございます。私は市長御存じのとおり、最終処分場建設当時の消防厚生事業組合議長として、5年分の利用価値のある施設をつくったのが、現在まで、いまだに未利用のままになっていることをどうしても納得が行かない者の一人でございます。新市長になりました。新しい市になり、新しい中での市長でございます。どうかこれが利用できるような御努力をしていただくための質問をさせていただきたいと思います。

この前も申し上げましたけれども、平成10年に大和町にお骨折をいただき、買収面積を1万8,598平米、買収価格は42,197千円、坪単価約7,487円で取得しました。そして、平成11年度にかけまして国庫補助事業として改善工事をしたところでございます。工事費といたしましては、水処理施設工事費が102,900千円、土木工事費319,755千円、操行管理費9,660千円、約432,285千円をかけております。このうちの事業費財源として国庫補助金104,071千円、起債249,700千円、一般財源78,514千円を使用しております。さらに処分場は未使用でも毎年経費を必要としております。

これは前回も言ったとおりでございますけれども、平成16年度が需用費4,145,553円、役務費が65,792円、委託費、いろんなもの合計して、約9,122千円余りかかっております。そ

れからクリーンセンターから出る焼却灰は最初は北九州の響灘、その当時は1トン20千円の焼却費を払っておりました。それから鞍手郡の小竹町、八代市、大牟田市、現在は山口県と点々としております。それまでにかかった費用が275,144千円、そして平成16年度の総合計といたしましては、約795,000千円がかかっております。それから、平成17年度は幾らかかったのでしょうか。

この行財政が声高く言われている現在でございます。せつかくある施設です。なぜ私たちの市民のために使うことができないのか、その努力をなされようとしめないのか、私は新しい市の市長です、胸を張って大手を振って、この使用に対する努力をしていただきたいと、強い強い願望で再度の質問となったわけでございますので、その心情をよくおわかりいただけるものと思い、これに関してはよろしく願いをいたします。

続きまして、3番目の合併後のメリット・デメリットについては、多くの議員の方から質問がっておりますが、私の視点は合併して本当によかったなと行政サイドが思われているメリット、やっぱり合併したところは予想に反してこういうところがいけなかったなというデメリット、それを詳しく行政、財政について、それから各種団体についてということに分けてお答えいただければと思います。そして、デメリット面については、もうどのような対応をとられているのか、このことをお伺いいたします。

さらなる質問は自席の方からいたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

竹井議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問の要旨につきましては、一つが平成18年度の当初予算の介護納付金に対する財源内訳がどのようになっているのかということと、2点目が、平成17年度決算におきます介護納付金の確定しています財源の内訳について教えていただきたいというような趣旨だろうと思います。

まず、介護納付金の財源について説明をいたします。

議員御指摘のとおり、40歳から64歳までの介護2号被保険者については、加入している保険者が医療分の保険税に加えまして介護分の保険税を徴収することになっています。この介護納付金に対します財源の内訳といたしましては、介護分保険税と国庫の負担金の療養給付費負担金、国庫補助金であります調整交付金、県の負担金であります財政調整交付金及び介護保険税の軽減分に対します基盤安定繰入金という一般会計繰入金がございますけど、それで不足する分は繰越金を充てているところでございます。

お尋ねの一般財源213,000千円と介護分保険税164,660千円の差の48,340千円は、介護分保険税の軽減分に対します一般会計繰入金、先ほど言いました基盤安定繰入金でございますけど、24,000千円と、残りが繰越金というふうになっているところでございます。

次に、国、県からの負担金が一致しないというふうな御指摘でございますけど、国庫負担

金の調整交付金、県負担金の財政調整交付金は、医療分に対する分と老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する分と合算されていますので、一致をしないというふうなことになるわけでございます。

2点目にお尋ねの平成17年度決算におきます決算額を申し上げますと、介護納付金につきましては463,877千円に対する歳入の内訳は、介護分保険税163,007千円、保険税軽減分が23,056千円、療養給付費負担金が167,540千円、調整交付金が48,577千円、それと県の財政調整交付金が16,571千円となっています。不足する分の45,126千円が国保会計への繰越金というふうになっているところでございます。

総務部長（山田政徳君）

3点目の合併後のメリット、デメリットについてお尋ねでございます。

まず、1点目の行政にとって合併してのメリット、デメリットは何かということですが、まず、メリット面でございますが、やはり一番の効果としてあらわれているのが人件費の削減でございます。職員数については合併前、1市2町の状態よりも現在30人ほど削減ができております。そして、四役、行政委員会、これ農業委員会とか教育委員会とか、そういったものでございますが、そうした方々も合併前よりも3分の1の状態になっておりますし、議員さん方もことしの10月から30人に削減をされるということで、これらをざっと計算をいたしましても、1年間でおよそ4億円ぐらいの削減につながるということになります。昨今の厳しい財政状況の折に、本来であれば市民サービスをカットするという状態も引き起こしかねないということもございまして、こういった人件費の削減によってそうしたサービスが維持、あるいは向上ができるという大きなメリットがございます。

デメリットについては、これとって思い浮かばないわけですが、一つ、今よく市民の中から苦情、不満として上がってきておりますのが、施設の使用料が若干まちまちで、高くなったとか、そういったものでございまして、そういった面につきましては、今後十分市の内部で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

市長（石田宝蔵君）

最終処分場の対策についてでございますけれども、これは竹井議員、今壇上でおっしゃいましたように、昨年12月の質問で私は答えておりますので、それにまだ変わることはございません。もちろんこの計画等については、今お説のとおり5年分のストックヤードは持っているわけでございますので、12月の議会で答弁いたしましたように、議会の御同意いただければ、またやれということであるならば、いつでも動くということで御理解いただきたいと思っております。

29番（竹井澄子君）

先ほどの御答弁の中でいろいろといただきましたけれども、18年度予算の介護納付金が

464,067千円、財源内訳が国が218,110千円、県が32,484千円、一般が213,473千円、歳出の方ですね。歳入につきましては、一般分現年度が139,266千円、滞納が3,412千円、計の142,678千円あると、退職者分が合計で滞納も入れまして221,985千円、課税額が164,663千円ということで、4,881千円の不足については、今ここでお話になりましたけれども、不足分を国保税から充当しているということですが、何をもちって不足分を充当しているかとお尋ねしましたら、国保よりということでした。ならば、介護保険分は被保険者から徴収するとなっているのが普通ですが、これは法の趣旨に反しないのかということが1点。

それから、国保はゼロ歳からの全員分を世帯主に課税しております。この中には65歳以上で介護保険料を年金から納めている第1号被保険者も含まれていますが、この人たちは年金も負担し、それから国保税からも2号被保険者の不足分を負担することになりますが、このことはどうなりますかということ。

それから、4点目に、17年度で1号被保険者が国保分から負担した2号被保険者分の保険料については、本来負担する必要がない分であると考えますが、この1号被保険者に対し18年度国保税を減額してでも返還するのかということ。

それから、5番目には国保運営審議会で17年度税率改正を据え置いた際に、どのような説明をし、不足が生じることを明らかにしたのか、そうでないならば、ちょっとおかしいんじゃないかということ。単独になった場合の財源は大丈夫かということ。

それから、6番目に18年度審議会において今後の所得の推移や納付額を見込み税率を改正し、適当な賦課額にする考えはあるのかということをお尋ねいたします。

それから、市長が答弁したとおりという、2番目に最終処分場の件については、答弁したとおりというお考えですが、私どもの任期がもう10月までなんです。何とか私は市長の口から前向きなお答えを聞きたくて、この再度の質問になっております。本当に市長の全力をかけてこれに取り組まれるのかどうか、その点もお尋ねしたいというふうに思います。

それから、3点目の行財政のところでございますが、デメリットは少ないというふうなことをおっしゃいましたけれども、私が聞き及びますところによりますと、サービスの低下、そして職員さんたちがまざってしまったからか知らないけれども、職員の態度が悪くなりましたねというのをよく聞きます。その点をどういうふうにお考えなのか、やっぱりなじんだ人がいるのといないのとでは、市民の方のサービスに対する受けとめ方も違うと思いますが、もう少し優しく市民に接していただけるような御指導をしていただけるかどうかという点、この3点をお尋ねいたします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

1点目につきましては、財源が不足する分についてどのような形で対応したのかというふうなことで、そういうことでお伺いしていいんですかね。その分につきましては、先ほ

ど申しましたように、繰越金、従前からの繰越金がございますので、その分をその介護納付金の中に充当して納付をしてきたというふうなことになるわけです。

それと、国民健康保険税の介護保険分について、1号被保険者については年金から天引きをされているけど、国保の中の世帯割を課税しているのは二重じゃないかというふうなことでの話だろうというふうに思いますけど、その分につきましては、国保税で課税しています介護分については、40歳から64歳までの2号被保険者に係る分のみを個別に計算しているというふうなことでございますので、65歳以上の第1号被保険者につきましても、保険料の段階区分については所得区分になっておりますので、二重課税ではないというふうなことで考えているところでございます。

それと、17年度の国民健康保険税の税率の引き上げについて、国保運営協議会にどのように諮ったのかということでございます。これにつきましては、平成17年度の国民健康保険税の税率については、合併前に1市2町で設置しました合併協議会の合併協定項目の一つであります国民健康保険事業の取り扱いで、税率については医療費の動向を考慮しながら合併時に統一するというふうなことで、平成17年の1月24日の合併協議会で、現在の税率を提案して了承されているものでございます。

参考までに旧柳川市の介護分の保険税を例に申し上げますと、所得割が1.0%を1.2%に、均等割が6千円が7千円、平等割は5千円というふうなことで同額というふうになっているところでございます。これにつきましては、合併前に各市町の国保運営協議会に2月ごろに税率の統一を含めた国民健康保険事業全般に変更報告というふうな形で了解をさせていただいて、合併後の17年度の国保運営協議会には税率の変更はなかったので、予算案の説明というふうなことで取り扱いをしているところでございます。

それと、今年度につきまして、どのような見通しになっているのかというふうなことでございますけど、今年度につきましては、原則的には据え置きというふうなことで対応しているところでございます。これらの理由につきましては、平成18年度からの累計で平成16年度末までに18,840千円の剰余金というのがございました。しかしながら、平成17年度の決算見込みでは26,280千円の赤字になったというふうなことでございましたけど、この結果を考慮しながら税率の改定検討もいたしましたけど、今年度につきましては先般の議会で議決をいただきましたように、条例改正の中で介護分の賦課限度枠の引き上げとか、公的年金等の控除の見直して、年金受給者等の負担増があるというふうな中で、今年度につきましては税率の引き上げを見送ってきたところでございます。

今後につきましては、医療費の動向とか剰余金、被用者の所得の状況など見ながら判断をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

市長（石田宝蔵君）

竹井議員に昨年の12月にも答弁申し上げておりますとおり、お答えしておりますとおり、

やらないわけじゃないんですよ。いつでも私はやりますということを答弁していると思います。問題は、私も理不尽なことで6カ月間2割の減給処分を受けた、私には全くわからないことなんです。大変将来的に厚生労働省の不適格処分場として指摘を受けて、それぞれ一部事務組合の議会の了承を受けて、そして御可決をいただき、工事に入ってできたものに、なぜ入れていけないのかと、町長が入れていいと言ったからということで、たったそのことで2割、6カ月の減給処分を受けているんですよ。私はいつでも入れたいと思っています。それができないとするところは、やはり議会の皆さん方の総意、やれというもの、たった4カ月、あと4カ月しかない、そのことは関係ないんです。

5年間のストックヤードがあります。他の地区に持ち出しても、柳川にとってはダムが5年間分あるわけですから、非効率的な費用対効果考えてみましても、今やらなきゃいけないという問題でもないんです。生ごみは人が生活するならば出てくる、そういうことを考えてみますと、当然5年間のストックヤードを私どもは持っているということは、大変優位な立場にあるということでも理解はできるわけです。したがって、その時期を見きわめながら、私も議会と話し合いをし、そしてまた、市民の皆さん方の御理解をいただいて、その使えるような方向に努力することはやぶさかではございません。

それから、市の職員の対応でございますが、入れまぜりになったと、これは当然のことです。職員603名、今580名、当然合併をしたならば職員の人事異動はあります。旧来の町でその人をそのまま置いておくということも、それは当然かもしれませんが、私ども合併協議会で言ってきたことは、人を減らして合理的な人員の配置をし、そして専門職を育てる、そしてこれからの大変難しい行政ニーズにこたえていくと、権限も地方に移ってくる、それなりのプロフェッショナルを育てていく、当然私どもはその責任が市民の皆さんに対する義務があるわけです。したがって、そういうふうなものについては、人事異動はあっても仕方がない。しかし、議員御指摘のように、不親切であってはならないと思います。

やはり市民の皆様はお客様でありますし、私は繰り返し繰り返し申し上げてきております。会議の場、あるいは職員の研修、したがって、そのような事態は最近私は減っているものだと思っておりましたら、つい先般、お手紙が来ました、また。三橋町で起きているんです。あってはならないこと。職員、事情聴取しなさいと、市民の皆さんをそんなふうな嫌な思いをさせることは、市としてあってはならないことなんです。とするならば、私どもはもう一度反省をし、そして、市民の皆さんにおわびを申し上げなきゃいけない。それは当然のことです。その毅然たる態度は、やはりどんなことがあろうとも市民の皆さん方はお客様でありますし、そういったマナーを忘れる職員にあっては、それなりの対応をしたいと思っておりますし、また、全職員、そういうものがまだ繰り返されているとするならば、研修をもっともっと強化したいと、お約束しておきたいと思っております。

総務部長（山田政徳君）

合併の件でございます。サービスの低下があるようだがというお尋ねでございますが、合併をする前に事務方の方で各種サービス、あるいは事務事業、1,400項目に及ぶ調整をしております。その基本姿勢はきのうの一般質問でも出ておりましたように、サービスは高い方に合わせるということでございましたので、大部分のサービスは高い方に合わせております。したがって、市民サービスの向上につながっているというふうに思います。

しかしながら、使用料、先ほど申し上げました施設の使用料の問題とか、幾つか住民の皆さん方から御不満が出ておるようでございます。そういったことは市民の個人個人にとってはサービスの低下というふうに受けとめられかねないと思いますけれども、そうしたことにつきましては、先ほども言いましたように、さらに内部の方で検討いたしまして、改善すべきものは改善する、そして、住民の皆さんに御理解を求めるものはしっかり説明をすると、そういう姿勢で臨みたいと思っております。

以上でございます。

29番（竹井澄子君）

介護保険につきましては、今回県連合を脱退するために準備室を立ち上げられましたが、各団体での脱退承認議決はいつごろになる予定か、また、承認議決を得て電算データの切りかえ、事務体制への職員の配置、事務室の確保など、多大な事務があるのかと考えますが、今後も必要に応じて人事異動を行う予定があるのかないのか、また、現行の3名で最後まで対応する予定なのかをお尋ねいたします。

それから、2番目の最終処分場の件ですが、私、平成17年度分の費用は幾らになったのかというのが、そのお答えが出ておりません。

それと、今、山口県に捨てに行っておりますが、それがいつぐらいまでの予定で、その後はどうなっているのかという点。

それと、一番最後になりましたけれども、市長が人事異動は必要と、これはわかった上で質問でございます。人事異動は必要でございます。そして、その中での職員の対応がやっぱり三橋町時代よりもまざってからおかしゅうなったとかいろいろ聞きますので、まざることによって職員のサービスが低下しないようへの要望でございます。

市長（石田宝蔵君）

この広域連合の脱退の問題は、今、私も大変難しい時期に来ているということ、つい先般来御説明申し上げてきていることでございます。この場ではそういった具体的な質問については答弁を差し控えさせていただこうと思っております。

それから、17年度のこの最終処分場の問題の費用ですね、これについての数値的な、客観的な数値については助役の方から答弁をさせたいと思っております。

それから、3点目の市民の皆さんへの接遇の問題だと思っておりますので、これについては当然、今御指摘あったようなことは、私が腹立たしいくらいであります。そんな職員がおるとい

ことは、情けないと私は思っております。このことについては十分真摯に受けとめて、対応をさらにやっていきたいとお約束をしておきたいと思っております。

助役（島田眞司君）

最終処分場の17年度の維持管理経費というお話でございますけれども、これは議員消防厚生事業組合の議長さんをやられたということでおわかりだと思っておりますけれども、432,285千円かけてつくりました施設につきましては、基本的に不適性埋立処分地施設の安全対策事業ということで行っておりまして、もともと野積みしてあった、そういったごみ等について、環境にいろいろな物質が流れ出ないように、そういったものを行うための事業として432,285千円かかったということでございます。したがって、あと計画の埋め立て部の6年間のポケットについては、そのうちの6,600千円しかかかっておらないということでございます。したがって、今維持管理で経費がかかっておりますけれども、それは基本的には不適性埋立処分地の維持管理のための経費ということございまして、特にその6年分のポケットがあるからかかり増しがあるということではないということ御理解をいただきたいと思っております。

数字的なものについては、また担当の方からお答えさせていただきたいと思っております。

廃棄物対策課長（江崎尚美君）

廃棄物対策課長の江崎と申します。よろしく申し上げます。

数値的な件についてお答えを申し上げます。

17年度の灰の処分が幾らぐらいかかったかということでございますけれども、約72,000千円でございます。

それと、契約が、どれぐらいセメントの原料かということで契約をしておりますけれども、それがどれぐらいかということでございますけれども、契約については単年度ごとの契約でございますけれども、ある程度我々もそのことを聞いたら、5年や10年ぐらいは大丈夫だろうということございまして、参考までに申しますと、今やっているところではなく、他の会社からもうちの方に回してもらえんかということで問い合わせがあったことを申し上げます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これをもちまして竹井澄子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。

一般質問は月曜日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問すべてが終了しましたので、月曜日19日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、月曜日19日は休会とすることに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午後2時8分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成18年6月27日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	8番	藤丸剛正
9番	江崎一恵	10番	井上一實
11番	澤野雅夫	12番	古賀澄雄
13番	緒方寿光	14番	藤丸正勝
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎 實
20番	梅崎和弘	22番	山下千鶴子
23番	島添 勝	24番	白谷榮治
25番	平川秋吉	26番	龍 益男
27番	塩塚博愛	28番	三小田一美
29番	竹井澄子	30番	山田奉文
31番	横山忠行	32番	大橋淳一
33番	吉田勝也	34番	藤木利美子
35番	津村政道	36番	河村好浩
37番	佐々木創主	38番	森田文次
39番	諸藤哲男	40番	荒木 憲
41番	谷川通澄	42番	伊藤法博
43番	島添達也	44番	椛島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦 博宣	48番	大橋茂樹
50番	金子久男	51番	木下芳二郎
53番	田中雅美		

2. 欠席議員

18番 龍 国 男
52番 隈 川 直 樹

21番 足 達 征 次

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 「請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書」に対する紹介議員の紹介取消許可願について

日程(3) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

請願第7号 良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書（継続分）

請願第12号 男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書（継続分）

2．産業経済委員長報告について

請願第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書

3．建設委員長報告について

議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第58号 市道路線の認定について

議案第59号 工事委託契約の締結について

請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）

4．教育民生委員長報告について

議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について

日程（4） 議案第67号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員49名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、総務常任委員会副委員長の互選結果について報告をいたします。

総務常任委員会副委員長に、澤野雅夫議員が決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程 1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきましては、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（椋島隼人君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま、議長のお許しを得ましたので報告をいたします。

平成18年第2回柳川市議会定例会最終日の会期日程について、6月28日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その御報告を申し上げます。

日程2が、「請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書」に対する紹介議員の紹介取消許可願についてであります。本件は、議題に供された後、直ちに採決と決定しております。

日程3が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をすることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに、質疑、討論、採決といたしております。

日程4が、議員提出の議案第67号の上程についてであります。提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げます。以上です。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 「請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書」に対する紹介議員の紹介取消許可願について

議長（田中雅美君）

日程2 . 「請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書」に対する紹介議員の紹介取消許可願についてを議題といたします。

竹井澄子議員から、請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書について、紹介議員の紹介を取り消したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書に対する紹介議員の紹

介取消を許可することに決定いたしました。

日程第3 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程3．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（津村政道君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命によりまして、総務常任委員会の経過を報告いたします。

お手元に差し上げておりますように、6月13日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件及び3月定例会で継続審議となっておりました請願2件について、その審査を終了したので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

1、委員会開催日、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略をいたします。

次に、

4、結 果

(1) 議案第47号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「279億9,200万円」に「1億6,740万円」を追加し、歳入歳出それぞれ「281億6,660万円」とするものであります。

審査の過程において、介護保険事業に関するシステム開発等の委託料、学童保育事業に係る運営委託のあり方、消防ポンプ自動車購入に当たっての入札方法、小規模休憩施設整備事業の事業内容等について質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数により原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第49号

原案可決

本案は、柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

平成16年の地方自治法の改正により、債務負担行為によることなく複数年度にわたり締結できる契約の範囲が、物品の借入れ及び役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務に支障を及ぼすもののうち、条例で定めるものまで拡大されたことに伴い、この改正に基づいた長期継続契約の締結が可能とする条例を制定しようとするものです。

審査の過程において、長期継続契約による経費削減効果等について、質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案可決といたしました。

(3) 請願第7号(継続分)

継続審査

良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書についてであります。

当委員会といたしましては、請願の内容について、慎重に審査しました結果、さらに、審査する必要があるとの結論に達し、全員一致をもって継続審査することに決定いたしました。

(4) 請願第12号(継続分)

継続審査

男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書についてであります。

当委員会といたしましては、請願の内容について、慎重に審査しました結果、さらに、審査する必要があるとの結論に達し、全員一致をもって継続審査とすることに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長(田中雅美君)

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長(木下芳二郎君)(登壇)

皆さんおはようございます。

6月9日の本会議で当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4、結 果

(1) 請願第13号

採 択

本件は、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書であります。

紹介議員の出席を求め、請願の趣旨説明を伺い、質疑・討論した結果、当委員会といたしましては、賛成多数で採択することに決定いたしました。

よろしく申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可のもと、建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案3件及び3月議会で継続審査となっておりました請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4、結 果

(1) 議案第48号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

過去に公営企業金融公庫から高利率で借り入れた企業債について、低利率での借り換えが可能となったことから、財政負担軽減のため補正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2) 議案第58号

原案可決

本案は、1路線の市道路線の認定についてであります。

この路線は、都市計画決定道路の一區画で、まちづくり交付金事業で整備するものであります。整備前に道路認定の手続を必要とするため、道路法第8条に基づき、市道認定をするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

(3) 議案第59号

原案可決

公共下水道事業終末処理施設の工事委託契約についてであります。

終末処理場である柳川浄化センターに、鉄筋コンクリート造り地下2階、地上2階建て、延べ床面積833.54平方メートルのポンプ棟と、その附属する沈砂池施設、水処理運転操作施設、水処理計装施設を建設する工事委託契約を締結するものです。

完成は、平成21年3月の予定で、契約金額は、消費税5%を含み「9億8,000万円」。

請負業者は、東京都港区赤坂六丁目1番20号、日本下水道事業団理事長板倉英則であります。

審査の結果、当委員会といたしましては、全員異議なく原案どおり可決と決定いたしました。

(4) 請願第6号

継続審査

本件は、継続審査となっていました、公園内市営住宅建設に係る請願書についてであります。

執行部より前回からの経過報告等を受けましたが、紹介議員より紹介者取り消しの届出があり、全員異議なく継続審査とすることに決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。ただいま議長の命を受けましたので、ただいまから教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

まず、6月13日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告を申し上げます。

1、2、3はお手元に配付してございますので、省略をさせていただきます。

4、案件

(1) 議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について

(2) 議案第51号 柳川市戸別浄化槽事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について

でございます。

5、結果でございますが、継続審査でございます。

(1) 議案第50号

継続審査

本案は、柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定についてであります。

本市の汚水処理人口普及率は非常に低く、水環境の整備が遅れているため、生活排水対策として戸別浄化槽の整備を推進するものであります。

委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、また、委員外議員の意見も聴取し、慎重に審議した結果、さらに検討が必要との結論に達し、全員異議なく、継続審査とすることに決定しました。

(2)議案第51号

継続審査

本案は、柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例についてであります。この事業が実施された場合において、使用料等を期限までに納付しない者に対する滞納処分等を規定するものであります。

当委員会としましては、議案第50号の継続審査に伴い、全員異議なく、継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時43分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第47号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第49号 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第7号 良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書（継続分）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、総務委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第12号 男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書（継続分）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、総務委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、産業経済員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は産業経済員長報告どおり採択と決定いたしました。次に、建設委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

3番（椋島隼人君）

3番椋島です。議案第48号に対して、ちょっと質問をいたします。と申しますのは、過去に、企業債を高率であったのを定率になかすという可能性になったということでございますが、理由としてどういうふうに、全般的にわたる企業債であるのか、個々にわたっての企業債であるのか、その点まずお願いいたします。

建設委員長（藤丸正勝君）

椋島隼人議員からの質疑が通告されておりますので、お答えしたいと思います。

水道会計企業債の利率の変更とか事業名とか言われましたけれども、借りかえは1本のみでございます。市長提案にありますように、8,842千円に対する借り入れ利率の変更ということで、今までの利率は7.4%という説明でございます。それを今度の借りかえによりまして、利率はまだ確定はしていないということでございますけれども、1%台を予想していると、かなり低利率になっているという報告でございます。その負担軽減といえますと、借りかえによりまして約1,300千円の軽減になるという報告でございます。

以上でございます。

3番（椋島隼人君）

ただ、今委員長の説明で、企業債ただ1件ということでございますが、その1件の理由はどうか。私は、企業債というのはすべて相当あると思います、いろいろな問題が。その1件だけ特殊の事情があるわけですか。お願いします。

建設委員長（藤丸正勝君）

ただ1件だけですか、私は執行部ではございません。執行部だったら、私の執行権があれば幾らでも安い利率に借りかえたいと思いますけれども、私はこの建設委員会に付託された分だけ答える義務でございます。

3番（椋島隼人君）

委員長、それはおかしいんじゃないですか。水道会計1件でも、どういうふうな理由で、こういふふうになるというだけのそのなんは必要なんですよ。あなたが執行部じゃないから知りませんと、答弁はもってのほか。

建設委員長（藤丸正勝君）

あなた、何て言いよつですか。理由はさっき言うたじゃなかですか。この1件だけで、利

率は7.4%から1%台になる、こういう非常にいい理由があるじゃなかですか。そうでしょ。理由がなかったらこういう提案はなされないでしょうもん。ただ7.4%台でそのまま最終年度まで払うちいうわけですか。いいものだったら、やはり提案して、利率の低いのに切りかえたがいいでしょう。ただそれだけですよ。理由はちゃんとあるじゃないですか。1%台になると、軽減されると。そういうことです。(発言する者あり)

議長(田中雅美君)

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算(第1号)については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(田中雅美君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第58号 市道路線の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(田中雅美君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第59号 工事委託契約の締結については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田中雅美君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(田中雅美君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、建設委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

47番（浦 博宣君）

47番浦です。教育民生委員長に御質問いたしたいと思います。

この議案第50号、51号につきましては、せんだって、全協におきまして協議をし、それぞれの議員がこの問題についてかなり理解をしていたとっております。なぜ委員会として採択されず、継続審査にされたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、全協とそういうことにおっしゃられましたが、その件については、私が答える必要はないと思います。ただ、継続審査とされた理由は、今説明をしたいと思います。何人から出ておりますから、よく聞いておってください。

なぜ、継続審査となるものかと、それちょっと答弁をさせていただきますが、先ほども、今申し上げましたとおりでございますが、柳川市の水環境の整備につきましては、現在、下水道、合併浄化槽の2本立てで整備が進められているところであります。

議員も御承知のとおり、合併浄化槽の設置については現在国県の補助を受けて、市民が個人物として設置をされているところでもあります。今回の条例は、市の所有物として設置を行うということで、従来とは全く異なった方式で設置条例でもあります。そして、設置方法も、当初市長が最も効率よいとして推進をされていたPFI方式が、市の直営事業へと大きくその手法を変更されています。また、設置に際しては、本体工事の1割負担のみが強調されていますが、設置をされる家庭におけるトイレを含む水回りの改修工事、また浄化槽本体の設置の工事、また水路までの水路工事と大きく三つの工事が考えられるわけでございます。それぞれに重機が使用できる場合、また手作業で工事をしなければならない場合など、工事一つをとっても幾つものパターンが考えられるわけでございます。その費用も大きく異なっております。また、配水管の設置をしましても、市が所有する浄化槽から水路までの間に、他人の土地が迫った場合に、その利用権というのはどう担保されるのか、だれが交渉を行う

のかなど、幾多の重要な問題が山積しておるわけでございます。

今会期中、私2回も委員会の開催しておるわけでございます。執行部からも説明受けました。また、執行部においても、問題点の洗い出しが不十分であると、そういうふうには私だけじゃなくて、委員会全部で、そういうことで一応判断していただいております。私はそういうふうには思っております。多くの疑問点が明らかになっていると。

この事業は10年間の事業となっておりますが、事業費の償還は30年の期間を要するわけですよ。償還が終了するころには、私ども議員の多くは既に鬼籍にある者がほとんどではないかなと、そういうふうには思います。このような長期にわたる多額の費用を要する事業でございますので、市長が常におっしゃられているように、最小の費用で最大の効果を得るためには、議会閉会中も審議を行って、うんと勉強させていただいて、また疑問点を解消し、市民の負託にこたえることが議会の務めと私は考えておるわけでございます。当初のとおり継続審査とすることで、全員一致を見たところでございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

47番（浦 博宣君）

長々詳しく御説明をいただきましたけれども、まあ簡単に言えば、そういうふうないろんな問題があったからこそ全協をわざわざ何回も開いて、皆さん方に御理解をいただいて、そしてその委員会付託になってもスムーズに行くように、下の段階でいろいろなお話があったんじゃないですか。どうでしょうか。なら、全くその全協については無意味ということでしょうか。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、浦議員の全協全協とそういうふうにおっしゃられておられますけれども、私は非常に、全協は一応答える必要がないとそういうふうには思っておりますので。

以上でございます。

47番（浦 博宣君）

この市町村型の合併浄化槽の事業につきましては、もう市民の中でかなり広く伝わっております。費用の若干の市の負担がふえるということではございますが、この事業は、それぞれの市民側にとりましては1割でいいと、非常に市民側にとりましてはすばらしい事業だと、水環境については、それぞれに新築を含めて移行をしたい、設置をしたいと方が大勢いらっしゃるんです。それを本議会で継続審査ということになれば、2年近くその事業はストップということになります。もし、国から、県からそういうふうな予算がついとる中で、それを引き延ばす上で、これが流れたということであれば、委員長としてどういうふうに責任といえますか、考えておられるのでしょうか。市民側に、例えば、こういうふうな事業は早く通して、それぞれに市民の間の中でよかったと言っただけのような事業だと私は思っております。そこら辺に、市民側にとって、そういうふうな考え方があるのでしょうか、ないの

でしょうか。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、浦議員のおっしゃられるとは、私ちょっと理解されんですね、質問に対しては。

ただ、議員、または委員会、その場で全部水もきれいにしている、全部みんな最低なんですよ。ただ、中身のことを勉強させてくれと。あなたたちも本会議のとき、私は勉強せると、そして採択されたじゃないですか。何を言っておるですか、あなたは、今の発言は。

はい、以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにございませんか。

42番（伊藤法博君）

42番伊藤でございます。議案第50号、すなわち柳川市戸別浄化槽に関する条例の制定についての教育民生常任委員会付託案件について、6月20日の教育民生常任委員会に要請されたとして、総務常任委員会の委員が、総務委員会の意見としてではなく、個人的な意見として二、三の委員が発言されました。

当初、私は教育民生常任委員会の決定によって、総務委員会の委員の発言を求められていたものと思っておりましたが、後で教育民生常任委員会の複数の委員に尋ねたところ、委員会での要請はしていないとのことでした。議員必携によりますと、付託を受けた委員会から出席を求められた委員会に対しては、文書で申し入れを行うとあります。今回の場合は、そういった正規の手続がとられてないと思います。安易に、委員長が独断で委員以外の発言を許すとするならば、付託された委員会の自主性、尊厳性が損なわれ、委員会の失墜になりかねないと思います。その点、どのような手続で総務委員会に申されたのかをお尋ねをいたします。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、伊藤議員のお尋ねでございますが、委員会の方で皆さんたちにお諮りをして、そして総務委員会にお願いをしたわけでございますので、そういうことで、誤解を招かないようにお願いをしたいと思います。

42番（伊藤法博君）

委員会に諮ってしたと言われましたけれども、副委員長もそういうことはしていないと。そのほかの委員もそんなことはなかったという発言がっております。

次に、議案第50号の柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については、教育民生常任委員長の発言のとおり、継続審査となっております。継続審査となりますと、柳川市が計画していた7月からの住民への周知期間4カ月、設置申請から着工までの準備期間2カ月がかかりますので、平成19年2月からの着工ができなくなります。この案件が9月議会で採択されたとしても、3カ月間のおくれとなります。従来の個人設置型の浄化槽、設置数が年間

350件程度ですから、3カ月間おくれますと、約100基の設置が、個人負担が多い従来の個人設置型で設置しなければなりません。

今、柳川市が進めようとしている市町村設置型の方が、従来の個人設置型とでは1基当たり466千円、個人負担が軽減されるようになっていきます。すなわち、3カ月間、市町村設置型の取り組みがおくれますと、466千円掛け100基、46,600千円程度の不利益を市民がこうむることになります。その点、教育民生常任委員会ではどのような論戦がなされたのか。また、今回継続審査にしたことにより50,000千円程度の負担増を市民に強いることになるわけですが、その説明責任はどのように果たされるのか、お伺いいたします。

教育民生委員長（三小田一美君）

おれ、おたく、本当に議員じゃかち思うときありますね。

あのですね、議案の内容については、一応まあ継続となっている以上、答えられんわけですよ。ただ、おたく、言わっしゃつとは、執行の方やかと、だれが責任とらっしゃるなんて、皆さんたち全部で、議員でおられるわけですよ、委員でも、成立しておられるわけですよ。

あのですね、私が最終的に、これが終了した議案の50と51号ですね、それが成立して、最終的に終わって、それを私が最終報告するわけ。そのときには私は答えましょう、そのときは。伊藤議員。

42番（伊藤法博君）

この案件に対しては、市長の提案理由の中でも、市民の周知期間等をしんしゃくすれば、本年度において事業に着手するためには、本議会での条例可決が必要であり、事業実施の緊急性につきましても、御配慮の上、御審議いただきますようお願い申し上げますとなっております。そういった面で、やはり今議会での採択をしなければならない案件、市民のためにも採択しなければならないものだと思っております。

次に、この事業は、平成17年から平成26年までの10年間の事業として、すなわち水郷柳川の水環境再生計画事業10年間として、国の認可を受けたものです。国、県、財政の厳しい中、住民負担が最も軽減されるこの事業を、（「出された問題と違おうが」と呼ぶ者あり）ほかの市町村より先に率先して手を挙げ、認可されましたが、手をこまねいて実施できずにいると、限りある国の予算ですから、おいしい事業として後発のほかの市町村から先を越されてしまう可能性があります。そういった意味で、平成17年、18年の2年間、この事業の着工はできなければ、事業の縮小、ひいては事業計画の取り消しさえもが懸念されます。もし、そのようなことになれば、柳川の住環境の改善、水環境の再生、農業、漁業、観光産業の振興、有明海の再生等に多大な悪影響を与えるとともに、市民に多大な経済的負担を強いてしまいます。そういった面も含めて、継続審査になった理由をお尋ねいたします。

教育民生委員長（三小田一美君）

あのですね、継続の理由で、浦議員に今答弁したとおりでございまして、私が最終な方向、

その場合には、私が今議員、私が今答弁をすると、この代理も私がしてあげまっしょう。そういうことで最終のとき発言してあげます、最終報告のときは。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

46番（上妻勝吉君）

教育民生常任委員会の報告、委員長の報告でございますが、委員外議員の意見も聴取し、慎重に審議した結果、さらに検討が必要であるとの結論に達し、全員異議なく継続審査としたということであるが、この内容については、どういったことが審議されてきたのかよくわかりませんので、この辺についてお聞かせ願いたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、上妻議員のちょっとそれにお答えしたいと思います。委員外の議員の意見もお聞きされたかと、そういうことでしょ。一応その件は参考として聞いて、採決、あれには加わっておられませんので、よろしくお聞かせ願いたいと思います。

46番（上妻勝吉君）

どういった内容を論議されたのかというようなことをお聞きしておったんですけれども、その答えはないわけでございますが、これは余りしゃべるとできませんので、次に行きたいと思います。

5月26日の全員協議会の中でいろいろ説明をされまして、そのときには、市町村型の合併浄化槽で取り組んでいくというような方向性で、議長の方から意見集約がなされたように私は受けとめているわけでございますが、そうしますと、私は、そのときそういった意見集約がなされたということであれば、執行部の提案されている合併浄化槽について承認されたのではないかと、こういったことを思っておりましたので、ここでこれが継続審査になったことがおかしいんじゃないかということが一つ。

もう一つは、会派代表者会議が6月9日に開催をされたわけですが、そのときにも、この合併浄化槽の問題について審議されたと。そういうことで、この中で特に問題になったのは、市町村合併型で取り組んでいくということについては、おおむね了解されたと私は理解しておったわけでございますが、中でも密集住宅の問題、これについてはやはり検討する必要があるというようなことで、その問題についてはそういったことがなされたと、このように受けとめておったわけでございますので、私、今お聞きしておりますのは、全員協議会の経緯、さらには会派代表者会議の経緯、こういったことについて委員長はどのような見解持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、二つの質問でございますが、一応私は尊重はせやんじやろうと。ただ、私は、それを答える必要はないと思うわけですよ、その件に対してはですね。ただ、この件に、尊重もせ

やんかもわからんばってん、うちの所管委員会、あるいは議会運営委員会もしかりなんですけど、重視をしていただかやんと。一応、同じ同僚議員でございますから、どうも聞きよったら何か私、前の、昔の大和町の町長から何か聞かれよるごた、そういう考え方を持つときのあるわけですね。もう今は、そういうことで一生懸命地方自治法にのっかって、それはもう頑張っって皆さんたちいただいとっじゃろうち思っておりますが、その件に対して、一応答える必要はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

46番（上妻勝吉君）

委員長の方から、全協のそうした経緯、さらには会派代表者会議の経緯等につきましては、そこで決められたことについては答える必要がないということでございますので、これから先にいろいろ話をしても難しいんじゃないかと思ひますので、これで終わります。

議長（田中雅美君）

ほかにございせんか。

14番（藤丸正勝君）

14番藤丸でございます。

私は、この問題は可決してもらいたいという気持ちでございました。なぜかと言うと、これは私も、個人的に設置しようかと思つた本人でございます。何十万円か損したというようなことでございます。

委員長報告は継続であります。この今度の提案の目的といたしましては、もう皆さん御存じのように、市の汚水処理、普及率が非常に低くて、水環境整備がおくれているということが一つの要因だつたらうと思ひます。やっぱり、それで生活排水の対策といたしまして、早急な整備計画をお願いされておる提案でございます。

委員長さっき言われますように、この水環境の問題に対しては、下水道と浄化槽と2本立てでやっているからという、これはもう間違いございません。今現在も浄化槽設置はされておりますけれども、この内容が少し変わったということでございます。

この今度の提案に対して、市が管理するということで費用が多くなるというようなことも言われるとか、他人の土地を相談していかなければならないという問題とか、重機が入らなくて費用が高くなるとか、それは今現在でも同じでございます。やはり今現在も既設の浄化槽を設置される方は、自分方でされるところはされると、されないところはやっぱりどうしても隣地承諾ができないとかということとされないということとありますので、今度の浄化槽問題とは余り関係ないじゃなからうかと、そういうふうに私は思つておるところでございます。

やはり継続までの過程ということでお聞きしておりましたけど、最初の浦議員の質問の中に答えておられますけれども、私はこの6月議会で制定されまして、可決されまして、今年度からの事業を待ち望んでいた一人でございます。

そこで、3点の質問をいたしますけれども、教育民生委員会の全員の許可というのが、総務委員会が入られたことに対してとられたのか、個人的に総務委員会が入られたのか、どのような形で入られたのか、これ委員会として重大な問題でございます。三小田委員長個人でやられたのか、副委員長と相談されて許可をされたのか。また、委員会はほかに産業経済とか建設委員会とかありますけれども、なぜ総務委員会だったのか。その3点、ちょっと伺いたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、継続なったことは、もう大体説明は私したと思いますので。ただ、どうして委員外の方が御出席をされたかと、そういうことにちょっとお答えをしたいと思います。その件は、一応委員会で要請をして、そして一応皆さんたち、金子副委員長もおられたから、皆さんたち全部で一応お願いをして、そういうことで総務委員会の方に出席を求めたわけでございます。

ただ、その件について、柳川市会議規則の第105条ですか、意見を求める規定がありますので、そのルールにのっとって一応やらせていただいたと、そういうことでございます。じゃあ、よろしくお願ひしたいと思います。

14番（藤丸正勝君）

今の答弁をお聞きしますと、教育民生委員会の許可を受けて総務委員会は入られたということで間違いございませんか。（「はい、ございません」と呼ぶ者あり）

じゃあ、そのところのやはりはっきり私にわからなかったもので、ルールはルールとしてありますから、ルールだけは守ってもらいたいとそういうふうに思っております。

この議案第50、51号は、この教育民生に付託されてある議案でございますけれども、なぜ総務委員会と話をされたか。ほかには、産業経済委員会とか、建設委員会とかありますけれども、これは全協ですればよかったということで、もう一回全協であって、この話は終わっておったと私は思っておりました。だから、スムーズにいくんではないかという考えではおりました。やはり、そのことに関しては、先ほどから委員長は答えたくないというような発言でございます。でも、やっぱり私はなぜだったか、この辺をちょっと私は聞きたいと思うんですよ。

それと、もう1点、委員外議員がその委員会で発言をされたということでございますけれども、この発言に対しても、委員会としては許可をとられたのか。

まず、この委員外議員というのは、話を聞きますと、反対の意見を言われたと、この条例制定に対しての反対の意見を言われたと。委員外議員というのは、その委員会の中では、賛成、反対を言うことはできないわけですよ。その意見を取り入れて、委員長の報告になっておるようでございますけれども、やはりこの委員外議員の意見も聴取して慎重審議したということでございますので、これは大変な問題じゃなからうかと思うんですよ。委員外議員は

賛成、反対は言うことはできないと私は思っております。そのところ、お願いいたします。

教育民生委員長（三小田一美君）

今その方たちの、出席した人たちの御意見を聞いてそういう報告したと。それは、一応お話は聞いたと、そういうことで聞き及ぶ程度で私は考えておったわけですが、そこから辺のちょっと誤解をしてあつとやないでしょうか、藤丸議員。（「いや、委員会の許可を受けられ……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

今、藤丸議員の方からお尋ねというか、御質問がありました。その件に対しては、一応委員会で意見は聞いておりますよ。皆さんたちにお諮りをして、意見は聞いております。ただ、それを一応、こうこうこうこうってそれを聞いて、審議には入ってはおりません、委員会の中では。そいけん、いつでも建設委員会やろうが、どこでん来ていただいても結構だと思うわけですね。もし、私たちでも申し入れればすれば、一応わからない点があれば。

ただ、私が言いよつとは、総務委員会は条例のあるわけですね、条例の。だから、私もやっぱり勉強しておかんといかなち思って、お願いをしたわけでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

答弁なつたですか。（「いや、なつておらんです」と呼ぶ者あり）さっきの二つの質問に対する答弁。（「答弁になっておりません」「二つ言ったけど、あと一つ何やつたですか。何やつた」「委員外議員が発言したのに委員会の許可を受けましたかということ」と呼ぶ者あり）

教育民生委員長（三小田一美君）

今の件は、意見は述べていただいたと思います。

14番（藤丸正勝君）

いや、意見は述べてもらいましたちいうことは、委員会の委員からの意見ですか。それとも、総務委員の意見ですか。それがわからないわけですよ。私は、教育民生委員の委員会の皆さんの許可を受けられて発言されたのかと、委員外議員が。委員長、わかりますかね。

議長（田中雅美君）

それが1問でしょ。

14番（藤丸正勝君）

それ、1問です。それを一つ考えておってもらいたいと、そういうことを言っているわけですよ。なぜかといいますと、やはり委員長もルールがあると言われたじゃないですか。やっぱり委員会は委員会としてのルールがあると、ルールを守って初めて委員会というのは成立するわけですよ。その委員会ルールを離脱したら、やはり議会はどうろこうろなつたということでございます。

その継続と言われるのは、これ非常に言葉はきれいですよ、市民の皆様には言わせれば。

継続審査と、ああ次の議会までかとか、そういうふうな感じでございますけど、この事業といたしまして、事業の計画上、私はやはりこれは進めてもらいたい事業であったから、継続というのはなかなか私は受け入れないということです。何かやっぱり中身が、なんかどろどろとしたような感じでございます。

また、この事業がおくれるのが、事業をおくれさせるための継続かとか、そういうふうなことを感じるわけですよ。委員長はそういう意図で継続したということじゃないだろうと思いますけれども。（発言する者あり）そういうことで思いますので、やはりこれを、議案第50号、51号が教育民生で重荷と思われたら、また本会議に差し戻してください。そういうことで、私は1点だけお伺いいたします。

教育民生委員長（三小田一美君）

合同ちいいますか、総務委員会の方が一緒に入られて、そればいろいろ言われておりますが、なら答弁もさせていただきますが、常任委員会は議会の予備的審査機関といたしまして、議案や陳情などを審査する権限が付与されておるわけです。条例に定められた所管の事柄について審査権を有し、会議規則の定めるところにより付託行為があって初めてその権限を行使できるものであることは議員も御承知のことと思うわけでございます。

今回付託をされた議案は、条例の制定についてでありまして、条例の制定については、付託を受けた本委員会が審査を行うことに当たって、ふだん条例の制定を取り扱われている総務委員会の皆様の卓越した知識と、または見識をお借りしたところであります。そしてですよ、最後に聞いてください。討論、または採決には参加されていませんので、そういうふうで申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。（「それから、もう一つあったっちゃけど。あと一つあったっちゃけど」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

あの答弁ばせやんですたい。

教育民生委員長（三小田一美君）

どれですか。（「委員会の許可をとられて発言を受けたのかと」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

委員会の許可。

教育民生委員長（三小田一美君）

はい、そのとおりでございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4 議案第67号

議長（田中雅美君）

日程4 議案第67号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

51番（木下芳二郎君）（登壇）

提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、意見書案のとおり、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議員各位におかれましては、本件に御賛同をいただき、速やかに御決定くださりますよう

お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩といたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対する質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成18年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 藤 丸 剛 正

柳川市議会議員 高 田 千 壽 輝